

第 1 8 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 20 年 8 月 29 日 開 会

平成 20 年 9 月 5 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 18 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（8月29日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	3
○ 開会及び開議の宣告	4
○ 議会運営委員会委員長の報告	4
○ 会議録署名議員の指名	5
○ 会期の決定	5
○ 諸般の報告	6
○ 提出議案提案理由の説明	6
○ 発議第 4 号から発議第 6 号の上程、採決	14
○ 議案第 73 号から発議第 92 号の上程、委員会付託	14
○ 陳情第 2 号、陳情第 3 号の上程、委員会付託	15
○ 散会の宣告	16

第 2 号（9月1日）

○ 議事日程	17
○ 本日の会議に付した事件	17
○ 出席議員	17
○ 欠席議員	18
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	18
○ 職務のため出席した者の職氏名	18
○ 開議の宣告	19

○ 一般質問	1 9
工 藤 幸 子 君	1 9
松 本 陽 一 君	2 5
夏 堀 文 孝 君	2 9
沼 畑 俊 一 君	3 8
○ 散会の宣告	4 3

第 3 号 (9 月 2 日)

○ 議事日程	4 5
○ 本日の会議に付した事件	4 5
○ 出席議員	4 5
○ 欠席議員	4 6
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 6
○ 職務のため出席した者の職氏名	4 6
○ 開議の宣告	4 7
○ 一般質問	4 7
立 花 寛 子 君	4 7
川守田 稔 君	6 0
根 市 勲 君	6 7
工 藤 久 夫 君	7 7
○ 散会の宣告	8 6

第 4 号 (9 月 5 日)

○ 議事日程	8 7
○ 本日の会議に付した事件	8 9
○ 出席議員	8 9
○ 欠席議員	8 9
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9

○職務のため出席した者の職氏名	9 0
○開議の宣告	9 1
○報告第 1 3 号上程、説明、質疑	9 1
○報告第 1 4 号上程、説明、質疑	9 4
○報告第 1 5 号上程、説明、質疑	1 0 0
○議案第 7 3 号から議案第 9 2 号の委員長報告、討論、採決	1 0 1
○議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第 9 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第 1 0 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第 1 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 1 0 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第 1 0 6 号から議案第 1 0 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第 1 0 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第 1 0 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第 1 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○発議第 7 号の上程、採決	1 3 9
○陳情第 2 号、陳情第 3 号の委員長報告	1 4 0
○陳情第 2 号の質疑、討論、採決	1 4 1
○陳情第 3 号の質疑、討論、採決	1 4 1
○常任委員会報告	1 4 2
○日程の追加	1 4 2
○追加提出議案提案理由説明	1 4 3

○ 議案第 1 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○ 議案第 1 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○ 発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○ 閉会の宣告	1 5 4
○ 署名議員	1 5 7

第18回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年8月29日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 発議第4号 南部町議会図書室設置条例の一部改正について
- 第 6 発議第5号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 第 7 発議第6号 南部町議会事務局処務規程の一部改正について
- 第 8 議案第73号 平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第74号 平成19年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第75号 平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第76号 平成19年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第77号 平成19年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第78号 平成19年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第79号 平成19年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第80号 平成19年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第81号 平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 17 議案第82号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第83号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第84号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第85号 平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第86号 平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第87号 平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第88号 平成19年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

て

第 24 議案第89号 平成19年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第 25 議案第90号 平成19年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定
について

第 26 議案第91号 平成19年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決
算認定について

第 27 議案第92号 平成19年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第 28 陳情第 2 号 南部町の非核平和自治体宣言を求める陳情書

第 29 陳情第 3 号 青鹿長根、高屋敷線（その他2201）地区道路整備に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	19番	西 塚 芳 弥 君
20番	佐々木 由 治 君		

欠席議員（1名）

18番 東 寿 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 赤 石 武 城 君

副町長	馬場 宏 君	総務課長	坂本 勝二 君
総務課管理監	小萩沢 孝一 君	企画調整課長	奥瀬 敬 君
財政課長	堀内 富士夫 君	税務課長	八木田 良吉 君
住民生活課長	中野 雅司 君	健康福祉課長	有谷 隆 君
環境衛生課長	小野寺 直和 君	農林課長	岩館 茂好 君
農村交流推進課長	小笠原 覚 君	商工観光課長	大久保 均 君
建設課長	西野 耕太郎 君	会計管理者	坂本 與志美 君
名川病院事務長	坂本 好孝 君	老健なんぶ事務長	神山 不二彦 君
市場長	堀内 誠悦 君	教育長	角濱 清輝 君
学務課長	庭田 卓夫 君	社会教育課長	佐々木 博美 君
農業委員会事務局長	坂本 勝 君	代表監査委員	鈴木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	立花 和則	主 幹	板垣 悦子
総括主査	岩間 孝幸		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第18回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時05分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会副委員長 川井健雄君 登壇）

○議会運営委員会副委員長（川井健雄君） 委員長が欠席されておりますので、かわってご報告申し上げます。

去る8月22日に開催いたしました議会運営委員会において、第18回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告3件、平成19年度各会計決算認定20件、条例の制定等7件、平成20年度補正予算11件でございます。なお、平成19年度各会計決算認定につきましては、決算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほかの案件といたしましては、議員提出議案が4件、陳情2件、常任委員会報告がございます。一般質問は8名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、陳情書につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日8月29日から9月5日までの8日間といたしました。

なお、8月30日、31日は休日のため、9月3日は議案熟考のため休会といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

川守田稔君 着席

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において15番坂本正紀君、19番西塚芳弥君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月29日から9月5日までにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この議事日程についてであります。あまりにも短期間で十分に住民の負託にこたえる日程になっておらないと思えます。この日程の改善を求めるものでありますが、どのように考えてこのような日程になったのか。これは、議会運営委員の方々からお聞きしたいと思えます。

○議長（小笠原義弘君） ただいま議長宣言に対してご異議がありました。この場合の異議申し立ての成立は、会議規則第87条の規定により3人以上を必要といたします。よって、異議のある方の起立を求めます。異議のある方はご起立願います。

（起立者1名）

○議長（小笠原義弘君） ご着席ください。

ただいま議長の宣告に対し３人以上の異議がありませんので、異議の申し立ては成立しません。よって、本件は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま決定されました８日間の会期中、８月30日、31日は休日のため、９月３日は議案熟考のため、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの３日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成20年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しております。

今期定例会の上程は町長提出議案38件、報告３件、陳情２件、常任委員会報告の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成20年第18回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席を賜り開会できますことに衷心より厚くお礼申し上げます。

また、小笠原議長におかれましては、8月7日開催の三戸郡町村議会議長会臨時総会において会長に互選されました。会長ご就任まことにおめでとうございます。衷心よりお祝い申し上げます。町村議会の発展のため、より一層のご尽力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります。報告3件、平成19年度決算の認定20件、平成20年度一般会計ほか各特別会計補正予算案、その他の条例の制定、一部改正などの案件18件、合わせて41件であります。提出案件の概要をご説明する前に、6月議会以降のこれまでの町政運営の状況につきましてご報告いたします。

まず、7月24日に発生した岩手県沿岸北部地震の被害状況についてであります。先の臨時議会開催時に被害件数等の最終報告書を提出させていただきましたが、このたび、この地震による被害額がまとまりましたのでご報告させていただきます。まず、学校や海洋センターなどの公立文教施設ですが、被害額は141万2,000円、農林水産施設が20万円、公共土木施設が850万円、集会所などのその他の公共施設が708万8,000円の合わせて1,720万円となりました。これらの復旧事業費の一部は今回の補正予算にも議案として提案しておりますので、ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。今回の地震は震度5強という強い揺れを観測いたしましたが、震源が深かったことなどもあり被害は最小限にすみました。地震直後の8月3日に、町防災訓練を名川地区を会場として地域の自主防災会など500人が参加して実施いたしました。訓練の積み重ねは、有事の際には必ず生きてくるものであり、今回の地震対応についても関係機関の対応は速やかに行われたと認識しております。近年、日本列島は大きな地震が頻発していることも踏まえ、今後とも常日頃の訓練と備えを怠りなく、地域防災力の一層の向上に努力してまいり所存であります。

次に、多目的バスの運行についてであります。昨年11月に試行運行を行い、これを基に本年4月から南部バスに運行委託し、本格運行を開始いたしました。運行路線は、バーデパークと三戸駅間を庁舎、病院、公民館等の主要施設を経由する循環ルートと、南部地区、福地地区の路線バスの運行のない交通空白地帯のルートと、2系統・5路線を5ダイヤで運行しております。利用状況といたしましては、運行開始直後の5月1カ月間の利用者は3,086人で、一日平均99.5人でした。先月7月の1カ月間は3,676人、1日平均108.6人という状況であり、徐々にではありますが利用者への周知も図られ、利用者がふえてきている状況にあります。今後は更に利用者への周知を図るとともに、町民の足として便利に利用していただけるよう尽力してまいります。

また、地球温暖化、燃料の高騰などバスなどの交通手段は、ますます有効になってきていると思います。交通弱者といわれる高齢者や子どもたちだけではなく、一般の人たちにとっても利用しやすい町内の交通体系を構築していくことが重要であると思っておりますので、今後とも、関係団体と協議しながら地域交通体系の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、通年農業観光事業についてであります。去る6月21日から7月21日まで開催した「南部町名川さくらんぼ狩り」につきましては、期間中好天に恵まれ、多くのお客様に足を運んでいただいたところであります。また、8月17日には「桃狩り種飛ばし大会」を開催、旬の味わいイベントを楽しんでいただきました。

次に、達者村事業についてであります。去る6月11日に会員制共同管理農園の「達者村ずっぱど農園」をバーデパーク隣接地に開園したほか、来訪者をもてなす美しい町内景観の整備や町内会などの地元コミュニティの結束強化を目的とした「達者村花壇コンテスト」などに取り組んでいるところであります。

次に、都市農村交流事業についてであります。総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携し、力強い子どもたちの成長を支える教育活動として、農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するための新規事業「子ども農山漁村交流プロジェクト」において、全国14地域、東北地方では当町も含め2地域がモデル地区の一つとして選定を受けました。現在は、階上町の小学校の農家生活体験受け入れや、達者村ホームステイ連絡協議会員のスキルアップ研修などを実施しております。また、関東・関西地方の中学、高校による農業体験修学旅行の受け入れにつきましては、すでに8校、689人もの生徒を受け入れており、今年度通算では過去最高となる14校、1,212人の受け入れを見込んでおります。このほか、JR東日本と連携し、旅行商品である「大人の修学旅行」を実施するなど、生徒以外の一般の方々の招致についても積極的に取り組んでまいり所存であります。

このほか、ジャックドまつり、南部まつりなど多くの人でにぎわいました。9月には名川秋まつり、苦米地まつりなどや10月にはNHKのど自慢大会も開催されます。農業や歴史などの南部町の優れた資源を生かし、内外からの観光、交流人口をふやし、町の活性化に向け最大限の力を注いでまいりたいと考えております。

次に、南部町学校給食センターについてであります。先の臨時議会において、工事請負契約の締結についてご議決賜り、おかげさまをもちまして、9月3日に建設地において工事の安全祈願祭をとり行うこととしており、これにより造成工事を開始し、本格的に建物の工事着工となる予定であります。今後は、現在の各地区三つの給食センターにおいて新しい給食センターで継続

して使用できる物品について調査を行い、これが終了し次第、食器や事務機器、洗濯機などの管理用備品などの入札を11月までに終えることとしております。

今年は、春先の霜、ひょう害により当町の果樹は大きな痛手を受けてのスタートとなりました。町といたしましては、石油高騰が続く農業経営が非常に苦しい状況下にあることなどを考慮し、厳しい財政状況の中ではありますが、できうる限りの支援策を講じたところであります。農家の皆さんには災害の影響を見極め、被害園地に対し確実に薬剤散布をしていただきたいと思います。また、お盆を過ぎてから寒い日が続いており、水稻は登熟を迎える大事な時期であります。気温は次第に上がる見通しとのことではありますが、低温の影響が懸念されます。天候の回復と台風などの風水害に見舞われないよう切に願う次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第13号、平成19年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります、平成19年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方自治法に基づき、付属書類、審査意見書を添えて議会に報告いたすものであります。

次に、報告第14号、平成19年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてであります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき平成19年度南部町の普通会計について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率並びに将来負担比率の健全化判断比率を監査委員の意見を付して、議会に報告するものであります。

次に、報告第15号、平成19年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてであります、報告第14号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度南部町の各公営企業会計について、資金不足比率を監査委員の意見を付して、議会に報告するものであります。報告第14号、報告第15号につきましては、赤字額、資金不足額がないことから、監査委員からは、「是正改善を要すべき事項については、特に指摘すべき事項はない」との審査結果をいただいておりますが、健全化判断比率報告書につきましては、総合意見として、「実質公債費比率が高く、財政圧迫要因につながる可能性があるので、低めに推移するよう今後とも努力されたい」との意見をいただいております、さらなる財政健全化に努めてまいり所存であります。

次に、議案第73号から議案第92号までの平成19年度各会計の決算20件についてであります、監査委員の意見を付して、議会の承認を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長から説明がありますので、私からは一般会計の概要についてご説明申し上げます。

まず、平成18年度から財政運営計画、公債費適正化計画を策定し、県に提出して財政健全化に取り組んでいるところでありますが、報告第14号で町財政の健全化比率の報告をさせていただきましたとおり、実質公債費比率につきましては改善がなされているものの、基準に対し高めの推移であり、今後とも事務事業を見直し、集中改革プランを推進するとともに借入額の削減及び繰上償還を含めた借入残高の減少に一層努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案第73号、平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります、予算額は歳入歳出それぞれ101億4,793万6,000円で、これに対し収入済額は101億4,560万3,555円、支出済額は99億896万5,926円となりました。この結果、歳入歳出差引額、いわゆる歳計剰余金は2億3,663万7,629円で、このうち1,676万円が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越しになるため、実質収支額は2億1,987万7,629円となり、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に1,900万円、減債基金に1億円の合わせて1億1,900万円を積み立てしております。監査委員からは「予算執行は適正に行われたものと認められた」との意見をいただいておりますが、今後とも収入の確保及び支出の節減に努め、健全な財政運営に傾注してまいる所存でありますので、ご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成19年度の主要施策の成果については、行政報告書として別冊にし、お手元に印刷配布しておりますので、決算審査の参考にしていただきたいと存じます。

次に、議案第93号、南部町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、地方公務員法では、その地方公共団体の職員を退職して他の地方公共団体、公庫等の職員になった後、再度同一の地方公務員になった者について、地方公共団体時の非行を理由に懲戒処分を行えるとしておりますが、今回、法律の改正により国民金融公庫等が株式会社へ移行したため条例を改正するものであります。

次に、議案第94号、南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する条例である南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、並びに南部町特別職報酬等審議会条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第95号、南部町乳幼児医療給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、医療費助成の対象を拡大するため、所要の改正を行うもので、4歳から就学前までの児童の医療費について、これまで入院費のみを助成対象としていたものを、10月からは通院費も新たに助成対象とするものであります。

次に、議案第96号、南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町営住宅から暴力団員を排除するため所要の改正を行うもので、改正後は三戸警察署と管内3町が協定を結び、入居審査等の際警察署と情報交換を行い、暴力団員の排除を進めるものであります。

次に、議案第97号、南部町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いわゆるふるさと納税を受け入れ、基金とするため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第98号、南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町職員の自己啓発等の休業としては大学院等での就学のための休業の他、独立行政法人国際協力機構が行う青年海外協力隊等に参加するための休業についても認める扱いとしており、今回、独立行政法人国際協力機構法が改正され、引用条項にずれが生じたため条文を改正するものであります。

次に、議案第99号、三八視聴覚教育協議会規約の変更についてであります。当協議会の事務所としている八戸市児童科学館に指定管理者制度を導入することに伴い、事務所を「八戸市児童科学館」から「八戸市」へ変更するための規約の変更について、関係団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第100号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ2億937万円を追加し、予算の総額を105億5,725万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、10月12日に開催されるNHKのど自慢大会の会場設営業務の委託や集会施設の修繕、多目的バスの運行業務委託、情報化推進費の消耗品の追加など、総務管理費に1,256万4,000円。徴税費の固定資産税業務推進のため家屋データを整備する委託料に900万9,000円。

次に、第3款民生費であります。介護老人保健施設特別会計に繰出金として536万4,000円。ゆとりあ、ぼたんの里のトイレ改修や訪問自動車を購入する障害者福祉費に420万8,000円。保健衛生施設費に燃料費などに390万8,000円。農業改善センターの照明やジャックドセンターの改修を行う農業施設費に129万8,000円。

次に商工費ですが、立地企業3社への操業・立地などの奨励金1,378万2,000円。観光パンフレット増刷に142万8,000円。バーデハウスの指定管理者への委託料として、燃料高騰分として2,312万9,000円。地震被害によるバーデハウス風呂の排水工事費に151万2,000円。農林漁業体験実習館特別会計繰出金862万円。町営卸売市場特別会計繰出金に2,007万8,000円となっております。

次に、町道の維持改修工事及び除雪経費を計上した道路橋梁維持費に5,521万1,000円。第2 苦

米地駅前団地の取り付け道路の整備を行う住宅費に1,515万3,000円。剣吉小学校の耐震診断や準要保護児童援助費などを追加する小学校費に1,298万7,000円。運動公園の用水路を整備する保健体育費に288万6,000円。公共土木災害復旧費に1,000万円などを追加計上いたしました。

これらに充当する主な財源として、交付額が確定した普通交付税 2 億238万4,000円、公共土木災害復旧費国庫補助金460万2,000円。障害者自立支援特別対策事業のための県補助金として159万8,000円のほか、町債として、公共土木施設災害復旧費事業債220万円などを追加補正したものであります。

次に、議案第101号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。チェリウスの燃料費、賄材料のほか地震破損の備品の購入などを追加し、これを一般会計繰入金などで対応するもので、歳入歳出それぞれ863万5,000円を追加し、予算の総額を8,083万1,000円とするものであります。

次に、議案第102号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億31万2,000円を追加し、予算の総額を30億3,884万4,000円とするものであります。歳出の主な内容であります。第2款保険給付費の療養諸費につきましては、前期高齢者交付金確定に伴い財源内訳補正を行ったものであります。高額療養費につきましては、4月支給分から7月支給分までの支払い状況と被保険者の増加による支払額の不足分を勘案し、4,328万円を追加したものであります。

次に、第6款介護納付金であります。社会保険診療報酬支払基金の交付決定に基づき、5,217万6,000円を減額するものであります。

次に、第9款基金費であります。前期高齢者交付金確定に伴い、1億9,596万6,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、第11款諸支出金であります。平成19年度退職者医療療養給付費の事業実績に伴い、超過交付分の1,089万3,000円を返還金として計上したものであります。歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税2,719万1,000円、前期高齢者交付金 2 億7,979万2,000円などを追加し、補正財源としたものであります。

次に、議案第103号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。平成20年3月分までの医療給付費について追加請求があったため、歳入歳出それぞれ400万1,000円を追加し、予算の総額を 2 億1,413万円とするものであります。

次に、議案第104号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。前年度繰出金が4,148万4,000円と確定したことに伴い、同額を予備費に計上したほか、職

員手当等も追加し、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,230万1,000円を追加し、予算の総額を20億3,408万8,000円とするものであります。

次に、議案第105号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてありますが、歳入として後期高齢者医療保険料が877万円減額されたことに伴い、後期高齢者医療広域連合に納める納金を同額減額し、予算の総額を3億7,648万8,000円とするものであります。

次に、議案第106号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、南部地区の下水道工事について沖田面地区の幹線工事が終了したため、管渠・処理場工事費を260万4,000円減額し、測量・設計委託料に追加するもので、歳入歳出それぞれ50万円を減額し、予算の総額を2億5,343万9,000円とするものであります。

次に、議案第107号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、上名久井地区が4月から供用開始されたことに伴い、加入奨励金50世帯分と修繕工事費合わせて650万円を追加補正し、予算の総額を3億7,087万4,000円とするものであります。

次に、議案第108号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてありますが、一般会計繰入金及び繰越金を確定し、財政調整基金へ積み立てることとしたもので、歳入歳出それぞれ4,823万9,000円を追加し、予算の総額を30億8,905万6,000円とするものであります。

次に、議案第109号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、第2福地工業団地の排水溝の工事をするために歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、予算の総額を2,066万1,000円とするものであります。

次に、議案第110号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてありますが、臨時職員賃金、燃料高騰により暖房給湯業務など674万3,000円を追加し、予算の総額を3億9,638万5,000円とするものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に南部町浄化センター（仮称）工事請負契約と消防ポンプ自動車購入契約の締結についての案件を追加提案させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき提案理由のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

発議第4号から発議第6号の上程、採択

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第5、発議第4号から、日程第7、発議第6号までを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号、南部町議会図書室設置条例の一部改正についてから、発議第6号、南部町議会事務局処務規程の一部改正についてまでを一括議題といたします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の説明及び質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第4号から発議第6号までは原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第6号までは、原案のとおり可決されました。

議案第73号から議案第92号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第8、議案第73号から、日程第27、議案第92号までを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号から、議案第92号までの平成19年度南部町各会計歳入歳出決算認定について議案20件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

だだいま、議題といたしました議案第73号から議案第92号までの決算認定議案20件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第92号までの議案20件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

なお、決算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。よって、委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

陳情第2号、陳情第3号の上程、委員会付託

○議長(小笠原義弘君) 日程第28、陳情第2号及び日程第29、陳情第3号までを一括議題といたします。

本日までに受領した陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

なお、総務企画常任委員会は本日決算特別委員会終了後、産業建設常任委員会は9月1日、本会議終了後開催いたします。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、8月30日、31日は休日のため休会とし、9月1日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時53分）

第18回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年9月1日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工 藤 幸 子

- 1．観光地及び観光地へのアクセス道整備について
- 2．妊婦健診の支援について

5番 松 本 陽 一

- 1．新庁舎建設について

2番 夏 堀 文 孝

- 1．地震災害の町の対応について
- 2．窓口サービスの充実について

3番 沼 畑 俊 一

- 1．農業振興について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君

19番 西 塚 芳 弥 君

20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 管 理 監	小萩沢 孝 一 君	企 画 課 長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君	商 工 観 光 課 長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社 会 教 育 課 長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第18回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はご配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、観光地及び観光地へのアクセス道整備についてであります。地域の個性を生かし、反映させるには、机上の調査計画のみではそのとおり実行すると失敗してしまうことが多いと思います。つまり、現地、現場を見なければ成功どころか破綻してしまいます。さらに今は、計画以上の成果が実際に求められる時代であります。特に、活用が多いIT社会での期待に対する満足を実現させるには非常に厳しいものがあるのではないのでしょうか。なぜなら、計画以上の成果が求められているからであります。時には観光地や施設をつくったときが最

高で、年々魅力が薄れ、見物や利用が少なくなり、維持するのが精いっぱいになってまいります。魅力ある町をつくっていくためには、あるものを十分に生かし、自然や文化を磨き生かしながら、それぞれのローカルデザインで地域の個性を極めるために、きめ細かい発想や知恵を駆使してローカルの新しいまちづくりをしなければなりません。つまり、これからの地域は新しく化粧するものばかりではなく、ローカルデザインのストックを磨き、それを地域資産として蓄積していくことではないでしょうか。

そこで、我が町の中にも観光地や名所や古跡がたくさんありますが、時間のほこりをかぶっていたものを見出し、地域から消えていかないように、また、観光地周辺の道路の向こうには心をいやし、感動する場があるにもかかわらず、道路の両側は子供たちの背丈ほどある草の森に覆われ、今まで通っていなかったバスが曲がりくねった狭い道路では、車同士どこをどのように動けばよいのかわからないくらいの悪路と化しています。そのような観光地へのアクセス道に目を覆いたくなる環境状況で愕然としています。

そこで、例えば、ぼたん園で管理している方々の作業内容はどのようなになっているのか、また、構成人数はどうなっているのか。賃金の関係は希望的内容なのか。心身ともに働きよい状況なのか。労働条件を満たしているのか。年に1回ぐらいでもよいと思いますが、アクセス道の除草作業ができるくらいの作業内容になっているのか。また、することができるのかできないのか町長にお伺いするものであります。

次に、2点目として、妊婦の無料健診の支援拡大についてであります。ご存じのように、厚生労働省では日常生活圏において妊娠、出産期における女性の健康支援については、一貫した母子保健のサービスの提供をするため、健康診断、保健指導、相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っております。さらに、21世紀における「健やかな親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っています。そのような状況の中、まずは出生率が低下し、少子化を何とかしなければと社会問題になって国の存続まで危惧されている中、妊婦が健康でトラブルもなく安心して出産できるような行政の対応が必要であると思います。

昭和55年以降、夫婦ともに共稼ぎ世帯は年々増加して、平成9年以降は片働き世帯数を上回っております。直近の19年では共稼ぎ世帯が1,013万世帯であるのに対し、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は858万世帯となっておりますが、昨今の家庭は女性にかかる家事・育児、さらには介護の負担があり、女性の家庭責任は重任であります。その女性を支援、声援しないでは社会が成り立っていくとは考えられません。

そこで、少子高齢社会のバランスの立て直しのためにも、また、妊婦が無事に健康でトラブルもなく出産できるように妊婦の無料健診の回数拡大を図るべきと考えます。現在無料健診の規定は14回ありますが、我が町は5回までとなっているわけであります。胎児の異常を感じたら迷わず受診しなければなりません。一度でも出産できない極度な状況悪が生じると二度と再び妊娠できない体になり、妊娠不可能な状況になることもあることを考えると、安心出産をできる町の対応を切に渴望するものであります。ぜひ、無料健診の拡大を図っていただきたい。町長のご所見をお伺いするものであります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく分けて2件、詳細にわたっては3件のご質問でございますが、まず1点目の観光地及び観光地へのアクセス道路の整備の中の恐らく道路わき等の除草についてということであると思っております。まず、先ほど現場の確認必要であると。まさにそのとおりでございます。私も担当課を含めながらまず現場を見て、その対応は目で見て確認してくれという指示をしております。その中で、まず町道わきの除草についてであります。各町内の町道については昨年4月から町と地域住民が一体となり、町道の維持管理を行い、地域発展に寄与することを目的とした町道清掃作業報奨金交付事業を実施しております。除草や側溝の泥上げを行った町内会に対し、報奨金の交付を実施してまいりました。おかげさまでもちまして、昨年度は68町内会のうち33町内会、49%、約半分の町内会において清掃作業が実施され、業者委託等に比較しますと費用を軽減させることができたと思っております。しかし、八戸広域農道のようにどの町内会にも属さず、また延長が長い、また交通量が多いため危険な町道においては業者に委託せざるを得ない状況であります。

議員のご質問の観光地へのアクセス道路の除草についてであります。まず、長谷ぼたん園へ通ずる町道についてでありますけれども、ぼたんまつりの開園前に一度、そしてまた終了後に状況を確認しながら一度、建設課職員により実施をしております。

また、八戸広域農道からチェリウスまでの町道でございますが、ここについては達者村農業観光振興会、そしてながわ百笑苦楽部の方々が観光シーズン、主にさくらんぼまつり期間でございますが、除草作業を実施しております。

なお、県道についてであります。まつり開催に合わせ、三八地域県民局に除草の依頼をし、観光客に不便をかけないように対応してございます。

さらに、その他の町道でございますが、町道に面した土地の所有者が除草しているほか、建設課職員が現場を確認し、除草している状況でございます。すべて自治体で、行政でとなると財政負担が大きくなるわけでございます。ここは行政側とそしてまた地域住民、各種団体、そういう方々のご協力もいただきながら来場の方々が心地よく当町にいらしていただけると。こういう整備というのは必要であると、こう思っております。

次に、観光地管理者等の賃金についてでありますけれども、まず、本町の臨時職員の賃金体系について説明を申し上げたいと思います。本町の臨時職員は有資格者と事務補助員の二つに大きく分類をされております。まず、有資格者でございますが、いわゆる資格を持った臨時職員のこと、保育園、児童館の保育士、学童保育クラブの指導員、幼稚園の教諭、病院、または老健の看護師及び介護員、薬剤師、栄養士などがこれに該当いたします。賃金単価はそれぞれの職種によって異なっております。

これに対し、事務補助員は業務の内容によってさらに四つに分類され、賃金単価もそれぞれ異なっております。まず、一つ目でございますが、通常の事務補助を行う臨時職員で、一般事務員、施設の清掃作業員、そして保育園、児童館の保育補助員、学校等の用務員などがこれに該当します。

二つ目でございますが、事務補助の総括を含む業務を行う臨時職員で施設の管理人などがこれに該当いたします。

三つ目でございますが、特殊な技能を要する事務を行う臨時職員で、レセプト点検員や学校図書室の司書、または保育園、給食センターの調理員などがこれに該当します。

そして四つ目でございますが、運転業務を行う臨時職員でございます。

議員ご指摘の観光地管理者とは、長谷ぼたん園・ふるさとの森公園の管理者のことと思われませんが、長谷ぼたん園・ふるさとの森公園の臨時職員に限って申し上げますと、ここの臨時職員は3名おります。3名とも事務補助員に分類される臨時職員でございます。このうち、管理人が1名で、事務補助の総括を行う臨時職員に分類される臨時職員で、賃金単価は月額5,600円であります。ほかの2名は通常の事務補助を行う臨時職員に分類される臨時職員で、賃金単価は月額5,400円となっております。

本町の臨時職員の賃金単価につきましては、長谷ぼたん園・ふるさとの森公園の臨時職員を含め、合併前の旧3町村の単価やそれぞれの業務の内容や量、全町的なバランス等を勘案し、検討

を重ねて現在の単価を決定しておるものであり、その額については適正なものと考えてございます。

次に、妊婦健診の支援についての中の無料健診の回数拡大についてでございますが、この質問につきましては、松本議員さんからもご質問をいただいておりますが、再度ご答弁を申し上げたいと思います。

妊婦健診につきましては、まず健康な妊娠、安心な出産を迎える上で、妊娠中の定期健診はまさに重要であり、その必要について周知を図っているところでございます。妊婦健診の公費負担でございますが、国から妊婦健診の公費負担の望ましいあり方として健診の時期、内容等、さらに回数については5回程度という考えが示されております。

当町では平成19年7月からでございますが、妊婦健診5回分を公費負担しております。その前までは2回の公費負担でございましたが、昨年の4月より5回に拡大してございます。さらに生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に属する妊婦に対しては2回分を追加し、7回分を、そして多胎妊娠の妊婦につきましては胎児が1人ふえるごとに4回分を追加交付してございます。さらには、妊娠中の子宮頸がん検診については平成19年7月、超音波検診についても平成20年、今年度4月からでございましたが、対象を全妊婦に拡大をして公費負担をしてございます。ですから、無料健診5回という意味合いでとらえる部分がありますが、実質的にはその2回分を入れて7回分ぐらいの負担を公費で行ってございます。

また、さらに里帰り先での妊婦健診についても妊婦の受診したい医療機関と随時委託契約をし、受診券を利用し、公費負担で健診が受けられるように対応してございます。

ちなみに県内の状況でございますが、子宮頸がん検診を公費負担している市町村は12市町村、いわゆる現在は40市町村になっておりますので、その中で12市町村、超音波検診については全妊婦を対象に行っている市町村は40市町村中29市町村、35歳以上を対象に行っている市町村は9市町村となっております。また、5回という回数でございますが、八戸、また三戸郡の6町村のうち5回は6市町村でございます。ほとんどの市町村は5回という無料健診の回数でございますので、議員からのご理解をいただき、また、妊娠については行政支援ももちろんでございますが、一番大事なのは母親となる妊婦さんご自身がまず自分の胎児に十分気をつける行動をとりながら、出産を迎えるということも大事だと、こう思っておりますので、公費負担以外にも妊婦さんにしっかりとした指導、こういうことも大事であると、こう思っております。直ちに全回数という部分においては厳しい部分もございますので、今後、国・県、この動向がどういうふうになっていくのかそういう部分も見きわめながら、無料健診の回数の拡大というものは検討してまい

ると、こう思っております。

再質問、詳細等につきましては、担当課長等々から答弁をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） ぼたん園の作業内容についてお答えします。

まず、人数につきましては町長答弁にありましたとおり3人で行っております。作業内容は園内の草刈り、除草、薬剤散布、そのほかにぼたんまつりの受付事務等を行っております。ぼたんまつりの開園前後につきましては、商工観光課の職員及び他施設からの応援も受けまして、草刈り等を行っている状況であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 今町長さん、あるいは担当課長さんの方からお話がありましたけれども、質問の冒頭に申し上げましたように、机上の計画、あるいはもろもろそういうふう到现场は変化していくと思うのです。ですから、この数だけやればいいのかという問題ではなくて、やはりたまたまその現場の検索をしてみるなり、そういうふうな状況にしてほしいなど。実際に草は生えているのはもちろんそのとおりです。役場さんの方に電話を入れました。町民の声もありました。ですので、そうしたらもちろん役場職員さんが即走ってきてくださって、除草はやりましたけれども、例えば建設課の職員さんですと、毎日毎日いろいろな仕事が山積みしてある中で、急に実施するわけですから思うような除草ができなくて後で手直しをしなければならないような、そういう状況になってこないとも限りません。ですから、やはり現場は逐一見てほしいと思いますし、特に南部藩発祥の地ということで、南部町は国の指定も受けているわけですので、しかもぼたんまつりの場合、開会期間中、当初は3万人ぐらいの観光客がありましたけれども、今は7,000人ぐらいしか園の観光地内に入っておりません。ですから、それに起因しているので云々というわけではないのですけれども、やはり目を背けないでそちらの方に目を向けてほしいと。ですから、先ほども言いましたように、子供の背丈ほどあるという表現をさせていただきましたが、実際にそういう状況ですので、それが1日、2日でそういう状況が発生するとは考えられませんので、

さきに言いましたように、現場をよく見てほしいと。そこが私の言いたい第一部分でございます。

そしてまた、妊婦に関しましても状況が変化する部分が多々あると思います。妊婦は自分自身、もちろん自分の体を大事にして安産をしたいという気持ちはあるわけですが、子育て、あるいは家庭内の全般、そして介護の状況ということになると、条件が全く変わってくるので、当初の計画そのものを何年もそのままやっているということではないかも知れませんが、私が言いたいのは、現場もあるいは実態も家庭では主婦がどのような生活状況にあるかということもよく観察を、あるいは情報、ITもあると思いますし、いろいろな状況で情報を入手できると思いますので、私は机上だけではなくて、できればたまたま町内を回って、担当課の課長さんもそれなりの項目を確認するなりして、町の繁栄に寄与してほしいと、私はそのように思っております。私の言いたいのはそういうことでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 道路の除草についてでありますけれども、今現在、予算的な規模でいきますと、約200万円をかけて業者委託をしております。町長がさっき言いましたけれども、道路の通行量の多いところはどうしても職員ではできないと。それから、大変だということで業務委託をしているんですけれども、今工藤議員指摘のぼたん園等の道路については町の職員が現在やっているわけなんですけれども、これにつきまして、合併してからいろいろと道路の除草について検討はしております。それから一つは三戸広域がもともと広域農道ということで農林課の方で除草等をやっていたんですけれども、これが今町道の方に変わりましたので、来年度に向けて除草の人夫の方を頼んで道路パトロールをしながら、随時草刈りを行っていけないのかなということを現在検討しておりますので、ひとつよろしくお願いいたしますというふうに思っています。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

5番、松本陽一君の質問を許します。松本陽一君。

（5番 松本陽一君 登壇）

○5番（松本陽一君） おはようございます。

それでは、さきに通告しておりました新庁舎の建設についてご質問させていただきます。

まず第1点でございますが、皆さんもご存じのとおり、当町は平成18年1月に3町村が合併し、現在3年目にならんとしております。合併による新庁舎建設も増築等も財政的な大きな課題もありまして、公平、平等、均等をというふうなことで3町村の3庁舎への課の分散による分散方式により町民へ行政事務サービスを提供しているところでございますが、1庁舎に配置されたほかの課にわたる利用者、あるいはまた町長へのお願い等でお会いをしたいと、そういうふうなためには町民がそれぞれ庁舎間の移動による不便、それから負担等が大きいというふうな声が聞かれるようになってきました。町民のみならず、町事務職員にもやはり関係課との横の連携や決裁手続等、ご苦労して仕事を進めているのではないかなと、察しているところでございます。また、平成18年7月には職員の集中改革プランというものができまして、普通会計職員を249名から合併10年後の平成27年までには職員数の削減をし、191名を目指すというふうなことでの計画もございまして。現在のこの分庁舎方式を見直ししない限りは、このような削減計画は非常に厳しいものではないかなというふうに考えております。

また、そういうふうなことで職員減らしをしていくと、行政的なサービスも低下するのではないかなというふうなことで考えてございます。これらについて町の効率的な行政サービスの向上を目指していくためには今後どのような運営方式を考えているのか、あるいはこれから計画するつもりがあればそれをお伺いしたいと思います。

それから、2点目でございますが、3分庁舎があるわけですが、名川分庁舎については、昭和40年7月に建設されてございます。鉄筋コンクリート一部ブロック造、本体部分は約43年を経過してございます。構造的には耐用年数は39年と聞いております。耐用年数からいたしますと4年を経過してございます。建物本体の老朽化が非常に著しく進んでおりまして、地震、あるいはまた大雨等による傷みも非常に激しくなっております。いよいよ建てかえの時期ではないのかなと。それを迎えているのではないのかなというふうに考えてございます。そのようなことから分庁方式を解消して、南部町総合振興計画を進めて、行政サービスの充実実施を図るためにも、この新しい分庁舎建設を拠点として今後の事業を進めていただけないものかなというふうに考えてございます。今後の取り組みについて町長の考えをお伺いいたします。

以上、ご質問とします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

新庁舎建設等についての中、まず分庁舎方式、今後の運営についてということでございますが、分庁舎方式につきましては、合併協議の中でまず全職員が入って執務ができる広さを持った庁舎及びそれと同様の建物がなかったこと、本庁舎・支所方式というよりも、各地区まんべんなく職員が配置された方が合併当初としては激変緩和的な考えもあり、各担当課が3庁舎に分かれて配置される方式が合意されたものと認識をしております。

各庁舎に総合窓口機能を備えた分庁舎方式も2年8カ月が経過したわけでございますが、住民票、戸籍関係や課所管の申請事務などについて、どこの庁舎においても用件を済ませることができ、住民の皆さんに理解され、便利な点もあると思っております。しかしながら、やはり担当課でなければどうしても用件が済まない点もあることもまた事実であります。距離的に遠くなったことなど、不便になった点もあると思っておりますが、郡内比較してみましても面積からしますと現在の三戸町さん、153平方キロメートルであります、我が南部町同じく150平方キロメートルなわけでして、どうしてもそれぞれ合併前に役場というのがあったわけですから、面積が同じ中だから一つでもいいという解釈にはならないと思っておりますが、面積的な部分を見ても将来的にはやはり1庁舎という部分を考えていくのは、これは当然な考え方であろうと、こうは思っております。現在においては多目的バスを利用したり、電話などで用件を済ませるようにしたり、どこの庁舎でも相談処理ができ、担当課に行かなくても対応できるようまだまだ努力も必要だと思っておりますし、住民の皆さんへの理解と協力も切にお願いしていかなければならないと思っております。分庁舎方式が最善の方式とは認識はしてございません。本庁舎及び分庁舎や出先機関等の施設の維持管理のための経費やまた職員の減少など、この先、将来的には町の一体化を考えるならば建設も必要になってくるだろうと、こう思っております。

しかしながら、現在当町においては、給食センターの建設が始まりました。また今後、大きな課題としまして医療健康センター（仮称）の建設も計画として上げておりまして、ここも大変老朽化しております。先般の地震においてもひび、また水道管の破裂等も現に起こっておりますので、ある程度の目安を持って進めていかなければならないと、こう思っておりますので、今はまず住民の皆さん、子供たち、そしてまた弱者と言われる患者さん、そういう方々のまず利用度を考えて取り組んでいかなければならないと、こう思っておりますので、当分の間、この体制を維持しながら、そしてまた向上を図りながら進めていきたいと思っております。

次に、2点目の名川分庁舎でございますが、昭和40年に建設をされ、昭和55年に2階部分を増築し、旧建物については築43年、現在に至っております。耐震性能の不足による地震への不安、

また庁舎の狭小化や老朽化が進んでいることは事実でございます。

庁舎は、町政全般にわたる行政の拠点であり、効率的な行政運営を図り、よりよい町民サービスを基本とした利用しやすい施設として、また町民生活の安全を守る施設として機能を果たさなければならないわけですが、町の財政状況を考えますと、先ほど申し上げましたように、すぐに建てかえということは大変厳しいと思っております。今後、耐力度調査及び劣化調査などを実施し、最低限必要な事項については修繕を行い、業務に支障のないように管理してまいりたいと思っております。将来的には名川分庁舎の老朽化も考え、新庁舎という部分については検討していく必要があると、このように認識をしてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。松本陽一君。

○5番（松本陽一君） どうもありがとうございました。今実際には給食センターの建設、あるいはまたこれからどうしても住民の一番要望している町立名川病院というふうなものがあります。その中でやはり町長がいつも口にしている早い取り組み、そういうふうなことで、やはりそれなりの南部町にしては大きなこれからの支えていく、あるいは事業を実施していく館になるのではないかなと。そういうふうなときに、やはり町民にもそういうふうな一生懸命ご苦労させるのではなくて、やはりここで一つの新南部町、あるいはこれからの南部町を築いていくんだよというふうな建物が、司令塔が必要ではないかなというふうに考えてございます。そのときにやはり、今町長が申された、給食センターの設置、あるいはまたこれから何年かのうちに早くつくらなければならない名川国保病院というのもあると思いますけれども、町長の今まで言っている早い取り組みというふうなことでの土地購入なり、あるいはまた建設委員会なりの早い立ち上げをできるだけお願い申し上げたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げまして、質問を終らせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で松本陽一君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時43分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前11時02分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第 1、一般質問を続けます。

2 番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（ 2 番 夏堀文孝君 登壇 ）

○2 番（夏堀文孝君） おはようございます。さきに通告をいたしておりました二つの件につきまして質問をいたします。

その前に、去る 7 月 24 日未明に発生いたしました岩手県沿岸北部地震において被害を受けられた住民の皆様方に改めてお見舞いを申し上げます。

一つ目の質問でございますが、南部町では昨年より消防関係者、町内会、自主防災会などが参加をいたしまして、大がかりな防災訓練が行われているところでございますが、今回の岩手沿岸北部地震においてその訓練が有効に機能したのか、また、災害本部の設置時期・状況はどうだったのか。また、全町内には 66 力所の集会所や公共の施設が避難場所として設定されていますが、これらの施設の耐震強度などの調査を行っているのかどうか。また、各避難所に指定されている場所には救援物資やそういうものが備えられているのかどうか。また、いない場合はいつ、どのような形で対応するのかお聞きしたいと思います。

また、独居老人の世帯や老人だけの世帯に対しての今回の地震の際に安否確認が即時に行われたか。以上のことを担当課にお尋ねいたします。

二つ目でございますが、住民への窓口サービスの充実に取り組む考えはないかということでございます。現代社会では少子高齢化、核家族化が進み、夫婦共稼ぎも大半を占めてまいりました。そこで、役場の窓口へ訪れるには、会社を休むか、早退しなければならないという現実がございます。住民サービスの向上のために、現在でも平日 1 時間を延長して職員の皆様方には便宜を図っていただいているところでございますが、5 時までの仕事の中でとても間に合わないという、そういうお話も聞いております。1 時間の延長もありがたい話でございますが、土日の窓口業務の開設はできないものか、また、納税などもコンビニ等で気軽にできる体制をとれないかどうか、町長の考えを示していただきたいと思います。

以上のことについて答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく分けて2点、地震災害の町の対応等についての中で、詳細にわたっては5点、そしてまた窓口サービスの充実についてというご質問でございますが、答弁の前に先般の地震において被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げたいと思います。そしてまた、我々も早い復興を願い、私どもの南部町においても若干なり被害がありますので、早急な対応を講じてまいりたいと、こう思っております。

まず、先般の地震において、南部町防災訓練が有効に機能したかということでございますが、結論から申し上げますと、訓練の成果というものは生かされてきていると思っております。夏堀議員さんも消防団員としてもまた活躍されている議員さんでございますから、先般の状況、また消防団等々の活動というものも強くご認識をされている方でございますので、今後の答弁についてさらにご指導をいただきながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

まず、町で定めている職員防災初動マニュアルでは、勤務時間外の地震発生の場合、職員は各テレビ、ラジオ等から速やかに情報を収集し、勤務場所に参集することが定められております。今回の最大震度でございますが、震度5強の場合、全庁挙げて対処する非常配備体制となり、各課の災害応急対策要員が登庁し、対処することとしており、午前4時の時点では219名の職員が参集し、情報収集、被害状況の確認等の対応に当たってまいりました。当然4時の時点での219名でございますが、発生直後において課長等速やかに庁舎の方に来ております。

今回の地震は、まさに真夜中午前0時26分の発生でございましたが、同45分には本庁舎に総務課長が登庁し、災害初動時の体制である総括統制班を総務課に設置をいたしました。その後、各職員の参集も始まり、0時55分には町民体育館から被害なしの第一報が総括統制班へ報告されてございます。その後も各課による被害調査、要援護者への安否確認を行い、ライフラインの被害もなく、午前2時30分までに学校、道路など、町有施設も被害軽微であることが判明してきたため、非常配備体制を災害対策本部には切りかえず、そのままの体制で対応をいたしました。

24日午後4時でございますが、2回目の課長会議を開催し、被害状況を確認し、その対応を指示し、非常配備体制を解除したところであります。

職員においては、庁舎へ参集途中に被害状況を確認し、速やかな報告がなされるなど、訓練の成果があらわれたと思っております。

南部町防災訓練につきましては、合併当初の平成18年度から毎年地震を想定して実施してきております。今年度においては、8月3日でございましたけれども、名川地区を会場に、地震を想

定し、実施をいたしました。訓練には自主防災会や火防団、N T T、消防団等約500人の参加を
いただいて、地震直後のこともあって、参加者全員が真剣に訓練に当たってくださいました。

東海地区においては年々訓練に参加する人数が減ってきているという情報がありますけれど
も、その対応に苦慮しているということで、まさに「訓練は裏切らない」というキャッチコピー
をつくって、訓練への参加を呼びかけているそうでございます。私どももこれまでの教訓をさら
に生かし、訓練を重ね、地域防災を高めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層の
ご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

次に、避難場所についてでございますが、当町において地震災害時における避難場所は80カ
所を指定しております。内訳につきましては、福地地区30施設、名川地区31施設、南部地区19施
設となっております。

現行の耐震性検査基準は1981年に施行されたものであります。それ以降に建設されたものにつ
いては耐震構造となっておりますが、それ以前に建築された避難施設についての耐震診断及び耐
震補強工事は、学校については順次行っていく予定としております。その他の集会施設等につき
ましては、一気に診断とはいかないまでも、建物の維持管理状況の確認、調査をしっかりと行い、
補強、修繕を行っていかなければならない場合には耐震についても考慮に入れて整備してまいり
たいと、こう思っております。

次に、避難場所における救援物資等が備えられているか、また備えられていない場合はどの
ように対応するのかという点でございますが、災害時における避難場所に救援物資が備えられて
いるかにつきましては、現在は全施設に備蓄はしてございませんが、主食の米穀は本庁舎及び各
分庁舎にそれぞれ100食分、そしてまた日本赤十字奉仕団で非常用保存食アルファ米250食分を名
川分庁舎に備蓄してございます。また、栄養補助食品のカロリーメイトでございますが、60食分、
本庁舎及び各分庁舎に備えております。なお、この食材につきましては、3年ないし5年ごとに
新しいものにかえております。

次に、備えられていない場合の対応ということでございますが、さきに申し上げた部分につい
ては常に備えているわけでございますけれども、以上、防災計画に基づき地震災害時には
炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は災害発生の日から原則として7日以内とな
っております。

供給方法につきましては、通常に食料品が調達できない場合においては、相互応援協定書等に
基づく市町村及び県、国、自衛隊からの支援を要請し、対応いたします。なお、流通在庫備蓄を
確保するため、災害時の食料調達に関する協定の締結を推進してまいりたいと思っております。

す。

応急用米穀の調達の場合でございますけれども、給食供給を必要とする事態が発生した場合においては給食に必要な米穀を県にアッセンをしていただき、なお交通、通信の途絶により知事の指示が得られない場合においては直接東北農政局に要請をし、政府米を調達してまいりたいと思っております。

また、パン、おにぎり、即席めん等でございますけれども、これにつきましては生産業者、または販売業者等から求めてまいりたいと。また、現地調達が難しい場合においては県等からのアッセンをしていただく予定になっております。

また、副食、調味料等でございますが、ここにつきましても生産業者または販売業者等から求めることとし、できない場合は同じく県から、県を越えてでもアッセンをしていただくという予定であります。

給水等でございますけれども、1人1日3リットル程度の飲料水を供給することとしております。水道企業団においては容量2トン車のタンクを搭載した車両が2台、そしてトラックの荷台に積んで運搬給水を行う容量1トンのタンクが31基備えてあります。容器につきましては、10リットル入りと5リットル入りの2種類があります。両方で3万4,000個を所有してございます。また、携行ポリ缶20リットル入り1,000個と10リットル入り800個を備蓄してございます。なお、中央公民館前に貯水容量50トンの耐震性に優れた貯水槽があります。この貯水槽では約2,400人に対して7日分の飲料水の供給ができます。

また、さらに被服、寝具、また生活必需品等でございますけれども、生活に欠くことができないわけでございますが、そういう物資につきましても災害発生から原則として10日以内の期間を配給するということにしております。供給方法につきましては、相互の応援協定に基づく市町村、県、国、そしてまた日本赤十字社からの支援を要請し、対処してまいります。

現在、町では災害用の毛布126枚、中央公民館30枚、剣吉公民館54枚、南部分庁舎36枚、名川老人福祉センター6枚を備えております。また、炊き出し用釜、ガスこんろ等3基、そしてまた発電機2基を備えてございます。

なお、今後でございますが、流通在庫備蓄を確保するため、災害時の生活必需品の調達に関する協定を農業協同組合、また生活協同組合連合会などと締結を推進して、万が一の備えに進めてまいりたいと、こう思っております。

ご承知のように、地震のような広範囲にわたる場合でございますが、行政の活動というものも限られた範囲になってくるだろうと思いますし、まずは自分の身は自分で守ると。こういうこと

をいわゆる自主防災、大変に重要になってまいりますので、住民の方々にはそういうご理解もいただきながら、地域で支え、そしてまたみずからも常に災害時における対応というものを頭の中に入れていただき、そういう普及活動というのは我々しっかりとしなければならない。そしてまた一緒になって取り組むということが大事であると思っておりますので、家庭内や職場においても平常時からまずは3日分の食料、または生活必需品を備蓄しておくように、また水につきましてはペットボトルの水の常備などについてしっかり常備しておくようさまざまな機会をとらえて周知を図ってまいりたいと、こう思っております。

次に、老人世帯等の安否確認の件でございますけれども、真夜中の発生であったわけでございますが、町内の高齢者独居等世帯数768世帯のうち、優先して安否確認が必要と判断し、発生直後に安否確認をした対象世帯は78世帯、6世帯においては情緒不安定、または認知症等の理由のため早朝に訪問をしております。さらに状況確認が必要と判断した230世帯の合わせて314世帯につきましては、安否確認をいたしました。安否確認につきましては、地震発生直後から午前4時52分までに安否確認できた件数が78件で、その内訳は訪問が26件、電話が52件、また午前7時から午後3時までに安否確認した件数でございますが236件、午前7時以降に訪問により確認した件数が100件、電話により確認した件数が135件、さらにファクスにより確認した件数が1件でありました。24日午後3時までに安否確認対象世帯314件すべての確認が終了いたしております。

次に、災害本部の設置時期状況でございますけれども、災害対策本部の設置につきましては、町防災計画に基づき地震の場合、震度6弱以上の場合、直ちに災害対策本部を設置することと定めてございます。この定めに限らず、震度5であっても被害が激しいときも当然あるわけでございますので、状況において対策本部というのは臨機応変に設置することが重要であると、こう思っております。今回の地震は名川地区が震度5強でありましたが、南部地区においては震度4、福地地区においては震度5弱と、3地区まちまちでございました。今回の地震の場合でも全庁挙げて対処する非常配備を直ちにとることとなっており、今回の被害状況が早目に把握でき、被害が軽微であることもわかってきたため、すぐにでも災害対策本部に切りかえることのできる非常配備体制で対応に当たったところでございます。

非常配備体制の時期でございますが、状況等はさきに申し述べたとおりでございますが、災害対応につきましては、職員防災初動マニュアルや防災計画で定めております職員には常日ごろからこれはできない、またマニュアルや計画にないというのではなく、現場でやらなければならないことは速やかに臨機応変に対応するよう指示しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

次に、第2点の窓口サービスの充実についての土日開設ができないかというご質問でございますが、現在、町では土曜、日曜、祝祭日の窓口業務は開設してございませんが、死亡届や婚姻届、出生届など、戸籍に関する届出書の受付は随時行っております。ちなみに、昨年度の休日の戸籍受付件数でございますが、福地本庁舎が19件、名川分庁舎が27件、南部分庁舎が21件、合計で67件で、ほとんどがまず死亡届でございます。参考までに申し上げますと、郡内の全市町村が当町と同じ方法で休日の対応をしております。

しかしながら、仕事で開庁時間帯に役場においでになれない方にとっては、休日の窓口業務の開設は大きな役割を果たすものと考えております。町ではそれらの事情を勘案して、現在平日の窓口業務を議員おっしゃるとおり午後6時まで延長し、行っているところでございます。これは合併後、職員とも協議をいたしました。利用件数が思うほど多くないということで、通常の5時まででもいいのではないかと、意見があったんですが、私は「これは3分庁舎、ぜひ行って欲しい」と。休日開設しないかわり、いわゆる5時、5時半まで通常勤務をしてその日残業をしないで何とか退社することができれば間に合う、その時間まではやっぱりサービスを提供するべきだという考えで現在6時まで行っております。

昨年度の延長窓口の利用者数でございますが、福地本庁舎が57人、名川分庁舎が75人、南部分庁舎が12人の合計144名でございます。月平均12名の利用者にとどまっておりますので、現時点においては休日の窓口業務の必要性は開設しないよりは開設した方がいいという住民の求めというのはわかりますが、現在においても非常に低い利用率になってございますので、むしろこの延長窓口業務をしっかりと確保しながら、サービス向上につなげてまいりたいと、こう思っております。開設になりますと、やはり今分庁舎方式をとっておりますので、窓口の職員もいわゆる3庁舎に分かれての人事配置になってございます。少ない人数で土日開設するとなると、今度は当然平日業務に大きな支障が出てまいります。これが一つの窓口になってきますと、人数の多い中でのローテーションは組みやすくなると思いますが、これもまだ現在の分庁舎方式でいくという方向でございますので、現在の勤務状況でご理解を賜りたいなと、こう思っております。

次に、コンビニ等で納税できる体制をとれないかということでございますが、町ではこれまで納税者の利便の向上を図るために、年金からの特別徴収や郵便振替、口座振替制度の普及に努めてきたところでございます。ご質問のコンビニ等の収納についてでございますが、平成15年に地方自治法施行令の改正によって、コンビニでの収納が可能となっております。また、平成18年の地方自治法の改正によって、クレジットカードによる収納等も整備されたところでございます。これらの制度は納税しやすい環境をつくる上で大変便利なものであるわけですが、反面、シ

ステムの整備の費用、収納委託先に手数料を支払うなど、新たな経費が必要になってまいります。県内の自治体においては、このように新たな経費の負担およそ4,500万円が必要というふうにお聞きをしております。コンビニ収納、またクレジットカード収納の導入が進んでいないというのがまた県内の状況でもあります、そういう事情だと思っております。常に我々も改善、改革の意識を持って、先進地等の状況を調査し、当町の財政事情を踏まえ、また常に費用対効果を見きわめながら体制の整備を検討してまいりたいと、こう思っております。

また、担当課の方からも聞いたところ、このシステムをやっても全部の税が対応できない、税の中の一部の対応しかないということでございますので、そうすると費用をかけながらも、2方式のやり方ということもありますので、十分検討をしながら、効果がこれはあるということが確認された場合には対応してまいりたいと、こう思っております。

ちなみに参考に申し上げますと、コンビニの収納状況でございますが、全国的には1割弱でございます。県内においては十和田市のみの、中でもまだ自動車税のみを扱っているということでございます。また、水道企業団でございますけれども、水道料金、また下水道料金等におきましての利用率というものは、水道について10%、また下水道については南部町内も含めながら6.4%というそういう数値になってございます。私どもも現在のままでいくというだけではなく、費用対効果、そこを見据えながら、またどこでもできるというのは確かに当然便利なわけでございます。ただ、この1割弱にしかないという部分の利用者率、これもまずしっかりと考えながら、今後検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 地震の災害の件でございますが、南部町の防災訓練が有効に機能したということで、大変力強いなと、そう思います。

また、さまざまなマニュアルができているということでございますが、私も町長おっしゃるとおり消防団の分団長として地震が発生した当時、大体10分後ぐらいにはもう屯所に行きまして、地域を見回りしましたが、全く携帯電話も普通の電話もつながらないという状況の中で、一体どこまでの範囲を果たして消防団で見ればいいのか。

また、老人世帯にしても、各地域に結構ございますが、例えば、倒壊した、倒れたたんすの下敷きになっているとか、そういった場合にやはり気になって各家庭を訪問したいなと思っても、どこまですればいいのか。また、夜中でしたので、もうお休みになっているところを起すのも何

なのかなという、そういう細かいところでマニュアルが徹底されていない部分があったなというところが反省点の一つでもあるのかなと思います。本当に電話もつながりませんでしたので、町の防災無線とか、あとは放送ですとか、そういったものももうちょっと早くかけるとか、対応ができればよかったのかなと、そういうところも反省点にはあるのではないのかなと思います。

それから、避難場所に関してでございますが、役場のインターネットを見ますと、数えたら66カ所、たしかそうだったと思うんですが、答弁で80カ所ということで、学校とか、全集会所が指定されておりますが、町長おっしゃるとおりかなり老朽化している集会所なんかその指定場所にされているということでございまして、避難したはいいが、その避難場所の集会所が倒壊していたなどということのないように、早目の耐震診断とか、それに係る補強とかをするべきだと思っております。

備蓄などに関しても、こういう細かいマニュアルが設定されているということでございますが、住民の方々にはなかなかそれが理解されていないという部分がございますので、広報でそういう地震があったときも住民の皆様方が不安にならないように、周知徹底をしていただきたいなという部分がございます。

それから、窓口サービスの件でございますが、なかなか利用者数も余りないという話でございますが、各分庁舎全部で土日やってほしいということじゃなくて、例えば本庁舎だけで月に隔週午前中とか、そういった感じでやれば、職員の皆様方には大変だとは思いますが、そんなに負担をかけなくてできるんじゃないかなと。かえって1時間の延長よりも土曜日とか日曜日の開設の方が利用率が上るのではないかなというふうに考えるところでございます。

それから、コンビニ納付の件でございますが、町長も答弁されましたけれども、十和田市では収納率がアップしているという実績もありますので、その辺、手数料が云々という話もございましたが、当町でも未納の税金が結構あるわけでございますので、住民の皆さんが納税しやすいような体制をつくっていくのも大切なことじゃないかなと思います。そういったことに関して例えば庁舎にアンケート用紙を置いて、住民の皆様方から直接ご意見をいただくとかしていただければ、住民の皆さんの意向もわかるのではないかなと思いますが。

ということで、以上で質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、災害についてでございますが、合併してから大きな水害がありま

した。その後、課長会議の中でもまず人的確認、これが第一であると。そのためにはひとり暮らしの方々、老人世帯の方々、このデータというのは町で把握しているわけでございますので、これをしっかり早く整備してほしいと。そしてまた、消防団の方々にもこの情報公開という部分の問題があるかも知れませんが、私は消防団の方々にも配付をして、その地域の方々、また町内会長さん、その方々にも配付をして、まず早く安否を確認することからすると、私はこの名簿というのは提供していいのではないかなと、こういうことを課長会議で申し上げております。今、大体名簿も整理されてきておりますので、そうすると短い時間の中で多くの方々の安否が確認できると、こう思っております。

そしてまた、特に水害の地域の多い南部町でもございますので、大体南部町において床下浸水、または床上浸水の可能性の地域というのはもうわかっておりますので、その世帯名簿もつくっておくべきだと。そうすると、このぐらいの雨量であればどこの地区、詳しく言えばもうだれだれさんの家までわかるはずでございます。その名簿を持って地域の消防団の方々に現地確認というものが速やかにできると。そしてまた、がけ崩れの危険性がある地域というのも把握しているわけですので、この一覧表もつくっておくことによって、早い対応ができ、行政だけではなく、消防団、または地域の方々と一緒になって人的安否の確認、また救助体制、これが早くできるとこう思っておりますので、これの整備をしっかりと、そして皆さん方からも協力をいただくと、これがまず私たちは大事な対応策だと、こう思っております。

それから、老朽化でございますが、全部の施設を耐震強度診断できればいいんですが、多額になります。しかし、実際に現場、現地に出向いて確認することによって、いわゆる調査することによっても大体の補強が必要だというのはわかるはずでございますので、これは議員と同じそういう認識でもって対応していきたいと思っております。

食料と生活必需品等についてでございますが、これについてはしっかりと広報紙、また関連する会議、そういう部分においてもPRを当然していきながら、住民の方々もまず安心できるという体制をしっかりととりながら、そしてまた最低限、先ほども申し上げました最低3日分ぐらいの食料、また水の備蓄、ここもお願いをすることによって大きな災害があっても日数が長くなった場合、これはまた町として関係市町村、県、そういう部分との連携ができると、こう思っておりますので、しっかり対応してまいりたいと思っております。

窓口の件でございますが、利用者の部分もございますが、担当課とも話を、毎週ということとはまずかなり厳しいという、月1回なり、2回、隔週と、こういう部分については今後調査をして、これは考える必要はあるなと、こういう今検討をしております。

十和田市、自動車税の一つでございますが、アップしているという非常に私ども現在税に関して徴収率が下がってきているのも事実でございます。ここを地方分権になって、税源移譲された部分、我々地方がしっかりと収納率をアップしなければならないと、こういう課題が起きておりますので、収納率アップとまた整備することによっての経費、こういう部分もしっかりとこれは検討しながら費用対効果を考え検討する必要があると思っております。

調査等でございますが、恐らく今までないよりあるということの調査になれば、恐らく皆さんあった方がいいと、こういう結果には当然なるだろうと、こう思っておりますが、いろいろなご意見を拝聴するというのは我々行政にとって非常に大事なことでございますし、そしてまたそういう意見の中でまたメリット、デメリット的效果、そういう部分もしっかりと住民の方々にも私どもが伝える。ただできないではなくて、できない理由はなぜなのか、こういうこともあって難しいんだと、そこが私は常に大事だなと、こう思っておりますので、そういう部分さらに調査、検討をしながらよりよいサービスの向上はどうあるべきかという部分を検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で夏堀文孝君の質問を終わります。

3番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

（3番 沼畑俊一君 登壇）

○3番（沼畑俊一君） 通告をしておりました農業振興についてお伺いいたします。関係者の答弁をお願いいたします。

まず、資材等の異常な値上がりによる農家経済の悪化についてであります。ことしは春から凍霜害、また、ひょう害に見舞われ、当町の農家にとってかつてない厳しいスタートになりました。町ではリンゴ、特産果樹のウメ、スモモ、ブドウ、サクランボに加えて、ナシ、モモの被害に対し、来年度の生産に支障がないよう薬剤費の助成をし、被害農家の救済をいたしましたが、昨年からの原油の高騰、原料の需給の逼迫などによる農薬、資材、肥料、飼料などの値上がりに伴う生産経費の増加、それに加えて生産物の価格低迷により農家にとってこれまでにない厳しい状況下に置かれております。

参考までにある業者さんの肥料の値段を調べてみました。これは一般的に農家が使っている化成肥料でございます。2,700円していたものが3,600円、またあるものは1,730円が2,800円に値上げになっています。マスコミでは、漁船の一斉休業、運送業界のサーチャージの導入などが報じ

られています。当町では近隣町村に比べ、農業に対しては独自の手厚い振興策をとってまいりました。この厳しい状況をどう認識なされているのか町長にお伺いいたします。

次に、安心安全な農産物生産に交信かく乱剤、いわゆるコンフェザーを普及させる考えはないかであります。消費者が今食料、食品を買う上で、一番の基準として挙げているのは安全だということは皆さんご存じのことと思います。農家サイドでは、ポジティブリストの遵守、散布履歴の記帳、ドリフトの防止対策など、安心安全な農畜産物の生産に向けた取り組みがなされています。当町では早くからチェリーセンターなど、直売所を設置し、農家が消費者の皆さんに直接農産物を販売し、発展してまいりました。また、リンゴにおいては台湾輸出も行い、実績を伸ばしています。安心安全を考えると、農薬の使用はできるだけ少なくすることが急務であります。耕作放棄地がふえる一方、地球温暖化などによる異常気象など、現状では2週間に1回散布していたのが10日に1回になりつつあります。他県では生物農薬、あるいは天敵、交信かく乱剤などを使って、農薬を減らしている地域がふえつつあります。当町でも他町に先駆けて取り組むことにより、南部町産は安全安心ということで有利販売できるものだと考えます。まず、リンゴ、ナシに集落単位、あるいは共防単位でもいいと思います。ぜひ進めてほしいと思います。関係者の答弁をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、農業振興についてでございますが、資材等の高騰、非常に深刻な問題であり、農業者に限らずいろいろな業種の方々が大変苦労されていることだろうと、こう考えております。そういう中で先般臨時議会においては、当面油の支援ということで県内においては上位の方の支援を議員の皆さんからも理解をいただいて、させていただいたなど、こう思っております。特に、ことばかりではない、来年以降の農作物に影響もしてくる薬剤散布でございますから、しっかりと活用していただいて、ことしなっているものはよりよい農産物として育てていただきたいなと思いますし、また来年度においての影響も考えながらしっかりと散布をしてもらいたいと、こう思っております。

農業資材等値上がりについては、1.6倍ぐらいの価格上昇になっていると聞いてございます。今後の動向を注視しながら、まず経費削減につながる生産方法、また効率的な作業、これはどの

ようなものが考えられるか、県並びに関係機関と連携を密にしながら検討していく必要があると思っています。

現在進めております持続性の高い農業生産方式でございますが、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、農業の健全な発展に寄与するための認定制度ございまして、土壌の肥料成分を分析し、把握することでまずバランスのよい土づくりを行い、化学肥料や農薬の使用を半分以下に削減するなどの手法を用いる農業者、エコファーマーを認定しているものでございます。

肥料・農薬を削減するための生産経費の低減が図られるとともに、安定した品質・収量が見込まれることから販売を有利に進めることができます。町内では現在162人の認定者がおりますが、生産経費の節減につながることから、今後も認定の推進を図ってまいりたいと、こう思っています。また、農家にとって非常に負担になる機械、または施設等の整備の場合でございますが、この場合にしっかりと補助事業を活用しながら、その際においてはしっかりとした町負担というものも考えながら事業を継続してまいりたいと、こう思っています。資材の高騰を含め、機械整備等に非常に農家の方々が苦慮しているわけですので、ここにおいては共同で機械購入、こういう推進も図ってまいりたいと、こう思っておりますが、合併前から非常に難しさもございます。同じ時期に同じ機械を皆さんが必要になってくるということで、本来であれば、共防単位、農事改良組合単位、そういう中で購入していければいいんですが、共防についてはSSを導入しているわけですが、さまざまな農機具があります。そういう部分が1農家1台という、このことが私は農業経営に非常に影響しているのではないのかなと、そういう部分、できるだけコストを下げて行える、こういう部分を関係機関等とも協議をして取り組んでまいりたいと、こう思っています。

次に、安心安全な農産物のための交信かく乱剤の考えということでございますが、まず安全、安心、そしてまたおいしい農産物、これが第一だと、こう思っています。昨年は中国のウメの問題で、ウメの価格が大変高騰いたしました。ただこれは自助の努力ではなくて、他国においての農薬の問題において価格が高騰したわけでございまして、これが恐らくまた落ちついてくるとなると、国内の価格というものがまた下がってきってしまうのかなと、こう思うわけで、それをやはり私どもはそういう事態が生じたときに、逆に私ども南部町の農産物は安全で安心である、そしておいしいんだと。ここをまた売るチャンスでもあるのかなと、こう思っています。

交信かく乱剤につきましては県が南部地区を試験圃場に選定し、18年度と19年度の2年間、3ヘクタールを対象に現在実施をしております。試験結果でございますが、病害虫の減少が確認され効果が実証されました。

交信かく乱剤は害虫の発生を抑制する効果がありますが、害虫は地域によってまた発生状況が異なり、天候にもよってまた変化することなどから、継続して使用することで農薬散布の削減が可能であると思っております。また、実施するためには10アール当たりおおよそ1万円程度費用がかかるというふうに聞いてございます。ある程度まとまった園地での実施が効果的でありますので、農家相互の協力や状況判断のための認識も必要であり、効果を確認するため2年から3年程度の観察が必要となってまいります。今年度は町の特産品でありますゼネラル・レクラークの生産者が独自に設置して実施してございます。安心安全な農産物生産を進めるための方策として大変効果的な手段でもありますので、県の協力のもとに、そしてまた生産者の方々への情報提供をしっかりと、そしてまた議員もおっしゃってございました組織、そういう中で取り組んでもらえるように導入の推進に対して取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） 答弁の中でエコファーマーということが出ましたけれども、当町では162人が認定を受けているというふうなことだそうでございますけれども、今後、これをふやすというふうな計画はないのでしょうか。また、農家にとってコスト的な面といたしますか、農薬、肥料が減らせる。そして商品が安全だというふうなイメージで高く売れる可能性とか、その辺はどのようなメリットが考えられるのか。

それから、町長さんが今農業関係の補助のお話をなされましたけれども、現状では果樹関係、あるいは農業関係のハウスにしろ、リンゴの支柱とか改植において非常に資材費が3年ぐらい前の2倍ぐらいになっております。それで、補助枠といたしますか、金額はこの先どのようになっていくのか、維持されるのか、また財政の関係で少なくなっているのか、その辺もお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 詳細につきましては、また農林課長の方からも答弁させたいと思いますが、エコファーマーにつきましては、これはぜひふやしていきたいと。ここは安心安全というキャッチフレーズの一つがエコファーマーでございますので、そういう方々をふやしていくことに

よって、より南部町の農産物が安全安心というふうにご理解をいただけるのではないのかなと、こう思っております。これは農家の方々からもしっかりとこの制度をご理解いただいて、進めていく必要があると思っております。安全安心ということによって当然同じ品物であってもこれは高い価格で販売することができると、こう思っておりますので、今後の農業というもの、特に農産物、量でいくのか品質でいくのか、そういう部分、近々議論されているところでございます。いろいろな農業の問題等々から考えると、消費者の方々やはり安全で安心という部分を一番求めているのではないのかなと。もちろん安全で安心で安いというのが主に一番でしょうけれども、そこでやはり価格の差が出るのは当然しっかりとした安全管理がなされているところは必然的に高い取引がされると、こう思っております。

資材等の補助等については現在行っている部分、また県が行っている部分、これにつきましては何とか厳しい財政状況の中でありますけれども、でき得る限りこれは継続して取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、エコファーマーをふやす計画ということでございますけれども、生産者の要望にこたえる形で計画書を作成していただいて、現在ふやすということで進めてございます。まず、エコファーマーということでございますけれども、持続性の高い農業生産方式の導入促進という法律がございまして、これで土づくり、化学合成農薬、それから化学肥料の低減の三つの技術に一体的に取り組むということでございます。それでその計画書を作成いたしまして、その計画が県知事から認定された農業者のことをエコファーマーと言います。

コストを減らせるかということでございますけれども、化学肥料の低減に努めることからコストは減らせるものと思っております。

商品安全イメージが高くなるのかということでございますけれども、エコファーマーを取得することによりましてメリットでございますけれども、エコファーマーがつくったことを農産物に表示できます。そしてまたエコマークというのもございます。これが使用できるということで有利に販売することができるということでございます。

それから、補助枠、補助が維持されるのかなということでございますけれども、現在補助事業につきましては、果樹、畑作につきまして施設整備や機械導入などに県の補助に町が上乗せして、

約半分、2分の1ほど助成する形で実施しております。これまで申し込みのあった分につきましては、県の補助に該当する分につきましては、全部予算化して実施している現状でございます。果樹関係の事業につきましては、今年度も申し込み実施分につきましては全部予算化して、同じ条件で実施する予定となっております。なお、昨年度につきましては今年度実施する事業につきまして半分程度繰り上げて、補正による対応により実施してございます。補助額でございますけれども、県、町合わせまして20年度の事業につきましては約2,100万円の予算を計上して実施することとしてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で沼畑俊一君の質問を終わります。

.....

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月2日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

なお、きょうは階上町の議長さん初め、議員の方々から我が南部町に傍聴を賜りまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

（午後0時05分）

第18回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成20年9月2日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 立 花 寛 子

- 1．住民生活について
- 2．住宅問題について
- 3．耐震化促進について
- 4．斗賀地区の樹園地農道について

13番 川守田 稔

- 1．農業振興について

4番 根 市 勲

- 1．南部町の中長期的な人口の予測と対策について
- 2．お盆明け（8月16日）のごみ収集について
- 3．町内の各種イベント、行事の集約化、簡素化について

14番 工 藤 久 夫

- 1．多目的バスの需要の予測と結果について
- 2．世界的な食糧不足と国内での減反強化等の矛盾について、南部町の農業の方向は

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君

9番 佐々木 勝 見 君
 11番 馬 場 又 彦 君
 13番 川守田 稔 君
 15番 坂 本 正 紀 君
 17番 佐々木 元 作 君
 19番 西 塚 芳 弥 君

10番 工 藤 幸 子 君
 12番 立 花 寛 子 君
 14番 工 藤 久 夫 君
 16番 小笠原 義 弘 君
 18番 東 寿 一 君
 20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 管 理 監	小萩沢 孝 一 君	企 画 課 長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君	商 工 観 光 課 長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社 会 教 育 課 長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第18回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時05分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 9月定例議会に当たり、一般質問を行う日本共産党の立花寛子でございます。

初めに、福田首相が辞意を表明いたしました。内政でも外交でも進退きわまった中での辞任です。自公政権の首相としては2代続けて政権投げ出しとなり、自民党政治の末期的姿を象徴しています。このようなやり方ではなく、国会を解散し、国民に信を問うべきではなかったでしょうか。よりよい国、地方を目指すことを表明いたしまして、一般質問を始めます。

国民生活について、原油、物価高騰により、農家初め住民生活に影響が出ています。福祉灯油助成など、支援は考えていないのでしょうか。ガソリンの値上げに始まり、様々な食品に影響が出てきており、やりくりが大変です。農家の方は「肥料代など生産に欠かせない資材が高くなり、これ以上高くなったら、生産できない」と言っています。漁業関係者の一斉休業やトラック業界など、燃料高騰に苦しむ業界の人々が政府に緊急対策を求め、経営危機の突破を目指す行動が全国的に広がってきております。第一次産業は、食糧を守る生命に直接かかわる産業です。国がも

っと力を入れるべき分野ではないでしょうか。酪農家初め、生産者に直接再生産につながる支援、直接補てんが必要ではないでしょうか。福祉灯油助成は効果がありましたが、これをもっと拡充するとか、減税を行うとか、原油高騰分の直接補てんなど、生活実態に見合った助成がどうしても必要ではないでしょうか。1町村だけでは難しいと思われるでしょうが、実際行っている自治体はあります。私の調べましたところ、中小企業への緊急支援の創設を行ったり、京都府では、障害者施設が実施する通所のための送迎サービスに支援するなど行っております。自治体として何らかの行動を起すべきではないでしょうか。政府への要請はしていくのでしょうか。答弁を求めます。

住宅問題について質問いたします。雇用促進住宅についての質問です。全国で14万戸、35万人が住んでいます雇用促進住宅を廃止して、居住者の入居契約を打ち切り、追い出すというところもないことが具体化されようとしています。現在、剣吉地域にあります雇用促進住宅はどうなっていくのでしょうか。青森県内には30の住宅数があり、廃止決定となっていますのは25住宅と報じられています。名川地区にあります雇用促進住宅は、住民の協力で土地の確保から始まって、人口の増加を期待して建てられた住宅です。地域の方は以前のように、大勢の人でにぎわってほしいと期待しています。雇用促進住宅は雇用保険の保険料で整備され、独立採算制で運営されていますが、公的住宅政策の一つとして位置づけられています。当町、また三戸郡内では、どのような方針なのでしょう。町長は、住宅確保のため、雇用促進住宅の存続を訴えていく考えはあるのでしょうか。答弁を求めます。

耐震促進化について質問をいたします。日本列島周辺が地震の活動期に入ったと言われる中で、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくない状況になっていると報じられております。季節的な前線などの活動に加え、地球温暖化による影響と見られる大雨や突風など、気象の変動も頻発するようになっていきます。日本全国いつどこで起こるかも知れない自然災害を完全に予測することは困難ですが、事前の対策で被害を最小限にとどめることはできます。例えば、学校、住宅、病院、公共施設などを地震に耐えるようにすることです。避難場所に指定されている施設の耐震強度の調査についての答弁はありました。同じような質問ではありますが、私が質問いたします内容は、震度6強で倒壊する危険性が高いとされる構造耐震指標は公表されているのでしょうか。地震防災対策特別措置法で耐震診断実施と結果報告が学校設置者に義務づけられたと報じられています。各小中学校についての耐震化についてであります。どのようになっていますか。

公的に管理が必要なその他の建物についての耐震強度について、昨日の一般質問にありました

名川分庁舎や名川病院についての状況は答弁されました。名川病院に対しましては、建てかえ計画がありますので、その期間どのような方法で建物の耐震性を高めていくのでしょうか。現行の耐震基準は、1981年の建築基準法改正で強化されたと言っておりますが、その以前の旧耐震基準で建てられた建物についてはどのような取り扱いになっているのでしょうか。公営住宅、学校、幼稚園、病院、公民館、体育館、庁舎等、公的に管理が必要な建物の耐震強度は数字として示されているのでしょうか。

2点目の質問は、耐震診断など必要な建物、耐震性が疑われる建物への対策はどうなっているのでしょうか。答弁された項目は除いていただき、耐震性をあらわす数字の取り扱いを中心に答弁願いたいと思います。

斗賀地区の樹園地農道について質問します。町道上斗賀・田ノ沢線用地、町道斗賀山・加賀線用地及び町道管理用地について、関係がある場所なのか、または全く違う場所を指していることなのか、町長が確認されることが、当町の利益を守ることになるのではないかという気持ちから質問するものであります。

8月7日の第17回南部町議会臨時会の議案第71号、土地の取得についての説明に関連する内容の質問です。昭和30年代当時、奥羽生コン株式会社が、仕事上生ずるコンクリート塊の処理に困って、役場に相談に行ったところ「山に捨てたらいい」と話し、「当時の山道はトラックが入ることができないほど狭い幅だったために、勝手に山肌を崩し、その後始末を役場にさせ、町の予算を使って道路までつくらせた」と話しています。1業者である会社に当時の役場、どこの課であるかわかりませんが、「山に勝手に捨てなさい」と指導できるものでしょうか。ある年齢以上の人は「役場が勝手にやらせておいて、事が起こってから税金でおさめるとは勝手過ぎる」と言っています。この話は本当のことなのでしょうか。臨時議会の答弁では、「協議の中でそのコンクリート塊が濱田氏の土地の所有の中に道路敷を越えて入っておりました。そういうことで、それについてもおたくさんの方でどうするんですかと。これはやはりまずいんじゃないのということもございまして、奥羽生コンさんとも協議をしてはきておりますけれども、なかなか量が大変大きいものですので、それを一挙に撤去するというものも大変なこともございます」と。この答弁内容は何をあらわしているのでしょうか。だれが何のために捨てたのか、だれの責任なのか、はっきりさせる必要があるのではないのでしょうか。今になって「土砂が流出するのを防ぐためにやった」と言われても、納得できません。この場所は樹園地農道の一画を指して、住民の皆さんが「山にごみが捨てられている」とおっしゃっているのか。また、全く違う場所に産業廃棄物が不法投棄されているのか。場所はどこなのか確認する必要があるのではないのでしょうか。答弁を

願います。

工藤久夫君 着席

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点の原油、物価高騰に伴う福祉灯油助成などの支援の考えはないのかという部分と、政府への要請はしていくのかという2点でございますけれども、昨年度は急激な原油価格高騰ということで、国においても特別地方交付税で支援するところについては交付税を算入していただけると。そしてまた県においても県の元気なあおりづくり支援事業の中で支援をします。それを合わせ、町からも負担をして、65歳以上、または70歳以上、重度障害者、ひとり親世帯等、1,017世帯に助成を実施いたしました。また、そのほかに町独自で教育灯油として高校受験生230世帯にも助成をしたわけでございますけれども、国、県においても昨年度は単年度限りの事業として実施という制約もありました。ただ、今昨年の急激な高騰よりも価格的にはさらにことしの価格が高い値段で販売されているわけでございまして、それを考えたとき、我々自治体も何かかしの支援をやったりしていかなければならないのではないかという考えは持っております。

先ほど議員からただ1町村でと。ただやっているところもあると。それは全国2,000近い自治体を見ればどこかはあるでしょう。バスの無料の話もしてございましたが。そのバスの例をとれば、既に福地地区においては福祉バス、無料バスというのも運行しているわけでして、一つだけとしては、これはもうすべてが最高のサービスをしなければならないということになり、これは破綻につながっていく。ただ、そういう中でできる範囲、身の丈に合った支援等、こういうものは何ができるかという部分は考えていかなければならないと、こう思っております。今後、今国の方も経済支援対策を打ち出したと。これがより具体的にどういう支援になっていくのか、これを見きわめながら町の支援というものも考えていきたいと、こう思っております。

また、政府への要請ということでございますが、これは1自治体が要請しても、これはもう微々たる力なわけでございまして、やはり町村会とすれば青森県町村会、これにおいては現在私も会長でありますから、先般も総会においてこの問題を取り上げました。これをまず全国町村会、そしてまた全国町村会から国の方に要請をしていく必要があるのではないかということを総会でも話をし、先般8月22日、これは別な要望でございましたが、原子燃料サイクル事業交付金の

継続要望を市長会の会長と町村会の正副会長、知事の方に要望いたしました。その際、追加要望としまして、私の方から町村会の総会においても市町村長さんから、ここ灯油の件の助成、強く要望されたということを知事にも話し、「知事、知事会においても国の方に要請してほしい」と。ですから、我々県の町村会、これがまた全国の町村会へ呼びかけをし、全国町村会から国、これは市長会の会長さんにもお願いをいたしました。市長会としても要望活動をお願いしたいと。こういう要請をしていこうということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、雇用促進住宅の廃止についての中郡の方針、そしてまた存続を訴えていく考えはということでございますが、郡内にある雇用促進住宅は三戸町、五戸町、そして南部町の3カ所でございます。南部町のこれまでの経緯を踏まえますと、平成17年8月に雇用促進住宅の購入に係る調査を初めとしまして、昨年からことしにかけて数回譲渡要請の打診がありましたが、町としては住宅の政策や町営住宅建てかえ計画などを考慮しましても、1地区に新たに60戸の住居をふやすということは当該計画に合わないことと、この雇用促進住宅は5階建てでございます。そしてなおかつエレベーターが設置されておりません。よって、4階、5階の入所希望者の増はまず見込めない状況でございます。現在は16名の方が入居してございます。

それとさらに築15年を経過しておりまして、今後維持補修経費が多くかかることが見込まれ、またエレベーターがないということは、恐らく入居する場合に町が管理するとなると当然これはエレベーターの設置を要望してくることになるでしょう。そういう部分も踏まえながら、低い入居率もあり、採算がとれない。町財政に大きな負担がかかることが予想されますので、独立行政法人雇用能力開発機構に対しまして、譲渡を希望しないとする意思表示をしてございます。

同じく、郡内の動向としましては、三戸町及び五戸町の両町とも譲渡を受けないという方針ということでございますので、郡内の町では譲渡要望をしない方針であると考えております。ちなみに、昨日東奥日報さんの記事にタイミングよくこの問題が掲載されております。六ヶ所が平成6年に購入したようでございますが、あとの残りの15市町村においてはすべて財政難で無理であると、こういう方針であるという記事が載っております。これが県内の現在雇用促進住宅を抱えている市町村の実態であるということをお話をさせていただきたいと思っております。

次に、存続を訴えていく考えはあるかということですが、国の政策において雇用促進住宅の廃止が既に決定している以上、我々が存続を希望するという場合には、町で譲渡を受けて維持管理をするということが当然条件になるわけでございまして、町では現在総合的に判断し、譲渡を希望しないという方針を打ち出しましたので、それに対して存続を訴えていくという立場にはないと考えております。

次に、耐震化促進についてでございますが、現在の耐震基準は昭和56年を境に56年以前の旧耐震基準建物、56年以降の新耐震基準建物と表現をされております。新耐震設計基準による建物は阪神大震災においても被害が少なかったことから、耐震基準はおおむね妥当であると考えております。当町においては、お尋ねの公的機関管理が必要な建物は全部で348件、そのうち56年以前の旧耐震基準の建物は189件、昨日夏堀議員さんにもお答えをしているわけでございますが、このうち公営住宅につきましては、名川地区で広場、高屋敷、五日市団地の41棟が、南部地区では、佐野平、沖田面第1・第2、相内、湧口団地の105棟が該当しておりますので、南部町住生活基本計画に基づき町営住宅の建てかえを順次行っていくこととしてございます。

また、学校等の文教施設につきましては、昭和56年以前の建築で耐震診断を実施する必要がある学校施設は、福田小学校、剣吉小学校、向小学校、南部小学校、福地中学校、南部幼稚園の5校1園の6施設となっております。これらの施設につきましては、平成18年度に耐震化優先度調査を行い、この結果に基づき、計画的に耐震診断を実施し、その結果を受けて補強設計、補強工事を実施していく計画となっております。詳しく必要であれば、教育委員会の方から追加答弁させたいと思います。

病院、庁舎等につきましてはでございますが、名川病院、また名川分庁舎においては56年以前の建物であり、いずれも老朽化してございます。補強、建てかえ、大規模改修などの安全面に考慮し、どのような対策が効率的な対策になるのかしっかり検討しながら、これは取り組んでいかなければならないと思っております。

また、その他の施設等もいっぱいありますが、もし必要であればそれぞれ担当課長から説明をさせますが、恐らくかなりの時間を要すると思っておりますが、ポイントの部分について担当課長から答弁をさせたいと思います。

次に、斗賀地区の樹園地農道についてでございますけれども、現在当町には不法投棄監視委員が3名おります。名川地区、南部地区、福地地区に分けて、各地区で月2回巡回、監視をお願いし、毎月報告をいただいているところでございます。そのご指摘の中で、斗賀樹園地農道周辺については産業廃棄物の不法投棄の報告はなく、生活ごみ等の投棄が5カ所報告されており、内容は古タイヤとか、ビニール等でありました。この件につきましては、八戸環境管理事務所に報告するとともに、看板を設置するなどの対応をしております。先ほど議員から、「山に捨てたらいい」というような発言があったと言っておりますが、いつのことなのか、私が報告を受けているのはあくまでもがけ崩れ防止等で、これもきっちり整理した中で設置になっているという報告を受けておりますので、町としては産業廃棄物という認識ではなく進めてきたものというふう

に理解をしております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。

○12番（立花寛子君） 課長の答弁なんかは。

○議長（小笠原義弘君） 担当課長からありませんか。答弁。名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 名川病院の耐震化でございますが、先ほど町長も答弁したとおり、耐震基準の56年以前に建設ということで、それで病院につきましては病院の診療棟、それからリハビリ棟、健診棟ということで、三つの棟に分かれて建築年月日がそれぞれ違ってございます。それで、一番古い現在の病院診療棟でございますが、昭和43年11月の建設ということで、新耐震基準以前の建物ということで、先ほど町長も答弁しましたけれども、今後補強していくかというような検討をこれからしていかなければならないということであります。それから、リハビリ棟については平成3年1月の建設、それから健診棟については平成6年12月建設ということで、56年以降の建物ということで新耐震基準が図られているという建物になってございます。

それで、ご質問の中にございましたが、建てかえの時期を迎えてどのような方法で耐震度を高めていくのかということでございますが、今現在も病院の管理には管理状況を確認しながら調査を行い、それから修繕の必要なものについてはその都度修繕等をしながら対応しているということで、今後もそういう形で病院の診療棟については対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 順を追って再質問をいたします。

まず、住民生活についてであります。1自治体だけでは先ほども町長もお話したとおり、問題の解決には至らないかも知れませんが、声を上げていくことが必要ではないかと思います。

また、自治体の心として予算化してほしいと考えています。昨年度実施されました中学3年生に対する福祉灯油助成は町独自の取り組みとして注目されました。そして今考えておりますの

は、例えば農業者への肥料代などへの助成や、家畜のえさ代へ補助するなど、何らかの手立てが必要ではないでしょうか。国に対してももっと強力に要請していただきたいと考えています。現在、食料や原油、燃料など、生活に欠かせないものの値段をつり上げることを許してはいけないと思いますし、多くの人が困っています。市場主義が行き着いた結果、資本主義も限界かなと考えています。生活物資を儲けの対象にするシステムは禁止すべきではないでしょうか。

また、これからは食糧輸入が難しくなると考えます。食糧輸入が大変になってきているその時期だからこそ、国がもっと食糧産業、第一次産業に対する国家戦略を持たないと大変なことになるのではないのでしょうか。町長はどのように考えておられるか質問いたします。

雇用促進住宅についてであります。町長の答弁で16名の方がまだ入っておられるということですが、入居者には説明をきちんとやっていたいるのでしょうか。退去が困難な場合、一定期間の退去期間猶予も検討されるべきだと思いますが、どうなっておるのでしょうか。先ほど町長の答弁で自治体に譲渡の話はあったということで、承れないという話をなされたということですが、どう考えても、これは国が予算をいろいろ機構の改革で廃止するということが、大変自治体としても大きな問題だと考えていますが、全く無責任な話だと思います。その当時大変な予算を組んで、土地なども国に提供したわけですので、これは自治体の宝として町営住宅としてつくりかえてでも町のものとすべきではないのでしょうか。

そして、先ほど存続する場合は譲渡するということが条件なので、立場にはないという話でありましたが、これはもう覆すことができない時期になってきているのでしょうか。もう少し時間をかけて考えてみるべきではないのでしょうか。

また、建物が5階まででエレベーターがないために入居者が望めないと話されましたが、60世帯中40世帯近くまで入っておった時期もありますので、大変利用率が高いと議会でも報告があった時期もあります。家賃がある程度割高だったという話もありまして、町営住宅の方へ移られたという方も多かったのですが、町営住宅の家賃並みに引き下げて、若い皆さんも定住されるように、また、ひとり暮らしの老人の方、特に女性でありますけれども、独居の女性の方もふえていく条件が多くなってきていますので、1階、2階をそういう皆さんのためにつくりかえるなど工夫すると、この住宅は大変町のためになるのではないのでしょうか。再度購入を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次は耐震化についてであります。私はこの問題、他の議員の皆さんも取り上げましたので、ダブっているところも多いのかなとは思いますが、建物一つ一つについて、耐震をあらわす数字が公表されているということでありまして、すべての建物がその対象になっているのか。その数

字は公表されないものなのか。建物一つ一つについての建物調べというようなものをつくって、どなたでもこの建物の耐震強度がわかるような文書を作成することが今求められているのではないのでしょうか。ましてきのうの質問にもありました避難場所に指定されている施設の状況がどうなっているのかということは、住民の皆さんの関心事ではないのでしょうか。住民の皆さんもわかるような文書作成なり、数字のポイントを絞って主要なところでも結構です。学校などは数字を公表されるように義務づけられたと言っておりますので、この点だけでも再質問で答弁を願いたいと思います。

斗賀地区の樹園地農道についてであります。この問題は突き詰めますと、自治体が1業者のために便宜を図って、不法に産業廃棄物を山林に捨てさせていたのか、こういう疑問を持たれているということが問題なのです。それを自治体の長として、しっかり調査する必要があるのではないのでしょうか。住民に疑われ、不必要な予算執行をしたと思われては、自治体の権威が損なわれるのではないのでしょうか。また、土地の所有権をめぐり、裁判所に訴えられているとか、廃棄物の件で警察署の方に調査を依頼して、今すぐにでも出ていけるというような話があるとか、こういう話まで話されておりますが、町長は知っておられるのでしょうか。これは事実なのでしょうか。産業廃棄物中間処理施設建設計画が持ち上がってから、考えられない問題が起こり、住民の不安や不信、自治体に対する疑問が渦巻いております。予算執行を伴う問題でありましたし、住民の不信を取り払えるのは町長だけではないのでしょうか。しっかり調査を行い、公表していただきたいと考えますが、再質問とします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず原油、福祉灯油等についての件でございますが、自治体で取り組む、これにおいてはやはりある程度の財源確保というものをしながら、そこで町もどのぐらい支援できるかという部分をこれは財政とまた考えていかなければならないわけですし、そのためにもまず先ほど申し上げました町村会を通して国の方に要望をしていくと。また、政府において経済支援対策が打ち出されたわけでございます。その内容がどういうものかというものを確認しながら検討していくことが大事であると、こう考えております。

雇用促進住宅の件でございますが、これは既に国で廃止を決定してございますので、覆ることはもうないだろうと思ってございます。これはあくまでも雇用促進、独立行政法人雇用能力開発機構、そちらの事業団の関係事業でございまして、ですから、入居、また廃止になる部分、これ

においては当然機構の方でしっかりその方々に状況を周知させなければならいと。既に入居している方々には説明は始まっているようでございます。

次に、耐震化の問題でございますが、これは教育委員会の方から答弁をさせたいと思います。

樹園地農道の件でございますが、議員から今ご質問あった部分については私については報告を受けておりませんし、それがどういう筋の話で出ているのかということもわかりません。ただ、私への報告にはその部分においても問題はないという報告を受けて、今日に来ております。担当課長の方からまたその部分については答弁をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 学校の耐震について申し上げますと、優先度調査の対象校の必要な理由としては、先ほどからも出ておりますが、56年以前のものということですが、その中で非木造で、200平米以上か、あるいは2階建て、2階建ての場合は面積に関係なしに対象になるということで、そして南部町については先ほどお話がありましたように、鉄筋コンクリートづくりの場合は六つが対象になっておりまして、順番は重複しますが、向小、南部幼稚園、剣吉小学校、福地中学校、南部小学校、福地中学校の順となっております。

それで、鉄筋コンクリートの場合は優先度の数字が低い方が優先されまして、向小の場合は1、それから福地中学校に行くまでに5というふうになっております。

それから、鉄骨造については優先度が剣吉小学校が校舎と体育館、それからもう一つ剣吉小学校の校舎が1棟ということです。それから、次が福地中学校体育館、剣吉小学校の校舎、向小学校の体育館、南部幼稚園の体育館、南部小の体育館、福田小学校の体育館となっております、こちらの方の優先順位度はゼロから35までになっておりますが、数字の多い方が優先度が高いということで、一番最初の剣吉小学校が指数で11となっております。一番指数の少ない福田小学校が2となっております。

それから、あと数値というのはほかにもありましたけれども、耐力度調査というのが別でありまして、これは木造になりますが、4,500点以下がその対象ということですが、これも地域によって点数の差がありまして、南部町ですと5,000点になればその対象になるということです。

もう一つ、IS値という表現がありますが、これは0.75未満になると。この数字については、その都度調査のときに必要があったときに調査して出てくるもので、先ほどのものと違ってすべての建物について調査しているというものではありません。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 斗賀樹園地の件につきまして、不法投棄ということでございますが、最初のご質問のときに、奥羽生コンが云々ということで、30年代に山に捨ててもよいというような役場の許可をいただいたとか何とかと、そういうお話がございましたが、たしか、奥羽生コンは昭和50年代にできた会社でございます。

それから、議員から質問が上った時点で斗賀樹園地農道周辺をパトロール等、調査をして確認をしてまいりましたが、そのような不法投棄というようなものは発見できません。ただ、奥羽生コンのところに積んでございますコンクリートの崩壊、1メートル近くのやつですが、これは町道を守るための法面のブロックと、そういう認識であります。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、先ほどの説明の耐震性についてであります。6カ所を優先的に調べなければならないという場所が説明されましたが、これはいつまでにやられ、それは改修しなければならないのであれば、耐震強度を高めるための修繕なども行われると思いますが、これは何年かかって安全なものになさるのでしょうか。今、この耐震診断を行うだけでも自治体としては大変予算がかかるもので、苦慮しているということがあって、国の方でも予算化するというのを町長の方からも説明がありましたが、もっともっと国に対しても避難場所として重要な建物などありますので、自治体として有利に働く補助になるように改善していただきたいと思いますが、具体的には何年かかって安心な建物になさる計画なのか、先ほどの6カ所の対象になっているという建物についての質問をいたします。

私は建物について耐震度とか、建てるときに耐震性が数字として出てくるものだと思っておりますが、先ほどのIS値ということなんでしょうけれども、すべての建物に当てはまるものではないということですが、それではその建物一つ一つについての耐震強度とか、診断というものはどういうふうに保障されているのか。すべての建物はそうしますとこの建物は震度5以下で大変とか、6強でも耐震は守られるとか、そういう比較できるような文書はないものなのでしょうか。

つくる必要があると思いますが、いかがなものでしょうか。

斗賀地区についてであります。これは私が一番最初に登壇して訴えました文書は8月7日の土地の取得に対しての説明にあった文章を列記したものであります。そのことをもってこれが不法投棄に当たるのではないかという指摘をいただいているところなんです。場所がはっきりわからないとか、不法投棄ではないという今の答弁がありましたが、斗賀地区の山林の全体から見て、カモの首のように細くなっている場所に大量のコンクリート塊が埋まっているという話を年配の方がしておりましたので、この問題に近い方の話であります。カモの首という場所は一般住民では行きにくい、大変場所がわからない場所だという話もしておりましたので、はっきり確認されない場所かも知れません。ですので、もっと詳しく上から見るなり、カモの首と、俗称、地域の皆さんが話されている場所を確認して、きちんと調べていただければ大量のコンクリート塊が埋まっているということです。これをもって不法投棄ではないかと、私は訴えているわけであります。

ですので、臨時議会で答弁された場所とは違うかも知れません。それをもって場所がわからないので、不法投棄ではないという答弁なのでしょうけれども、もう少しこの事実をつかんでいただいて、なぜこういうことが今まで捨てられていたかというか、わからないで来たものなのか、どうも産業廃棄物の建物に絡んで、それに関連してさまざまな否定的な話が飛び交っているの、私自身あっちこっち調べながら、臨時議会でも答弁を求めながら、そして理事者側の答弁も調べてこの質問を立てたわけでありまして、まして、自治体が今までやらなければならない手続上のミスで2,000万円余という金額を予算執行されたわけでありまして、このことをもって役場がきちんと仕事をしているのかどうか疑われているのであります。ですので、この問題をもっと真剣に解決されるように、なぜこういうことになったのか調べる必要はやはり町長にあるのではないかと私は考えています。

まして、昭和30年から50年ということもあるようですけれども、その当時の否定的な面がこういうふうに住民の皆さんの口にのぼっているのですから、はっきりとさせていただきたいし、町長は先ほど私が質問した裁判ざたに本当になっているのか、警察の方で不法投棄の問題で動きがあったのか、耳に入っておらないのでしょうか。これも住民の皆さんがはっきり話していることですので、この場でお答え願いたいと思います。

再々質問で私は終わりますので、まとめとして住民生活を守る予算や学校などの耐震改修などにかかる予算については、財政難を理由になかなか予算化しない政府の姿勢こそ問題にしなければなりません。毎年必要性や緊急性もよく検討せず、高速道路や港湾などの大型公共事業に巨費

を投じていますし、軍事費のむだにもメスが入らない状況では予算が組めないでしょう。本当に予算が必要だと思えるなら、この点を改めるべきではないでしょうか。税金の使い方を変えるだけで自治体がより豊かになるのですから、町長は政府への要請を粘り強く訴えていく必要があると考えます。地方交付税への総額の増額を勝ち取るためなど、声を上げていくことを表明して質問は終わりますが、再々質問の答弁は求めます。お願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず灯油等々については先ほども何回も言っています町村会を通しながら、また要望してまいりたいと。

それから耐震化については、今ちょっと聞き逃しましたので、質問なかったかも知れませんが、私は昨年、全国公立学校施設期成会の会長をさせていただきました。自由民主党部会、または中教審の部会、全国会長として強い要請を行い、その後、中国の地震もあったこともあったろうと思いますが、従来の補助率からアップをしてございます。1年の任期でしたので、5月で期成会の会長をやめましたが、そういう中で取り組んできたということもご報告申し上げたいと思います。

また、樹園地農道の件でございますが、昭和30年、50年という部分でございますので、当然わからない部分が多々ございます。裁判等という部分、それは当事者等々のことなのかなと思っております。詳しいそういう部分について私は報告を受けてございません。

また、カモの首については本当に埋まっているのか、議員確認したのか、私はそういう報告も受けておりませんので、長年そういう部分で道路の取得の問題、登記の問題等々がずっと続いてきていたわけですが、そこで先般の臨時議会において、内容を説明し、議員の皆さんからもまず一定のご理解をいただいて、ご議決いただいたと、こう思っておりますので、今後十分不法投棄等については全町しっかりと監視しながら取り組んでいく必要があると、こう思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前11時16分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。

私は今議会で農業振興について伺いたいと思います。通告の中で減反政策について伺いますが、もとよりご存じのとおり減反は国の農政の1側面に過ぎないわけですが、減反をとおしてどういう経過をたどってきたのか、将来どのような方向へと進まなくてはならないのかというところを考えてみたいと思い、このような通告をいたしましたのでよろしくお願いいたします。

まず最初に伺いたいのは、これまでいつのころから減反の政策というのが始まったのかは勉強不足でわかりませんが、減反政策が始まって、現在、これからも多分続くことなのでしょう。そのような一連の政策がこの地域に対してどのような変化ですとか、影響をもたらしたのか。どのような悪影響をもたらしたのか。どのようないい面をもたらしたのか、そのご認識を伺いたいと思います。

旧南部町、旧名川町、旧福地村、それぞれの地区がこれまでに合併以前の期間も含めて、どういった減反に対して対策をとって、どのような成果を上げて、どのような弊害を抱えて現在に至っているのかご説明いただきたいと思います。

減反に伴って転作ということが言われるわけですが、転作というのがどういう、転作自体がうまくいっているんでしょうかという疑問がございます。水田だったところにサクランボを植えました。何か何年かしたら枯れ始めましたとか、そういった話もよく聞きます。そのような状況を把握している分をご説明ください。

また、高齢化、後継者不足、そういったのも影響していることなのでしょうけれども、遊休農地となっている面積ですとか、その状況をお知らせいただければありがたいです。

それで、現在から今これから世界的な穀物の取り巻く事情ですとか、そういったことも多々影響するでしょう、国内の事情もございます。中国の事情もあるでしょうし、そういったことを踏まえて南部町というのは農業政策においてどのような方向性に転換していかなくてはならな

いのかなというお考えを伺いたいと思います。

きのう沼畑議員の質問でも取り上げられました例えばエコファーマー、認定農家ですとか、そういったことは方向転換の中でどのような役割を担って進めていくものなのか踏まえてご説明いただければ幸いです。

以上、私の一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初の減反政策について、これまで地域にもたらした影響はということでございますが、まず、減反政策につきましては、昭和45年から食糧管理法に基づいて主食米の生産が制限されてまいりました。平成7年からは新食糧法に変わりましたが、食の多様化、少子高齢化等により米の需要量の減少が進んでいる状況となっております。その中で、平成16年からは米政策改革大綱に基づいて、農協、集荷業者、農家等で構成する地域水田農業推進協議会が主体となって、生産調整の推進に取り組むこととなりました。現在は南部町においては二つの農協があることなどから、旧町村単位でそれぞれ地域水田農業推進協議会を組織して、米政策の一役を担っております。この政策による地域の利点でございますが、考えられるのは、第1点として、米の需要量の減少などで、下落基調となっている米の価格がある程度維持をされているという部分。2点目として、転作作物に対しての交付金等により水田農業収入の安定が図られるなどがあります。逆に減反したからという部分と直接関係になるかどうか、はっきりしない点もあるんですが、不利な点という部分については、高齢化などによりますと、労働力不足によって、長期にわたっての保全管理が伴う、そういうために耕作放棄地の発生が挙げられると。当然水田も田植えから、収穫から、忙しいわけですが、比較的田植えをし、収穫までは水田の場合は草刈り、水管理の方に重点を置くわけですが、恐らく転作した場合に畑作が主になると思いますが、非常にそういう比較をすると手間がかかる、そういう部分で高齢者になった場合に、転作地が放棄地になっていくという要因が挙げられるのかなと思っております。

次に、旧3町村の対応のあらましでございますが、旧町村において地域水田農業推進協議会を組織して、それぞれの地域の実情に応じた地域水田農業ビジョンを策定してございます。毎年県からの配分を受け、地域水田農業ビジョンに基づいた米の生産数量配分や産地づくり交付金など

の協議を行い、生産団体を通じて、農家へ通知し、その後生産調整の受付や計画書に基づいた現地確認作業を実施するなどの対応を行ってございます。

次に、転作はうまくいっているのかということでございますが、旧町村ごとの地域水田農業ビジョンに基づいて、ニンニク、またはネギ、大豆などの転作作物と交付金額を定めて高収益産物や土地利用型作物の作付推進に努めた結果、平成19年度は転作目標面積を73.54ヘクタールと定めておりましたが、実績として77.45ヘクタールとなり、若干目標を超える実績となっております。転作の場合、果樹の場合はどうしても収穫果実がなるまでに数年年数を要するわけですが、そういう部分を考えると、単年作で収穫を得られる、どうしても畑作の部分に主に転作がなると思いますが、特に野菜関係はその年によって価格が非常に高騰するものがあったり、逆に大変下落してしまう。これは余りにも豊作になった場合、または台風、そういう被害を受けて数量的に少なくなった場合と、非常に変化が激しいのも事実でございます、これは転作に限らず、畑作の場合はいいときは非常に大きな収穫も得るときもある。ですから、失敗、または成功、そういうものを考えたときに、その年のまた気象状況、そういう部分の影響も多々あるなど思っておりますが、それぞれの町村で特に力を入れていく産物というものをそれぞれの自治体が農業関係者の方々と協議をしながら計画はつくってございますので、十分農家の方々の意向を踏んでの転作計画だと思っておりますので、今後も関係者の方々からしっかりと現状を確認しながら進めていくべきだと、こう思っております。

次に、遊休農地となった水田の面積でございますけれども、農林業センサスの数字をもとにお答えをしたいと思います。町全体の水田遊休地でございますが、2000年は76ヘクタールでございました。2005年は67ヘクタールと公表されてございます。水田の遊休状況等の詳細につきましては、現在のところ把握してございませんが、平成20年度、国では国際的に食糧事情が不安定化する一方、今後とも農地面積の減少が見込まれるとして、国民の食糧の安定供給を図るため、5年後をめどにその解消を目指すことを位置づけた耕作放棄地解消ガイドラインを策定いたしました。町ではこのガイドラインに則しながら、農業関係機関と協力し、耕作放棄されていると思われる農地等について、現在洗い出し作業を行っているところでございます。

次に、将来の町の農政の方向等ということでございますが、合併して3年目になりました。当町の基幹産業、農業を基幹産業としての南部町という中で四季折々のまず果樹栽培が主となり、そのほかにも野菜、水稻と、複合経営的な農産物を生産しているわけでございます。農業はまちづくりの中心と位置づけ、関係機関や農業団体と一体となり、豊かな活力のある農業振興を推進するため、平成20年3月に総合振興計画を策定いたしました。その中で農業分野の基本計画に担

い手の育成、これは認定農業者でございます。農業後継者の発掘、これは新規就農者等の新規事業を実施してございます。また、耕作放棄地防止、これは今年度から調査を実施してございます。4点目として直売所の整備、4直売所があるわけでございますが、今年度はジャックドセンターの改修工事を実施することにしてございます。これらの目標を掲げて、総合振興計画を基本に、平成24年度を目標年度として達成に向けた取り組みを実施してまいります。

なお、19年度から農業に新規参入しやすい環境づくりとして、農地を耕作目的で取得、または借り入れする場合、従来は下限面積50アール以上でございましたが、取得しやすい、少しでも放棄地をなくしていこうと、求めやすい形にしようということで、20アールに引き下げて新規参入者が参入しやすい体制づくりを図っているところでございます。基本計画につきましては、5年ごとに見直す必要がありますので、見直しの際は実情や先ほども申し上げました農家のご意見などを総合的に勘案し、施策を検討し、実施してまいりたいと、こう思っております。今は非常に穀類については価格高騰ということで、転作する方々にもそういう部分、また国の施策としても穀物に対しての転作費用というのは、他の作物よりも高い交付金が支給もされております。これはただその農家の方々、自分がどういう農業経営をしているかどうか、それによってまたどの転作の作物を選ぶかということもあると思いますので、それぞれの経営者の方々が自分がやりやすい、また自分の経営にどちらが効果があるのかと考えて取り組むと思っておりますので、そういう支援はきっちりとしてまいりたいと、こう思っております。

また、エコファーマー、農業認定者、この方々は地域の農業のリーダーとして広く農業を引っ張って行く方々でございます。また、低農薬を含めながら、安全安心、そういう部分をきっちり取り組んでいるエコファーマー、これは南部町の農産物が本当に安全で安心であるというそういう形をつくるために大変この方々は重要な方々と思っておりますので、ここを昨日も申し上げましたが、やはりできるだけふやしていくと。また、認定農業者の場合においては面積拡大を図りながら、安定した農業経営をしていただくと。我が町は非常に小規模の農業者も大変多い地域でございます。国の方針としては、認定農業者に今後農業経営をやってもらうようにしていくんだと、こういう国の方針でございますが、これはやはり地域性があるわけございまして、圃場整備をしたくてもやはり今高齢者になって、規模拡大、またお金をかけて整備までできない、そういう小規模な方々もありますので、そういう方々も年金を受給しながら、その年金にまずプラスになる農業をしていただきながら、安定した生活を保つと、こういう農業も非常に大事なことなわけでございますので、認定農業者で頑張ってもらう方々、そしてまた小規模なりにも頑張っていく方々、そういう部分をしっかりと見きわめながら、一方だけということがないように支援を

しながら、南部町の農地の耕作放棄地ができるだけなくなっていくように、また拡大していかないように努力していかなければならないと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、再質問等につきましては、恐らく詳細な部分も出てくるでしょうから、担当課長の方から答弁させたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 先ほどの答弁の中にございましたけれども、旧3町の対応のあらましということの中でございますが、地域水田農業ビジョンでございます。これは農業振興のためにそれぞれの地区の協議会で基本方針を定めてございます。福地地区の基本方針といたしましては、まず売れる米づくりの推進、地域の特性を生かした転作作物の本格化、産地化の推進と。そして担い手を明確にした育成確保などを掲げておりまして、目標実現のために転作奨励作物を定めて、所得の安定を図ることとしております。

名川、南部地区でございますけれども、売れる米づくりの推進は同じでございますが、低コストを目指した米づくり、環境に優しい水田農業の推進などを図りながら、地域の特性を生かした作物への転換を進めるための目標を定めております。そのほかにビジョンでは米の生産販売目標、それから転作作物の生産販売目標、担い手育成のためのリストなどを定めて生産調整の取り組みを行っております。

一般質問の中にありました転作をしてもうまくいかないということでございますけれども、地区によってはその農産物に適していない作物もございます。湿地帯であったりする場合もありますし、乾燥地帯でもあったりする場合もある。また、地力が少ないと。こういった場合もありますので、農産物の生産に関しては大変苦労が多いと考えてございます。

以上でございます。

中村善一君 着席

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） ありがとうございます。

減反であれ、転作であれ、これから将来の何にしても、農業を営む人の自主性とその努力とその現在に合った発想という部分が不可欠だと思うんですよ。しからば、ちょっと疑問に思うこと

は、生産組合というのが農協が一つ大きな団体としてあります。農協は農協の方針やら、経営方針やら、そういったものがあるんでしょう。そういった例えば何団体か大きな農業者の団体がある中で、では、町の農政課といいますか、町が担う農政というのは全体のどの部分を担うべきなのか、どういう位置づけでもって町は農家と対峙していくべきなのかというところが見えてこないというのがただいまの答弁を伺っての感想であります。そういう部分の考えをお持ちでしたらお答えください。

さらに、エコファーマーですとか、これからは必要な、例えば認定農業者であれ、それは国の制度にのっとった受け皿としての認証なわけですから、取得することはこれから農業を続けていく上では不可欠なことなんだと思うんですね。ですが、もう一つ疑問に思うのはエコファーマーを取得しました。安全安心をというきのうの沼畑議員の質問でもそういう展開の仕方をしていくわけなんです、しからばその安心安全をどのように知らしめていくのかなという具体的な作業のところ足踏みしてしまうんじゃないかなというところがあるんです。どういうことかと言いますと、例えば一生懸命低農薬に努めて、有機栽培に努めて南部市場であれ、農協の市場であれ出荷したとします。ですが、その人だけがそうであっても、それが果たして作物のよさが評価されるプロセスがあるんだろうかなというのが甚だ疑問で、いつも考えるんですね。

また、別な取引のことを考えてみますと、例えばスーパーと直接の契約栽培をいたしますと、例えば、ユニバースさんとお付き合いします。よこまちさんですとか、イオングループさんですとか、生協さんですとかといった場合に、そうすると、この前ちょっとネットを見ていましたらびっくりしたんですが、生協GAPですとか、イオン独自のGAP、GAPという納品の規格があるわけですが、JGAPやらヨーロッパのGAPだけなのかなと思っていましたら、それぞれの手先の流通の中ではそれぞれのGAPを定めているようなところがあるわけですね。これはどういうことかと考えますと、生産者対不特定多数の消費者という構図ではそれは成り立たない部分があるわけですね。あくまで1対1の関係でもって成り立つ。その上でお互いの信頼を確認し合えるという、そのプロセスがあるわけです。ということは、町であれ、生産グループであれ、何であれ、ただ漠然と安心安全です、こういうことをやっておりますということをうたったところで、それを必要としているちゃんとした相手を特定しないことには、必要が評価されないのだろうと私は考えるわけです。ブランド化ですとか、市場化ということになれば、それはもう当たり前のことなんです、ただ、当たり前のことを当たり前にやらなくてはならないことをまだ差別化であるような、考え違いをしている部分があるところにあるんじゃないのかなという感想も持ちます。

それで、そういうことを踏まえて春の予算措置の中で町長が市場調査ですと。市場調査のために200万円ぐらいの予算措置をしたかと何か記憶にありますか、市場調査の経過はどういうふうになっているのかをお聞きすると、その市場調査の結果を踏まえて次の段階をどのように具体的に考えておられるのかというのを伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 非常に大きな問題でございますけれども、まず団体のある中で町の農業の担い手部分、町はどう対応していくのかということでございますけれども、まず振興計画がございます。これまでは旧町村で実施してきました農政政策につきましては、地域の特性を生かした、より農業の振興を図るための各町村が力を注いできた部分があると思ってございます。振興計画につきましては、それぞれの持つ地域の特性を生かした形で活性化を目指す目的で作成しておりますので、今後行政だけではできない部分が多々あります。町民と一体となってこの問題に取り組まなければ目標達成できない部分がございますので、そういった部分でさまざまな農林課の方では事業を実施しておりますけれども、農家の方が望むような事業の手助けをしていければなと考えてございます。

それから、安心安全ということでございます。エコファーマーという部分につきましては、広く一般に評価されていない部分というか、認識されていない部分が多々あると思います。これにつきましては、今盛んにPRも含めてエコファーマーの推進も含めて進めているところでございます。町といたしまして、エコファーマーを取る際には農業団体を中心として進めておりますし、また、ニンニクの種子購入事業を去年から実施してございますけれども、この事業にのる場合もエコファーマーを取ることが条件として定めてございます。そういった形でエコファーマーを推進してございます。

あと、春の予算で市場調査ということでございましたけれども、済みません。そこは商工観光課の方でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 市場調査の件に質問がありましたけれども、平成19年度におい

て青森公立大学に委託いたしまして、農産物の加工品の販売の販路拡大についての調査を行って
ございます。これは消費者がどういうものを求めているかということの調査でありまして、今こ
こに資料を持ってきていないものですから、正確な答えはできませんけれども、そういう調査を
行っております。それに基づきまして、今後どういうものを農産物加工して売ればいいかという
ことを今後また検討するというふうな総まとめになっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問はありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 大変曖昧な再質問で申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（小笠原義弘君） 4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） 第18回南部町定例会において、大きく3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目として南部町の長期的な人口の予測と対策についてであります。8月17日付の東
奥日報の記事によりますと、山形県荘内銀行系列のシンクタンク荘銀総合研究所の人口推計リポ
ート発表によりますと、2005年に比較して、2035年には東北6県の人口は963万人から23%減の
743万人になり、我が南部町は、30%から50%の範囲で人口が減少すると予想される地域に入っ
ております。今年3月に配付された南部町総合振興計画29ページの将来の人口予測を見ますと、
2005年、2012年、2017年における14歳以下の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、そし
て65歳以上の老年人口の割合は確実に変化して、高齢化が進む方向であります。もし、この記事

にあるとおり計算すると、30%減で1万5,050人、最悪の50%減で1万750人となります。この町の人口減少が加速されると予想される中で対策として、

- (1) 子育ての支援の充実。
- (2) 居住環境の整備。
- (3) 保健、医療、福祉の包括ケアシステムの構築。
- (4) として学校教育、生涯教育の充実。
- (5) としてグリーン・ツーリズムの達者村、通年農業観光の推進による交流人口の拡大。

等に力を入れ、予測結果を上回る人口の確保を目指すと掲げられております。

以上の観点に立って、以下の予測と対策はどのように考えておられるのかお答えをお願いいたします。

- (1) 65歳以上の老年人口の比率。
- (2) 75歳以上の後期高齢者の比率。
- (3) 人口減少に対応した縮小均衡型、地域開発の具体的な政策はどのようなものと考えておられるのか。

(4) 八戸市を中心としたこの地域都市圏の基盤強化、それに対応した政策はどのように考えておられるのか。

(5) 人口方程式という考え方でいきますと、合計特殊出生率＝結婚率×世帯出生率となります。この町の最近のこの字句の年代別の数字はどのような推移をたどっているのでしょうか。今後の予測と対応策をあわせて示していただきたいと思います。

(1) 人口の急激な減少は町内活動等の大事な地域コミュニティにも大きく影響を及ぼすと思われますが、対応策はどのように考えているのでしょうか。

私は少子化、人口減の問題に関して、町長の母校であります明治学院大学経済学部教授の笹島先生のレポートを読みたいと思います。皆さんにこれは配付しております。

少子化、人口減の減少は、我が国が今日直面する最大の難題である。人口の高齢化問題と比べると、比較にならないくらい大きな問題である。究極的に日本国そのものが消滅してしまうかも知れない問題なのだから。少子化・人口減現象は、出生率の低下に起因している。1人の女性が生涯に出産する子供数のことを合計特殊出生率と称しているが、合計特殊出生率が2.08の水準のまま安定すると、長期間には出生数と死亡数が一致して人口の増減はなくなる。ところが、我が国の合計特殊出生率は参考図表に見るように、1970年には2.13であったのが、年々低下して、2007年には1.34となった。余りにも低下し過ぎたのである。では、どうしたらよいのか。そのか

ぎを握るのが人口方程式「合計特殊出生率＝結婚率×世帯出生率」である。合計特殊出生率の低下の一つの要因は、結婚率が低下したことである。2005年国勢調査によれば、男性35歳から39歳層の結婚率は70%、女性30歳から34歳層は68%であった。20年前はそれぞれ86%、90%である。いかに結婚率が低下したかがわかる。

では、世帯出生率はどうか。こちらは長期的に安定しており、結婚世帯での出生児数は2.2人前後で推移している。注目されるのは、結婚世帯での理想子供数は2.6人前後と高いことである。理想は3人とする世帯が少なくない。では、どうして理想の子供数を持てないのであろうか。その主要な理由として、経済問題と労働問題の存在がある。経済問題として「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」、「家が狭すぎるから」があり、労働問題として、「自分の仕事に差し支えるから」、「夫の家事・育児への協力が得られないから」、「夫の定年退職までに成人してほしいから」がある。再度、人口方程式を見てもらいたい。結婚率の方は出会いの機会がないなど、情報不足に起因するものも少なくないことからすると、改善の余地は十分にある。世帯出生率も改善の余地は十分にある。結婚世帯では、理想の子供数2.6人を持つことができるならば、結婚率が80%であると合計特殊出生率は2.08となる。欧米に比べて見劣りする児童手当の充実、子供を有する家庭の経済的負担を軽減する。児童育成保険の創設、そしてワーク・ライフ・バランスの整備を強く求めたい。こう書かれてあります。

2点目として、お盆明けのごみ収集について質問をさせていただきます。例年8月16日には仏事用のごみ収集を行っているようですが、今年は16日が土曜日だったこともあり、朝8時までにごみを収集場所に出すようにとの広報が各家庭に配られました。私から言うまでもなく、8月13日、14日、15日、16日、お盆の行事はこの南部町だけではなく、日本中でも最も家族、親戚が集まる大事な期間であります。その大事な習慣を根底から覆すような広報を出したものですから、多くの町民の方から苦情を聞かされております。私は担当課と運ぶ業者、そして焼却施設の担当者がもう少し住民の立場に立って、打ち合わせをしたならばこの苦情の出ない方法がとれたと思いますが、来年からはもっと住民の立場に立った収集方法を考えてほしいと思います。

また、ふだんの収集場所の収集方法についても、町内会、住民の要望をよく聞いて対応していただきたいと思います。役所仕事という言葉がありますが、まさにこのようなことではないかと思います。町民から苦情を寄せられてから改善するのではなく、常に町民の視点、立場で行政の仕事をしてほしいと思って、あえてこの質問をいたしました。

次に、3点目として、町内の各種イベント、行事の簡素化について質問します。南部町も合併してこの8月で32カ月になりますが、いまだに合併前の旧3町村で行われてきた各種イベントと

いいでしょうか、行事は引き続きそのまま受け継がれているようです。これからは行政として効率と効果を考えて、選択と集約化が必要だと思いますが、各担当課長を初め特別職の方々はどのようにお考えでしょうか。お答えをお聞きしたいと思います。

以上をもって長い時間お聞きいただきましてありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず大きく分けて３点でございますが、１点目の人口の予測対策等についてでございます。まず、現状を申し上げますと、65歳以上の老年人口比率でございますが、平成17年国政調査によりますと、南部町の総人口は２万1,552人でございます。12年の国調によりますと２万2,596人、1,044人の減となっております。うち、65歳以上の老年人口でございますが6,028人、５年前に比べまして499人、約500人の増となっております。総人口に占める老年人口の比率でございますが、約28％となっております。75歳以上のいわゆる後期高齢者比率でございますが、平成17年国勢調査によりますと、75歳以上の後期高齢者は3,025人、５年前に比較しまして744人の増でございます。総人口に占める後期高齢者比率は約14％となっております。いずれにしても高齢者の方々の人口比率がふえているという現状でございます。

次に、人口減少に対応した縮小均衡型の地域開発の具体的な施策、縮小均衡型、いわゆる身の丈に合ったという言葉だと思いますが、平成20年３月に策定いたしました総合振興計画においてすべての分野にわたってまちづくりに必要不可欠な各種施策を掲げておりますが、本町の歳入の大部分を占める地方交付税や国、県補助金等の先行きは大変厳しいと見込まれているため、ふるさと納税制度の活用などにより、歳入の確保に努めていくとともに、各種まちづくり施策の実施に当たっては、費用対効果の検証はもちろんのこと、緊急性、重要性、必要性など十分勘案し、歳入と歳出のバランスをとりながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、４点目の八戸市を中心とした都市圏の基盤強化とそれに対応した政策ということでございますが、本町の広域行政の中核をなす八戸地域広域市町村圏事務組合でございますが、八戸市を初めとする周辺の８市町村で構成され、消防・救急業務、ごみやし尿処理、介護認定審査など、生活に密着した分野での共同処理事業や構成市町村の特性を生かした圏域づくりなどを推進し

てございます。同組合では、八戸圏域を取り巻く情勢の大きな変化に対応していくため、平成20年度からおおむね10年間の新たな指針となる第3次八戸地域ふるさと市町村圏計画を平成20年3月に策定し、圏域の将来像を「人・産業・環境が調和した北東北の中核都市圏」としてその実現に向けてさまざまな施策を展開していくこととしてございます。

本町の圏域内での役割でございますが、基幹産業である農業を初めとする各種産業の振興を図っていくため、南部藩発祥の地、国史跡聖寿寺館跡、また南部手踊り発祥の地等の歴史的資産と各種観光資源を複合したグリーン・ツーリズムによる都市・地域間交流の積極的な推進を図るとともに、全国唯一の町営地方卸売市場が圏域内の一大流通拠点となるように目指していくこととしてございます。

次に、南部町の年齢別人口の将来の予測、対応策でございますが、総合振興計画においては、コーホート法という計算方式がございます。その方式に準じまして、人口推計方法を採用し、国勢調査をもとに、5年後の平成24年、10年後の平成29年の本町の将来人口を推計してございます。それによりますと、14歳以下の年少人口は、平成17年2,885人、人口全体の構成比としては13.4%、24年度には2,431人、12.2%、10年後の平成29年2,209人、11.9%と推移してございます。ここにおいては10年後に13.4%から11.9%に下がると。そしてまた15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口でございますが、平成17年が1万2,639人、これは58.6%、5年後の平成24年、1万1,344人、56.9%、10年後の平成29年1万1,117人、54.2%と推移し、現在と10年後の比率は58.6%から54.2%に下がる推移の予測でございます。

次に、65歳以上の老年人口でございますが、平成17年には6,028人、28%、24年6,155人、30.9%、10年後の平成29年6,327人、33.9%と推移していくという推計になってございます。いわゆる若い方々が若干減り、高齢者の人口がふえていくと。まさに少子高齢化の推計になってございます。そのため、子育て支援対策の充実、居住環境の整備、または包括ケアシステムの構築、学校教育、社会教育の充実などによる暮らしやすい町、またグリーン・ツーリズム、達者村、通年農業観光など、交流人口の拡大による元気で生き生きとしたまちづくりを推進し、生産年齢人口の推計結果を上回る人口の確保を目指して、各種施策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、地域コミュニティの対応策でございますが、集落人口の50%が65歳以上の高齢者により、社会的共同生活の維持が困難となる集落のこと、いわゆる限界集落と言っているわけですが、平成17年の国勢調査においては本町に27ある大字で該当する地域は現在一つもなく、割合が一番高い地域においても34.7%となっておりますので、現状においては地域コミュニティが維持されていると思っております。限界集落とならないためには人口の増加、特に若い世代の人口をふや

すということが一番近道なわけですが、ほとんどの地方自治体がその特効薬を見出せないでいるのも現状でございます。総合振興計画においては本町の主要課題として、少子化、高齢化、地域コミュニティなど8項目を掲げております。そしてそれを解決していくため、少子化では安心して出産、育児のできる支援体制の確立、子育て、住環境の整備などに取り組み、高齢化においては元気で安心して生活できるような住環境の整備、福祉社会の形成などに取り組み、地域コミュニティにおいては地域を楽しく暮らしやすくしていくため、町民と行政が共同してまちづくりを取り組んでいくこととしておりますので、これらの施策を展開し、地域コミュニティの体制強化と活動充実を図ってまいりたいと考えてございます。

非常に少子高齢化、これは南部町のみならず、日本国国民自体が大変な減少になっていくと。青森県をとっても数年前150万人を超えていた人口が今143万人、10万人県内でも減っております。そしてまた県内においてふえている地区、これを見てもこの三八においても、八戸市さえも減っております。下田地区が若干ふえている程度で、25万都市の八戸市だけでも減ってきていると。これはまさに、いわゆる出産、結婚この要因が大きな問題にやっぱりなってくるだろうと。それぞれの自治体が人口の増を図って努力をしているわけですが、今の日本の国民人口を見ると、ふえていると言っても、他町村からの奪い合いをしている。いわゆる環境が整っているといえますか、特に見ますと、大型店舗が近くにあるところは正直ふえております。そういう中で奪い合いの人口増を、日本国を考えた場合に、これは解決になるかと。やはり結婚していただいて、子供を産んでもらう。そのためには先ほど資料をいただきました。これは職員が準備したのかなと思っておりましたら、根市議員が準備していただいたということで、勉強されているなということで、たまたま私の大学の教授のようでございますが、ここの中でもうたっております。

一つはやはり労働・経済・環境、まさしくそうだろうと。やはり今子育てをする中で、非常にお金がかかる子育ての時代になっていると。昔は5人、6人、また10人と多くの兄弟がいたわけですが、私も私の年齢にしては6人兄弟という多い方だと思いますが、今それでも昔の人たちは苦労しながらも子育てをしてきた。今は逆に裕福になっているはずなのに、なかなか子供を産んでもらえない。これは恐らく夫婦のやはり生活時間、そういう余暇の時間もとりたいということもあると思いますし、実際に経済的な部分、そういうこともあると思ってございます。今、国においても経済支援対策を政府で打ち出していくようでございます。まず経済が発展していかないとなかなかこの少子高齢化という問題、非常にさまざまな取り組みを当町でもしているんですが、本当に特効薬がないということも正直なところございます。

それとまたこの記事を見まして、出会いの機会がないという記事も載っております。私も若い

人たちがいろいろなところに行って、出会いがあるのかなと思っていますが、若い職員に聞いても意外と交流する機会がない。また、いろいろな職場の方々から聞いても意外とないということも実態にあるようでございます。とにかく積極的に出ていく方は私の知り合いなんか見えても、年齢に関係なく結婚したりしているんですが、どちらかという、消極的、家に閉じこもっているような方々はなかなか出会いがないというような印象も受けております。できるだけ私どももそういう機会をつくりながら、やはりあくまでも本人たちが結婚というものにしっかりと前向きに考えてもらう、そういうことも必要だと思いますし、それに伴って我々もさまざまな取り組みをしていかなければならないと。すべての分野、少子高齢化というのはここをやればいいというものはないと。さまざまな部分が少子高齢化には総合的にかかわってくるわけでございますので、その中ですべて100%の支援をすると。これもまた不可能でございまして、南部町の範囲内でできる支援、こういうものをしっかりと見きわめながら支援すべきところは支援していく。ただ、一つ一つをとって全部100%というものは厳しいと思っておりますが、まず労働、経済環境、ここにおいては特に私ども南部町1町だけで大変厳しい部分がありますので、国策の中に一つ取り入れてもらうようにしていただきながら、また我が町としてもしっかりとした取り組みをしてまいりたいと、こう思っております。また、特に企業誘致等々、積極的にこれはお願いをしていかなければならないと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

次に、盆明けのごみ収集についてでございますが、名川地区は16日の午後回収しております。例年の回収でございます。福地地区は17日の午前回収、南部地区は持ち帰りで一般ごみ指定日に出していただいております。ことしは16、17日が土日と重なり、しかも名川地区、福地地区、それぞれの搬入先が午前中までとなっていたため、特別に16日の午前8時としたと聞いてございます。この件につきましては事前に回覧でお知らせとお願いをしているわけでございますが、担当課の方には3件の問い合わせがあったと聞いておりますが、問い合わせは3件で少ないですが、恐らく皆さんお墓に行ったときに、そういうお話を聞いたと思います。私もお墓に行って、この話を聞きまして、恐らく土日の関係かなということをお話したんですが、議員からご質問をいただいて、すぐ担当課を呼びました。変更せざるを得ない、これについては一定の理解は私も示すと。ただ、チラシを回すときにどういう理由で変更になりますと。これを書くとか書かないで大きな違いがあるんだと。そこを書いていれば、ああそうなのかということで住民の方々も聞かなくてもわかるわけです。その大事な文言、2行あれば書けるわけです。それを書くようにしなければだめだと。これは質問いただいてから担当課の方にそういう指示をして、今後ただ変更になったというんじゃなくて、どういうことになったと、これを徹底してちゃんと書いてほしいと

いう指示をしてございます。来年も16日が日曜日となるようでございますので、墓地管理者等とも事前に協議をし、持ち帰りしてもらう部分等々も含めながら、しっかりとした住民の皆さんがわかりやすい周知、これが必要だと思っております。きょうは課長等も全員出席しておりますので、しっかりとこれは各課、今回のチラシに限らず、ふだんの各課のチラシ、そういう目線でもって業務を遂行していただきたいと思っております。

ちなみに近隣町村でございますが、私どもごみ収集をしておりますが、三戸町さんはお寺さんのみと。田子さんは収集していないという中で、南部町においては収集していると。そのことはご理解賜りたいなと思います。

次に、各種イベント行事の集約化、簡素化等でございますが、各地区で開催されているイベント、行事等は歴史とともに地域に密着、定着したものであり、地域づくり、経済の活性化に大きく貢献しているものと考えております。現在までの状況であります、3町村合併協議会における事務調整においては現行どおり新町に引き継ぎ、合併後再編すると調整されており、消防、それから町民運動会、敬老会、成人式等々の一部行事等については再編及び調整をされておりますが、イベントについては再編されずに現在に至っている状況でございます。合併協議会では、すべての項目において合併後調整という項目が2,000項目ございまして、順次進めてきて、大分進んではきているわけですが、特にイベント関係については非常に早急に一本化と、特に歴史的な部分、歴史、伝統に関係してくる部分は非常に難しい部分があるのかなと。集約する場合にすべてなくして、本当の新しい南部町の祭りをするときに、それぞれの地域が何十年、何百年とやってきたものをご理解をいただけるのかなという難しさもあるなと、こう思っております。また、地域の歴史、文化ということも大事にしていかなければならないなと、こう思っているわけですが、それ以外については、やはりできるだけ早く一本化をして簡素化を図っていくということは大変重要なことだと、こう思っております。また、官主導であったものをできるだけ民主導への移管も検討しながら、地域住民の方々と一緒になって盛り上げていく、そのことが大事であると思っております。

なお、今後町民から公募による（仮称）南部町観光事業自由討論会を実施する予定でございますので、町民の皆さんもどういう考えを持っているのかどうか、そういうのも検討しながら反映させてまいりたいと、こう思っております。早くできるものと、やはり歴史文化的な部分においては議員の皆さんもそれぞれやはり自分の出身の地区の祭りというのはなくさないでほしいという部分は議員の皆さんもそれぞれお持ちでしょうし、当然住民の皆さんも思っていると思います。そういう部分をしっかりと調査、検討をしながらしっかりとご理解をいただいた中でできる

だけ簡素化を図っていくという取り組みが必要かなと、こう思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 大変いろいろお答えありがとうございました。人口推進計画による減少対策の町長の発言で、「奪い合い」と、こうありますけれども、ここ南部町は農業の里で、やはり人口を確保していかなければこの南部町が消滅してしまうというように考えておられます。この人口推計に使用しているコーホート要因法を使った出生・死亡・移動から人口推計する方法は、かなり正確な人口の予想がなされていると聞いております。2035年の青森県内の自治体の人口推計の増加は町長さんがおっしゃられましたおいらせ町、下田町になりますけれども、10%未満の減少は東通村、30%の減少は三八では八戸市、階上町、上十三では三沢市、十和田市、六戸町となっております。長期的な方向として八戸を中心としたさらなる合併、あるいは広域的な連携は避けて通れない問題、課題だと思いたしますが、この町のあり方について、10年後、20年後をどう考えているんでしょうかと。まだ町長さんは若いから十数年は町長としてやれると思いたしますが、思いを聞かせてください。

また、2点目のごみ収集のことですが、町長は機会がある都度、役場職員に対して、「自分たちはだれのお金で生活しているかと。だれのために働かなければならないかよく考えて行動するように」と言っているのは聞かされます。常に公務員は自覚を持って、町民全体の奉仕者として働くように周知してほしいと思いたします。

また、仮定の話ですが、多くの町民から予想以上の苦情と言いたすか、ブーイングがあった場合、担当者、担当課長、そして最高責任者である町長は改善のために行動する規範のようなものがあるんでしょうか。なければ作成しておくべきではないかと思いたすけれども、よろしくお願いいたします。

以上をもって質問を終らせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 人口の部分についてはコーホート法というのが一番実態にあった推計であるという計算方法だというふうに伺っております。そういう中で将来的に南部町も減少してい

く推計になっているわけですが、できるだけその減少分を予測よりも小さくしていく、できれば人口増につなげて当然いきたいわけですが、非常に難しい部分もある。それに向かって我々もさまざまな取り組みはしていかなければならないなと、こう思っています。将来的な合併、八戸市を中心としたということもお話が今出ましたが、今合併して3年目、徐々に南部町としての形ができ上がりつつあるのかなと思っています。県内でも2番目の人口の南部町、そういう中でしっかりと今南部町の基礎、基盤を築いていく、それがまだここ数年の時期ではないのかなと、こう思っております。今道州制等々の調査があったり、議論もされてきておりますが、道州制が今後どういうふうにし合いがなされていくのか、そういう部分もしっかりと見きわめながら、将来の方向というものをまた定めていかなければならないのかなと、こう思っております。現在においても八戸地域広域圏においていろいろな取り組みを一緒に行っておりますので、これについては今後も広域という形で強化をしていく必要があると、こう思っています。

2点目の盆明けのごみの件からのお話ですが、まずやはり公務員としてのやはり私は自覚を、職員皆さんは持っていると思っておりますが、再度やはり見つめ直していただいて、採用のときに宣誓書を職員一人一人読むんです。恐らくそのときは今座っている管理職の課長たちも比較的恵まれている職場としての公務員、意欲を持って宣誓書を読んだと思います。やはりそのときの気持ち、これを忘れてはならないなと。恐らく課長会議で私はしょっちゅう言っていますので、課長たちは耳にたこができるくらい、またか町長と、思っているかも知れませんが、「私はこれは徹底して言い続けるよ」と言っていますので、ここをしっかりとまず、課長たちだけではなく、部下にも課長たちからも指導をお願いをしたいなと。それと大事なものは、常に自分がやっている仕事に、自分に、疑問を持つ。このことが大事だと思っております。今やっている仕事がこのやり方でいいのかどうか、これを常に疑問を持って取り組めば、おのずと新しいのも出てきますし、見直さなければならないということも出てくるはずでございます。自分に常に疑問を投げかけながら取り組むと、こういう姿勢も大事だなと、こう思っております。これにつきましては、職員の認識の中でこれはもう当然行っていかなければならないと、こう思っておりますので、規範、そういう部分が必要なものかどうか、これについてはまた担当の総務課の方といろいろ検討しながら進めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

ここで2時まで休憩いたします。

(午後1時50分)

○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後2時01分)

○議長(小笠原義弘君) 日程第1、一般質問を続けます。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

(14番 工藤久夫君 登壇)

○14番(工藤久夫君) ただいま副議長から「トリだから」ということですから、格好よく締めたいと思いますので、よろしくご協力お願いします。

一般質問に先だちまして、昨晚福田総理大臣が辞任を表明して、今朝にかけてずっと新聞、テレビを見ていましたが、その辺の私なりの思いを述べながら本題に入りたいと思います。

私はちょうどこの9月の末で議会議員になって満21年になります。この21年間、私はなるべく守ろうとして行動してきたことは二、三あるんですが、それは議員として極力議会では一般質問はするようにしようと。そして、議会活動の前には日本国憲法とか、地方自治法とか、その関係法令には目を通した上で、自分なりの原理、原則に基づいたずれない発言に努めようとしてきました。そのような立場で考えると、今の国の政治、県の政治、またこの町の政治のあり方というのはまだまだ改善していかなければならないことが山ほどあるという思いがしております。

今書店に行きますと、官僚の制度に対して非常に批判的なタイトルの本がいっぱい目立つところに並んでおります。それだけ、国民の、あるいは納税者の官僚とか、政治家、あるいは公務員といえますか、役人に対する目が厳しくなっている、そういうあらわれかなと。それはなぜかと言いますと、高度成長時代に民間主導で非常に景気がいい時代が長く続いたわけですが、その後、この二、三十年の間は民間の活力が低下して役所とか公務員が非常にいい仕事だと、そういう風潮がだんだん高まってきて、官僚制度といえますか、今の国の政治の制度に対する納税者、国民の不信というのが増大してきた原因というのが働かないで特定の役人がいい思いをしていると。そういう不満が今出てきているのかなと思っております。全国でも地方でも、公務員とか、首長、議員を含めて、私たちは生活している納税者の視点でやるべきことを一步一步行っていかなければ政治の信頼を回復することはなかなか難しい状況になっているなと思います。ここで、私はここにいる皆さんすべてが議会の都度、日本国憲法とか、地方自治法とか、そういう関係法令を見

た上で住民のために何ができるか、何を考えるべきか、行動するべきか、そういう視点を持つことが大事だと訴えながら本題にそろそろ入りたいと思います。

通告してある２点の質問をさせていただきます。

１点目として、ことしの４月から始まった多目的バスの需要の予測と結果についてお伺いします。平成18年１月の合併以来、町長の公約でもあり、多くの地域の住民が期待していた多目的バスの運行が始まりました。しかし、人間というのはいろいろ贅沢な言い方をするもので、私自身は、まだこの多目的バスに１回も乗っておりませんが、利用した町民の方々、あるいは目で見ている町民の方々から「予想より乗車人数が少ないんじゃないか」と、「どうも空気を運んでいるのが多いんじゃないか」とか、「むだではないか」とか、「これ100円の売上を稼ぐために経費何ぼかかっているんだろう」とか、「あんまり赤字が多いんだったらこれは税金をその分使っているのであれば、もうちょっと便数を少なくするとか、小型のバスを動かすとか、そういうのが必要じゃないか」とか、そういう心配の声も最近聞かれています。

そこで伺いたいのは、去年の試験運行時の予測と実際運行した現在の結果はどの程度の数字なのか、具体的に路線ごとの乗車人数とか、稼働状況などを数字を示して説明していただきたいと思っています。

また、名川の里バスの場合はスクールバスと併用して、通院バス、スクールバスを兼ねた運行をしているということですが、スクールバスと併用できなかった理由はどのような点にあるのでしょうか。

それから、先ほど言いましたが、小型車の運行を現在考えているかどうかについてもお答え願いたいと思います。

また、今後は経費の削減という観点から、例えばお隣の五戸町で運行されているチンチンバスというのがあります。そのような運行形態とか、地域ごと、あるいは路線ごとに民間企業やNPO法人などに運行を委託して、もっともっと大幅に少ない経費の運行は考えられないものでしょうか。現在の多目的バスの具体的な契約の内容はどのようになっているのか、また見直しは検討されているのか。検討されているとすれば時期はいつごろからなのか、わかる範囲内の説明をお願いいたします。

次に、２点目として世界的な資源高騰による食糧不足とか、食糧危機が叫ばれておるわけですが、日本国内での減反強化とか、あるいは転作の奨励とか、その辺の農政を見ていると何か矛盾を感じます。我が南部町の農業政策の方向について質問したいと思います。

世界的な投機の資金が株から石油、そして農産物に移行する中、ことしに入ってから米とか、

トウモロコシとか、小麦とか、そういう世界の穀物市況は二、三倍に高騰して、発展途上国、あるいは後進国の中では飢餓が蔓延して大変な状況に追い込まれているニュースをよく見るわけです。翻って、この国内の農業、農政の現実はどうでしょうか。米の価格を維持するための一層の減反の強化、農家の将来性への不安、不信による後継者不足とか、耕作放棄地の増加がますます懸念される状況になっております。第2次大戦後の食糧難の時代に始まった現在の農業委員会とか、農業政策、こういう農業を取り巻く制度は食糧難の時代、食糧不足の時代から食糧が過剰な時代になって、しかしその制度は相変わらず食糧難の時代のままから大きく変わることなく、今に至っているような気がします。今、大きくその制度を見直して変える時期だとは思いますが、その場合の問題点はどのような点が考えられるでしょうか。たまたま9月は決算議会でもあります。昨年の南部町の農林水産業費は総額およそ5億円使われております。また、春の一般質問で川守田議員の質問の答弁によりますと、南部町全体の農業販売額といいますか、生産額はおよそ100億円であります。現行の国、県の制度が変わらない限り制度上、町単独で動かせる、行動できる農政というのは限られていると思いますが、農業委員会の現行法の中での活動にどのような制約が考えられるのか、委員会としてもっと前向きに提言活動、行動方針を変えるような努力をする時期ではないかと思いますが、その点、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

よく最近、どぶろく特区とか、あるいは自給率を向上する特区とか、そういう特区の構想を各自治体でよく聞くわけですが、減反をしないで前向きな転作とか、前向きな取り組みをしたことにお金を使うという方向も大事ではないかと思いますが、そういう前向きなことに補助金を使う特区とか、あるいはこの町独自の将来的に耕作放棄地が出ないような政策というのを何とか考えられないものかと、そういう思いでこの質問をさせていただいております。町長及び農業委員会としては困る質問かもわかりませんが、何か将来のためにいいアイデアがあったら答弁をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、多目的バスの運行状況等でございますけれども、昨年の試験運行では三戸駅からバーデハウスまでを結ぶいわゆる三戸駅・バーデハウス線、そして三戸駅から赤石地区を経由し、二又

地区までを結ぶ三戸駅・二又線、それからバーデハウスから高橋地区を経由し、麦沢までを結ぶバーデハウス・麦沢線、そしてバーデハウスから法師岡を経由し、桜木地区までを結ぶバーデハウス・桜木線、そして、バーデハウスから福田地区を経由し、塚渡地区までを結ぶバーデハウス・塚渡線の5路線での運行を実施しております。試験運行では運行期間が28日間における乗車人数は2,037人で1日当たりの利用者数は72.8人、1便平均乗車人数は12.1人となっております。各路線ごとの乗車人数は三戸駅・バーデハウス線で1,221人、1日当たり43.6人、三戸駅・二又線で216人、1日当たり7.7人、バーデハウス・麦沢線で114人、1日当たり4.1人、バーデハウス・桜木線で356人、1日当たり12.7人、バーデハウス・塚渡線で130人、1日当たり4.6人となっております。

バスの稼動につきましては、5路線の3ダイヤを3台の車両で巡回運行しており、安全面を考慮した運転手の休憩時間以外での空き時間はほとんどない稼動状況となっております。

本年における運行状況についてでございますが、運行している路線は試験運行と同様に5路線で運行してございます。5月から7月までの乗車人数は9,991人で、1日当たり乗車人数は108.6人、1便平均乗車人数は13.1人となっております。各路線ごとでは、三戸駅・バーデハウス線で6,465人、1日当たり70.3人でございます。三戸駅・二又線で1,054人、1日当たり11.5人、そしてバーデハウス・麦沢線で517人、1日当たり5.6人、バーデハウス・桜木線で1,154人、1日当たり12.5人、バーデハウス塚渡線で801人、1日当たり8.7人と試験運行時よりも乗車人数はふえてきております。現在も乗車人数は日ごとに増加している状況でございます。

また、バスの稼動状況についてでございますが、5路線の5ダイヤを6台の車両で運行しており、試験運行時と同様、安全面を考慮し、運転手の休憩時間以外での空き時間はほとんどない稼動状況となっております。

次に、スクールバスとの併用、経費を下げるべきではというご意見でございます。まさしくいかに経費を下げていくことができるかということがこの多目的バスの存続ができる要因になってくると思っております。多目的バスにおけるスクールバスとの併用につきましては、検討事項としており、教育委員会との協議、また保護者の方々への説明、スクールバス運行に対する、スクールバスの場合交付税が算入されてございますので、その取り扱い、もろもろ協議、調整を行うこととし、効率的な運用ができるようにこれはしていかなければならないと思っております。

併用できなかった理由ですが、短い期間内、1年半でまず試験運行までこぎつけたわけですが、旧名川時代、里バスの運行のときも2年かかりました。現在のところ、この期間では

精いっぱいの運行、ただそれより遅くならなく運行できたという部分についてはほっとしている部分がありますが、今名川地区はスクールバスも廃止し、病院の患者輸送バスも廃止をし、里バス1本にしておりますので、年間では約13万人強の方々が利用されております。現在、南部地区、福地地区、この多目的バス、ここを何とか私どもも1回運行しました。それで担当課の方にやはり重複している部分がある。スクールバスが走って、多目的バスが走って、さらに福祉バスが走っている地区もあると。ここを何とか効率的にもっとやっぱりしていかなければいけないということで、担当課の方にはことし本格運行してからどういう見直しをできるかということを示してございます。ただ、時間は若干かかると思っております。スクールバスをなくする場合、現在スクールバスを福地地区は2台運行しているということですので、そういう部分を多目的バスにした場合に、その区間だけ2台必要になる。そういう部分をどうすればいいのか、ピストンで可能なのか、そういう問題も生じます。我々もいかにして効率がいい、経費を重複しているところを少なくして、できるだけ子供から老人まで町民の方々がだれでも利用できるそのバスを存続維持していくために、やはり見直し、常に必要なことだと、こう思っております。

その中で、小型車両の考え、これも当然今の利用人数からすると決して大型車でなくてもいいわけございまして、ただ、今現在のところバスにつきましては道路運送法第4条、自治体などから委託によりバス事業者が行うコミュニティバスによる運行で実施しております。いわゆる緑ナンバーでの運行となっておりますので、車両の小型化については今の状況で運行するにはバス事業者との協議をしていかなければならないと。これはしてまいりたいと、こう思っておりますし、今後緑ナンバーから白ナンバーに変えていく方がいいのか、そういう部分もこれは常に見直し見直しと、こういうことは徹底してまいりたいと、こう思っております。

契約内容についてはまた担当課の方から答弁をさせたいと思います。変更の時期を申し上げましたが、そういう部分については現在においてもいろいろな角度から調査しておりますので、まだ何年後という部分は現段階では申し上げられませんが、しっかり見直しをしていながら逐次議員の皆様にもご報告をして、よりよい運行に努めてまいりたいと、こう思っております。

次に、町の農業の方向についてでございますが、先ほど川守田議員さんから農業面についてご質問をいただきました。初めに、世界的食糧不足と国内の減反強化の矛盾についてと。減反によらない農業政策が必要ではないかということでございますが、先ごろローマで開催された食糧サミットにおいて世界的な食糧危機の克服に向けた指針を盛り込んだ宣言において、農業生産を増やすべきだとの国際的な合意が見られる中、政府内部においても減反の見直し論が議論されてきております。町といたしましては、状況の変化に対応し、十分注視しながら、米価の安定のた

め、米の需要に見合った生産と転作作物との自給率の低い小麦、大豆、飼料作物等の生産拡大を行う必要があると考えてございます。

町では、国からの産地づくり交付金と転作の実効性確保を図るための町単独補助事業によって、主食用の米以外の作物も将来にわたって安定的に生産できるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに生産調整によらない場合の問題点でございますが、1点は、地域づくりの交付金が交付されなくなると。それから各種国の支援、補助事業、融資等を受けることができなくなると。3点目には、認定農業者の取り消しが行われると。それから4点目は、スーパーL資金の繰上償還が生じてくるであろうと。5点目として、米の届出集荷業者への販売価格が非協力者米価格になることなどが考えられます。

次に、後継者対策でございますが、非常によく3Kと言われる農業、そういう中で1人でも2人でも新規就農者、また農業従事者をふやしたいということから町単独で新規就農者支援事業を行って、現在去年からですが8名のその事業を活用して新たに農業に取り組んだ方々が出ておりますので、ここをしっかりと継続しながら1人でも後継者をつくってまいりたいと。そしてやっぱり価格、ここが農業の方々には一番の問題であるだろうと。多少きつくても価格が安定し、それなりの収入が出てくればきつい農業と言っても、これは受け継ぐ人方がふえていくと思います。ただ、どうしても今価格が不安定、特に日本の場合には工業製品を輸出し、その見返りに農産物を受け入れなければならないと。WTO、そういう部分で工業系の企業は経営がいい、その分その見返りが農業関係に来ているのかなというふうにも感じております。ただ、そこでやっぱり勝ち抜いていくためには消費者からとれば先ほども何回も言いますが、安全なものであると。日本の農産物は世界一やっぱり安心できるという部分が重要になってくると思います。ただ、やはり消費者は少しでも安い方がいいと。農業者は少しでも高い方がいいと。これは農業者と消費者とは意見が一致することは永遠にないだろうと、こう思っているわけですが、そういう厳しい中でも当南部町、頑張っている農家の方々もありますので、特に認定農業者の方々、エコファーマーの方々、そういう方々がしっかりと地域の農業、また放棄地が少しでも減っていくように、そのために50アールから20アールの下限面積、ここも南部町の特徴として打ち出しながら、決して若い世代だけではなく、退職されて60という、今の時代からするとまだまだ若い年齢でございますので、そういう中で農業をやってみようかと、そういう方々にも呼びかけをしてまいりたいと、こう思っております。

農業委員会の方につきましては、主に恐らく3条、4条、5条についての審議が主になってい

るのかなと、こう思いますけれども、いろいろな議員おっしゃるように、私は発想の転換というものは非常に大事なことで、こう思っています。特区にしてもいろいろなやっぱりそういう発想の転換等から特区というのでも出てくるでしょうし、一時どぶろく特区も検討いたしました。ただ、非常に申請料、登録料、これが100万円近くかかるということで、なかなかその分を負担して個人でやるにはどぶろくをつくっても採算が合わないということで、よくやっているところは民宿を営みながらとか、そういう方々は県内においても特区を取っているところがございます。どぶろく特区に限らず、減反の特区という議員のお話もございました。そういう部分が可能なのか、特区になった場合には先ほどの交付金がなくなる、その辺も免除されるのか、そういう部分も調査をしながら取り組む必要はあるかなと、こう思っております。いずれにしても、本当にいろいろな発想の転換、こういうものも大事だなと、こう思っておりますので、先ほども申し上げました我々も常に今やっているのでもいいのか、常に自問自答しながら取り組む姿勢というものが大事だと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 工藤議員の多目的バスの契約の方法でございますけれども、今手元に資料がございませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、記憶しているものでは、1日当たりの経費に運行日数の年間契約という契約であったと記憶しております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 要するに私が今言いたいことは、農林省というのは日本の政治の制度の中で、一番悪い官僚制度がそっくり残っていて、殻をなかなか破れない。だから、昔のお代官様と庶民の関係といいますか、逆らえば補助金をあげないよというのが続いているから、その制度上できないという答えはわかるわけですが、あえて特区にすべきだとかいろいろ聞いているのは、安全安心という農産物をつくるというのはもう今の時代最低限条件だと思うんですが、この町でたしか農産物の売上が約100億円、直売所等の売上が5億円だとすれば、恐らく残りの95億円は漠然とした数字ですから違うかも知れませんが、95億円の農産物は恐らく町営市場なり、

いろいろな仲卸業者なり、そういうところを経由して、農協を経由して中央の市場へ行っているのかなと。さっき、川守田議員がGAPということを行いました、大手の例えばイオンの取引なんかを見ていると、イオンの売上というのが年間四、五兆円に今なっていると思います。イオンの取引基準というのがあるわけですよ。そうすると、例えばGAPのほかにイオンではどういう基準というか、スタンダードを設けているかという、イオン・グットデリバリー・プラクティスとか、イオン・プロダクトサプライヤー・スタンダードという一つの基準を設けて、それに沿った仲卸業者からの農産物を買っていると。そういう経由した流通を経た農産物の流れが年々ふえている状況ではないかなと、私は想像するわけです。だとすれば、ここの町の場合は、幸い町営市場もありますし、安全安心なものをそういう基準にのっとった生産流通をさせることによって、他の産地よりは幾らかでもいい条件でコンスタントに売れる可能性は高いんじゃないかなと。そういう視点で一つ質問したということと、いわゆる減反減反というよりも、減反をするというよりは転作をして、その転作をしたものをいかに安定して販売するか。そして、付加価値を上げるか、そっちに金をやらないと、ただ、減反に協力しましたという部分で補助金を出すというのは非常に疑問を感じるわけです。私はたまたま明治乳業の系列の明治飼料さんという会社に倉庫を貸してまして、毎日15トンぐらい受け入れて、15トンで青森県と岩手県の県北に出荷しているんですけども、その担当者から聞きますと、例えば青刈りした米なんかは反当2万円ぐらいの売上にしかないから五、六万円補助金がないとやっていけないとか、あるいは飼料用の米をやった場合に、うまくやって反収1トン上げられるけれども、それは流通の経費を差し引くとトン四、五万円ではなきゃ合わないからやっぱり最低5万円か6万円の補助がないとやっていけないだろうとか、そういう話をよくするわけですが、その飼料にしても何にしても、農地をなるべく遊ばせないで、ここで有機の栽培をしながら、とにかく安定した収入に結びつけて後継者が安心して取り組めると。そういう施策というのは何か今までの農政の流れを見ていると、国だけを頼りにして、国の制度にだけのことって、それに言うことを聞いてうまくいくのかという、多少反抗した方がうまくいくんじゃないかなというような気もして、こういう質問をしたわけです。

そういうことで、この特区というのは私も勉強していませんが、多少なりとも国からの縛りが解けるのであれば取り組めるところから取り組んでほしいなと。そういう視点で伺ったわけです。特に、私は例えばイオンをさっき例にしたわけですが、この町の中にはいわゆる青果物の仲卸で結構な規模の商売をなさっている方が結構いるかと思うんですが、その辺何か町営市場の市場長さんの方からでも何か思いがあればお答え願いたいと思います。この辺で私の質問は終わります。

○議長（小笠原義弘君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 農家の販売のことについて、今お尋ねあったわけですがけれども、町営市場には買受人の方々、今現在50人ほど登録して、毎日それぞれ商売、それで中にはほかの市場に転送される方、あるいはイオンとか、スーパー、そういったところ取引している方、いろいろな形態がございます。求められているのはやはり安全安心な農産物、今ほど強く求められているものはないと思います。先般も青森県加工さんですか、果汁の偽装表示の問題があったわけですがけれども、そういったものが出てきますと、市場の対応はどういうものを取り扱っているかという問い合わせはすぐ来ます。私たちは農家の方々に自分は農薬法で定められている基準をしっかり守ってやっているという、そういう誓約書、そういったものをいただいて、取引しています。今はいろいろな形態のところからの取引の相手がありますので、議員がおっしゃっているようなイオンさんの経由で確かに高額で取引されているケースもあると思います。ただ、いろいろなケースがありますので、それぞれのニーズにこたえながら、さらに検討を加えながら取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろ工藤議員からも情報、またご指導をいただきながら取り組みをさせていただきたいなと思います。

先ほど議長と工藤議員さんにお許しをいただきまして、実は昨日、夏堀議員さんのご質問でひとり世帯、高齢者世帯等の名簿を作成しておいて、消防団員の方々等々にもやはり配付することによって、早い安否確認ができるという答弁をさせていただきました。その中で1点訂正させていただきたいのが、「情報公開」という形で私発言しましたので、ここを「個人情報保護」の関連と、ここに訂正をさせていただきたいということでお許しをいただきました。よろしくどうぞお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、９月３日は議案熟考のため休会とし、９月４日は午前10時から決算特別委員会を開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後２時39分）

第18回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成20年9月5日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 第 1 | 報告第13号 | 平成19年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告について |
| 第 2 | 報告第14号 | 平成19年度南部町財政の健全化判断比率の報告について |
| 第 3 | 報告第15号 | 平成19年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について |
| 第 4 | 議案第73号 | 平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 議案第74号 | 平成19年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 議案第75号 | 平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 議案第76号 | 平成19年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 議案第77号 | 平成19年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第78号 | 平成19年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 議案第79号 | 平成19年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 11 | 議案第80号 | 平成19年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 12 | 議案第81号 | 平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について |
| 第 13 | 議案第82号 | 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 14 | 議案第83号 | 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 15 | 議案第84号 | 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 16 | 議案第85号 | 平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 17 | 議案第86号 | 平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 18 | 議案第87号 | 平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 19 | 議案第88号 | 平成19年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 20 | 議案第89号 | 平成19年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 21 | 議案第90号 | 平成19年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |

- 第 22 議案第91号 平成19年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第92号 平成19年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第93号 南部町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第94号 南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第95号 南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第96号 南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第97号 南部町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第98号 南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第99号 三八視聴覚教育協議会規約の変更について
- 第 31 議案第100号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 32 議案第101号 平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 33 議案第102号 平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 34 議案第103号 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第 35 議案第104号 平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 36 議案第105号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 37 議案第106号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 38 議案第107号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 39 議案第108号 平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 40 議案第109号 平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 41 議案第110号 平成20年度介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 42 発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案
- 第 43 陳情第2号 南部町の非核平和自治体宣言を求める陳情書
- 第 44 陳情第3号 青鹿長根、高屋敷線（その他2201）地区道路整備に関する陳情書
- 第 45 常任委員会報告

追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明

追加第2 議案第111号 工事請負契約の締結について

追加第3 議案第112号 財産の取得について

追加第4 発議第8号 非核平和自治体宣言に関する決議案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総務課管理監	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	中 野 雅 司 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
農村交流推進課長	小笠原 覚 君	商工観光課長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君

名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代表監査委員	鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第18回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時03分）

○議長（小笠原義弘君） ただいま立花寛子君から、9月2日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、会議録に記載がないため、発言の中の「昭和30年代当時に奥羽生コン株式会社が仕事上生ずるコンクリート片の処理に困ってと、そういう事実が会議録に記載されているわけであります」その部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、立花寛子君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第13号、平成19年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。説明は簡略にお願いいたします。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） それでは報告第13号、平成19年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてご説明をいたします。

報告理由であります。平成19年度青森県新産業都市建設事業団の決算が同事業団の理事会で承認され、地方自治法施行令に規定された附属書類に監事の意見を付けて提出されましたので、報告するものであります。それでは、決算につきまして決算書類から抜粋してまとめました決算資料により、ご説明をいたします。

次のページをお開き願います。初めに、平成19年度特定事業決算資料によりご説明をいたします。この特定事業といいますのは、事業団が構成団体から委託されて土地を取得造成し、その土地を事業団が処分する事業でございます。

次のページをお開き願います。19年度特定事業会計決算概要でありますけれども、受託事業の概要。これは、事業団が現在管理している造成用地で表の上にありますように、金矢工業用地、それから桔梗野工業用地、百石住宅用地、八戸北インター工業用地の四つでございます。用地の処分率でございますけれども、表の下の欄でございます。19年度末で金矢工業用地が13.7%、桔梗野工業用地が90.2%、百石住宅用地が95.1%、八戸北インター工業用地が61.8%、全体で57.3%の処分率となっております。前年度は55.9%でございました。

(2)ですけれども、平成19年度用地売却実績でございますけれども、桔梗野工業用地2件ございました。それから、八戸北インター工業用地が3件、合わせて5件で面積の合計は表の下の欄ですけれども、3万3,769.88平方メートル。契約金額は6億1,588万4,036円となっております。

2ページをお開き願います。決算の概要でございますけれども、収益的収入及び支出、いわゆる損益計算書でございますけれども、四つの工業用地につきまして収入支出記載してございます。一番下の欄でございますけれども、翌年度繰越剰余金、金矢工業用地につきましては43億9,289万8,962円の赤字でございます。それから桔梗野工業用地は、33億2,158万5,067円の赤字となっております。それから百石住宅用地につきましては、17億7,706万4,983円の赤字となっております。八戸北インター工業用地につきましては、13億3,333万5,570円の黒字となっております。

3ページをお開き願います。資本金収入及び支出につきましては、現在、用地造成事業を実施しておりませんので、ここはございません。

次のページをお開き願います。平成19年度特定事業以外の事業、決算資料でございますけれども、特定事業以外の事業といいますのは事業団の管理運営に係る事業、これは一般会計として処理してございます。それと、構成団体から委託されて造成した工業用地などが売却目標を達成した後、残地の環境整備に係る事業。これは、一般事業会計として処理してございます。これらの二つの事業が特定以外の事業でございます。

次のページをお開き願います。平成19年度一般管理会計決算でありますけれども、上から2段

目です。一般管理会計歳入、総額は収入済額が5,316万5,715円で、収入の主なものは設置団体、これは青森県と3市5町でございますけれども、その負担金。ちなみに南部町の負担金は19万1,000円でございますけれども、それと前年度繰越金とそれから新産会館がございますけれども、その賃貸料などが収入の主なものでございます。

次のページをお開き願います。歳出でございますけれども、上から2段目、歳出総額は事業団費で支出済額が3,620万7,879円。この主なものは事業団の運営、それから新産会館の管理費用でございます。それから、下の表でございますけれども、一般管理会計の歳入合計が5,316万5,715円、歳出が3,620万7,879円、差し引き1,695万7,836円が翌年度の繰り越しとなります。

3ページをお開き願います。一般事業会計の決算でありますけれども、一般事業会計は臨海工業用地事業、それから市川工業用地事業、百石工業用地事業の三つの事業をまとめたものでございます。上から2段目でございますけれども、事業収入総額が収入済額が2,025万3,004円で、主なものは積立金の利息でございます。

4ページをお開き願います。歳出でございますけれども、事業支出で支出済額が2,015万8,466円で、この主なものは積立金と環境整備に係る臨時職員の賃金でございます。

5ページをお開き願います。中段の表でございますけれども、一般事業会計の19年度歳入総額が2,025万3,004円、それから歳出が2,015万8,466円で、差し引き9万4,538円が翌年度の繰り越しとなります。

以上、事業団の決算概要についてご説明をしましたが、決算につきまして、監事より審査の結果、公正かつ適正に行われているとの意見書をいただいておりますので、申し添えてご説明とします。

なお、決算書類の冊子につきましては、別冊として添付してございます。

以上でございます。

工藤久夫君 着席

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第13号を終わります。

報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、報告第14号、平成19年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 報告第14号、平成19年度南部町財政の健全化判断比率の報告について説明申し上げます。

まず、3ページ目の結果の数値から説明し、後でお手元に配布しております二つの資料によって詳細に説明したいと思います。

まず、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、三つ目の実質公債費比率、将来負担比率、四つの指標が健全化判断比率の指標になってございます。

まず最初の実質赤字比率でございますが、赤字がなかったため「—」という横棒で表示しております。括弧書きにつきましては、早期健全化基準の数値を示しているところでございます。

二つ目の連結実質赤字比率につきましても、赤字がなかったため「—」という表示でございます。

三つ目の実質公債費比率につきましては、21.3%という結果でございました。早期健全化基準につきましては、25.0%ということでございます。

将来負担比率でございますが、163.2%。括弧書きといたしまして350%という数値でございます。これが結果の数値でございます。

お手元に二つの資料を配布してございますので、初めての議会への報告となりますので、若干法律の概要と判断比率の積算、算定基礎数値などについて説明をしてみたいと思います。

まず最初、地方公共団体財政健全化法についてという資料があると思います。総務省というような形で書いております。その1ページ目でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律についてということございまして、新しい法制、上の方でございます。それぞれ健全化判断比率をもとに、団体の財政状況を三つの段階に区分して明示しております。健全段階、そして真ん中の財政の早期健全化、そして右の方の財政の再生。この三つの区分の中でやるべきことが示されております。健全段階においては、指標の整備と情報開示の徹底。それから真ん中の財

政の早期健全化においては、自主的な改善努力による財政の健全化を図ると。財政の再生につきましては、国などの関与による確実な再生を図るということでございます。当町は健全段階でございますので、やるべきことは指標の整備と情報開示の徹底ということでございます。その中で、指標でございますが、フロー指標、先ほど申しました実質赤字比率、連結実質赤字比率、そして実質公債費比率。ストック指標としましては将来負担比率を整備してくださいと。この中で下の方であります、監査委員の審査に付し、議会に報告して公表してくださいということでございます。

2 ページ目でございますが、法における監査委員の役割とございます。財政指標の審査をしてくださいということでございまして、法第3条には健全化判断比率の公表等とありまして、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないと定められております。その次の資金不足比率の公表等についても、同様のことが記載されております。これが監査委員の役割でございます。

3 ページ目でございます。法律による対象ということがついておりますが、地方公共団体の会計は一般会計、それと、以外の特別会計に分けて決算、予算執行しておるところでございますが、法の対象におきましては、普通会計と公営事業会計に分けて見ますということでございます。普通会計とは、一般会計と特別会計の中の一部を取り込んだものが普通会計でございます。それ以外の会計は、公営事業会計と称しておるところでございます。指標の判断の対象でございますが、実質赤字比率につきましては普通会計で見ますと。

次の連結実質赤字比率につきましては、公共団体の全会計を赤字か黒字かということで見るということでございます。

三つ目の実質公債費比率、これにつきましては一部事務組合まで拡大して、町の債務、いわゆる南部町がどれくらいの債務を負っているかということ、一部事務組合まで拡大して見るということでございます。実質公債費比率ということは、借入金の償還、あるいは債務負担行為による将来債務を約束したものなどが含まれております。右の将来負担比率でございますが、地方公社、あるいは第三セクターなどまで拡大して、南部町が将来負うべき全債務をここで見るということでございます。右の端のところの資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとに算定しますということの法律の対象でございます。

4 ページ目に入ります。この健全化判断比率、算式等が明示されております。一番上の実質赤字比率は、標準財政規模に対して一般会計等、いわゆる普通会計でございますが、赤字がどれぐ

らのパーセントとかということを見る算式でございます。

二つ目の連結につきましても、全会計標準規模に対してどれくらいなのかということを見る算式でございます。

三つ目、実質公債費比率、3カ年平均でございますが、ここはいろいろな算式がありますが、分母には標準財政規模から元利償還金・準元利償還金を引くと。これは、交付税に算入される額でございます。それを分母から引きますよ、標準財政規模から引きますということで。分子につきましては、地方債の元利償還・準元利償還というのは一部事務組合まで含めた、特別会計まで含めた債務、いわゆる借入金の償還の負担をプラスしまして、それから引くところの特定財源、これは償還に充当される特定財源がございます。これは、ちなみに公営住宅の使用料等が入っております。それから、交付税に算入される額を引いて求めなさいよと。これを3カ年平均で見ますという算式でございます。下のところに準元利償還金のいろいろな説明が書いておりますけれども、後で読んでいただきたいと思います。

5ページ目でございます。将来負担比率という算式でございます、いろいろとまた算式がございます、分母には先ほどと同じように標準財政規模から交付税算入額を引いたものが分母。分子は将来負担、いわゆる町が将来どれくらい債務があるのか、会社で言えば倒産額というようなことで言われますけれども、将来負担、南部町がどれくらい将来の負担を持っているのかという額を示して、それから充当可能基金、いわゆる財産ですね、基金、貯金などと特定財源とそれから交付税に算入される額を引いて求めるものが将来負担比率でございます。最後の資金不足比率でございますが、事業の規模が分母で分子が資金の不足額、いわゆる赤字額で求める、これは公営企業会計に適用される算式でございます。

こういったもので法律が定められておりまして、その次に南部町健全化判断比率という資料がございます。それによって具体的な数字をこれから示してまいりたいと思います。

まず1ページ目でございますけれども、報告の中にある数字が書いてございます。それは省略いたしまして、下の方の表でございますけれども、標準財政規模が示されております。後で具体的な数字を申し上げます。その中で早期健全化基準と財政再生基準のパーセントが示されておまして、これに一つでも抵触するといろいろな制約の中で計画をつくっていかねばならないという指標でございます。

具体的な数字に入ってまいりたいと思いますが、2ページ目でございます。縦長の数字でございますが、この中で一番下のところで標準財政規模という表がございます、標準税収入額等と普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を足したものが標準財政規模ということでございます。

これは、交付税の中での算定から求められる数字でございまして、標準財政規模、ちょっと文章化すると、普通の状態で通常収入となる経常一般財源の総額という文言で示されております。一番上の標準税収入額等ということは、町税、地方譲与税、交通安全対策交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、それから市町村交付金、いわゆる一般財源のものでございます。普通交付税は、毎年これは決定されるものでございまして、19年度の決定額でございます。一番下の臨時財政対策債発行可能額。これは、従前交付税の中に算入されていたものを、借金で借り入れてしてくださいよと。これを償還する場合、交付税に後年度100%参入するということでございます。これらの数字が19年度標準財政規模67億8,453万9,000円、これが当町における標準的な財政規模というように示されております。

上の方の数字でまいります。実質赤字比率、普通会計でございまして、一般会計、学校給食センター、農林漁業体験実習館、ポートピア交付金事業の特別会計、一つの一般会計と三つの特別会計を入れて、四つの区分で普通会計が構成されております。実質収支額はどこの会計も赤字がございまして、黒字でございます。計の欄A、2億2,130万2,000円が普通会計においての黒字額でございますので、赤字がないため比率は「—」となっております。その中に、参考的に早期健全化基準では14.12%でございますので、赤字額の限度額が9億5,796万6,000円。これを超しますと早期健全化団体に移行するということでございます。

二つ目の連結実質赤字比率を求めるための表でございまして、公営事業会計と公営企業会計に区分されております。普通会計以外の会計でございしますが、公営事業会計に置きましては国民健康保険、介護保険、老人保健、介護サービス事業、介護老人保健施設特別会計、これらの5会計が公営事業会計でございます。その下の公営企業会計でございしますが、公共下水道事業特別会計から農業集落排水事業、簡易水道事業、町営地方卸売市場、工業団地造成事業、国民健康保険名川病院事業。これらが公営企業会計でございまして、どの会計も右の欄にありますとおり実質収支額が黒字でございます。Bのところの計が普通会計以外の会計は7億4,995万3,000円の黒字でございますので、比率は出てまいりません。連結でございますので、上の方のAの合計欄と下の合計欄、AプラスBのところは連結の中の比率でございます。9億7,125万5,000円の黒字でございますので、比率は出てまいりません。そこで、早期健全化基準におきましては、当町は19.12%を超えると法に抵触します。なので、その赤字の限度額が12億9,720万3,000円、これを超えますと早期健全化段階に入るということでございます。

三つ目の実質公債費比率でございます。これは、結果の数字だけを述べておりますが、後でまた表で説明しますけれども、17年度から19年度までの比率を出して、それを、3カ年を平均したも

ので見るということが法律の趣旨でございます。早期健全化基準におきましては25%を超えますと早期健全化に入りますので、当町の結果の数値は21.3%でございます。

次に、将来負担比率の算定となる基礎数値でございますが、将来南部町がどれくらいの債務を負っているのかなというのが示される数値でございます。一般会計地方債現在高、19年度末の当町の借入残高でございます、180億5,112万3,000円。これが20年3月31日末現在の当町における一般会計の借入残高でございます。

次の債務負担行為に基づく支出予定額696万6,000円。これは債務負担行為、いわゆる予算で議決されて、将来支出を約束したものについての数値が696万6,000円でございます。

次の公営企業債等償還繰入見込額33億3,662万5,000円。これは特別会計、いわゆる農集排、公共下水道などなど、特別会計が借り入れた分に対して一般会計が繰り入れて負担する額でございます。

次に、加入組合等公債費負担見込額。これは一部事務組合が借り入れた額について、構成市町村が負担割合によって負担すべき額でございます。8億1,084万5,000円でございます。

次に、退職手当負担見込額25億2,003万3,000円でございますが、これが当町の全職員が全員辞めた場合、退職手当を払わなければならない額、25億2,003万3,000円という数字で特別職も入ったものでございます。これが将来の負担という考え方でございます。それ以外にこの負債に対して当町が債務を解消することができる財産、財産といえますか持っているものでございますが、充当可能基金20億1,563万円。これはいろいろな基金を合計したものでございます。これが債務に対して解消できる基金の総額ということでございます。充当可能歳入、これが4億5,396万円ですが、これは公営住宅の使用料の将来にわたっての入ってくるだろうという使用料でございます。最後のところの地方交付税算入額でございますが130億2,093万4,000円。いわゆる起債の交付税算入額などなど、一部事務組合でも発行したもので町に入ってくる交付税がございます。交付税算入額、これが130億2,093万4,000円という額でございます。

これらが総括的な資料でございます、次のページの3ページでございますが、細かい数字がいっぱい入ってございまして、これが実質公債費、いわゆる借金の返済と債務負担行為、約束した額などの示した数字でございまして、これの算式が右の下のところ分子、分母で計算例が示されております。法律のところで算式を若干説明しましたが、これらが具体的な数字でございます。これらを単年度ごとに計算しまして、三カ年平均したものが囲みの中の21.3%という数字でございます。ここが25%を超えると法で定める計画などをつくらなければなりませんということでございます。ちなみに、のところの公債費充当一般財源など書いてありますが、借金

に町税などの一般財源をどの程度投入したのかということで、19年度では一番下のところで18億7,520万9,000円を借金の返済のために一般財源を充当したということの数字でございます。あと、

とかは、先ほど申しました特別会計への繰出金の中の公債費の負担分、あるいはのところでは、一部事務組合が借り入れた分に対する構成市町村の負担分などなどが付いてございます。

以降は、交付税などなど収入、分母になる部分の数字を分解したものでございまして、それらのもとを計算して実質公債費比率が求められるということでございます。でございますが、将来負担比率の状況とあります。将来負担額、右の上のところですが、先ほども説明しましたが、当町が持っている債務の総額でございまして、地方債の現在高180億5,100万ほど、それから債務負担に基づく支出予定額とか特別会計への繰り出し、一組への負担、先ほど申しました退職手当の負担などなどで、その合計額が、町の債務の総額が今現在、南部町債務合計247億2,600万ほどでございます。この表でいうとそのような数字になってございます。247億2,600万円が当町の将来負担という額でございます。

次の表が充当可能財源等、先ほど申しましたこの債務を解消するために持っている財産、充当可能基金、あるいは充当可能歳入、あるいは交付税に算入される額などが示されておりまして、一番下の表でこのような算式で将来負担比率が163.2%ということございまして、350%を超えますと早期健全化段階に入るということでございます。

以上のことから、当町の財政状況は今のところ健全化判断比率が法の定めるところでは健全段階にありますということでございます。しかし、監査委員の意見にあるとおり実質公債費比率が21.3%と若干高めの状況にあるところでございます。これを改善すべく、当町では財政運営計画、それから公債費負担適正化計画、そして財政健全化計画と3計画を策定して今実行中でございます。繰上償還、あるいは発行の抑制、あるいは大規模事業の計画的執行などに注意を払いまして、指標悪化にならないよう財政運営してまいると考えておりますので、ご協力ご理解よろしく願いいたします。

以上で報告第14号についての説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 今の一般的な社会状況からいきますと、景気は下り坂だと誰でもそう思っていると思うんですけども、この先何年間か景気が悪くなっていくとすれば今までの予想よ

りは、何といいましょうか、財布のひもを閉めざるを得ないのかなと。町税だとか固定資産税とかその収納率が下がるでしょうから、その辺の見通しについてはこの先どのような考えでられるのか説明願います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） この比率を悪化させないということは、分子が膨らんでいけば当然に改善されることが計算上わかるわけです。交付税が伸びると、税が伸びますよというようなことがあれば少し楽になると思いますけども。いろいろ工藤議員がおっしゃるとおり経済状態、いわゆる景気の低迷などなどによりましては、分母がそれほど伸びる可能性は見えないだろうということを私どものこの財政計画の中では見込んでございます。よって、経常経費の圧縮、あるいは収集改革プランによる職員の適正配置、あるいは施設などの指定管理者などによる節減、いわゆる歳出を抑えながら、当然抑えなければなりませんので、そういった経営努力といいますか、民間さんでは当然やられていることを公共団体でもやらなければなりませんよということでございますので、分母をそう大きく伸ばすような計画はつくってはございません。

よって、借金はなるべくしないと。するにしても交付税算入のあるものをする。そういった目玉を見つけまして、事業を展開してまいりたい。単年度に大きな事業が集中しますと、いわゆる借入残高が急に膨らみますので平準化しなければなりません、ということです。総合振興計画が策定されましたので、それらの事業の展開などにも、町民様に約束した事業でございますので、それらのことについても基本的に念頭に置きまして、もろもろ総合的に判断しながら財政運営してまいりたいとこのように考えております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第14号を終わります。

報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、報告第15号、平成19年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 報告第15号でございます、5ページでございます。平成19年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてでございますが、6ページございまして、公営企業に分類される当町の会計は国民健康保険名川病院事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計、町営地方卸売市場特別会計、工業団地造成事業特別会計、いずれも先ほど配付しました資料によりまして赤字が生じてございませんので、「—」ということで表示しております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第15号を終わります。

議案73号から議案第92号の委員長報告、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第4、議案第73号から日程第23、議案第92号までを会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第92号までの平成19年度南部町各会計歳入歳出決算認定について

議案20件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
委員長、河門前正彦君の登壇を求めます。河門前正彦君。

(決算特別委員会委員長 河門前正彦君 登壇)

○決算特別委員会委員長(河門前正彦君) 決算特別委員会のご報告をいたします。

去る 8 月29日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第73号から議案第92号までの平成19年度南部町各会計歳入歳出決算認定議案20件につきましては、9月4日に開催の本委員会におきまして慎重に審査をいたした結果、全議案が原案のとおり認定されたことをご報告いたします。

○議長(小笠原義弘君) 決算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審査結果は議案第73号から議案第92号まで、それぞれ原案のとおり認定であります。

質疑は決算特別委員会で行っておりますので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 議案第73号、2007年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

南部町多目的バス実験運行を行い、通勤通学にあわせた運行ダイヤの編成、運行本数の増便など図られました。便利になったと喜ばれております。農業関係では中山間地域等直接支払交付金事業2,444万8,459円、新規就農者支援事業として264万円措置されました。農業振興で成り立つ当町でありますので、農業関係者との話し合いを持ち、農業発展のため何が必要か創意工夫が求められております。そのことが中小企業や商店街の活性化につながるのではないのでしょうか。学校の耐震化は計画を立て進められるということですので、短期間で終了できるように国に働きかけていただきたい。長引く不況などの影響で先の見えない不安を強く感じています。重い税金に苦しんでいる住民に対して、税金が良い方法で使われていると感じられる街づくりを目指しているではありませんか。反対討論といたします。

議案第77号、2007年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

国保税が高すぎる一番の原因は1984年以降、国が市町村への国庫補助金を削減、国の負担割合

を49.8%から34.5%に削減したことが大きな原因です。そのため、国保加入者に重い負担が課せられ、その上、不況が長引き失業、倒産、非正規雇用の増大、病気などの影響により払いたくても払えない状況が続いています。国保税を払うことで貧困とワーキングプアをつくっていると云わなければなりません。国民の生活と健康を守るため努力され、また、町独自の対策を立て、国保税の引き下げを実施されることを強く要求し、反対討論とします。

議案第78号、2007年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

市区町村が高齢者に対して必要なサービスや実施機関を決定し、措置するという措置制度は取られてきましたが、老人保健法の導入の理由は、公費医療制度を解体するための突破口として制定され、老人医療費の有料化を進めるためです。老人福祉制度の拡充を要求してまいりますが、老人保健法導入の理由に反対しているため反対するものであります。

議案第79号、2007年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険法は保険あって介護なしとの多くの国民の反対を押し切って、2000年4月から始まりました。介護保険の主な問題点は、1、高い保険料。2、重い利用料。3、サービスや施設の不足。4、実態にそぐわない介護認定。5、寝たきりを防ぐ予防給付などの内容が貧弱。6、導入後の改悪による給付削減と負担の強化の六つにまとめられます。介護保険制度導入のねらいは、社会保障の制度を憲法25条が定めた生存権保障から相互扶助の制度に変質させることです。そして、福祉は金で買うものとして、社会保障を大企業などのもうけの場に行っていることです。そのために、国の地方自治体が責任を負って、国民の生存権を保障するための措置制度の解体と連動させています。2009年4月には介護保険は3年ごとの見直しを迎えます。事業計画と介護報酬に基づいて、当町の介護保険料が決定されます。さらなる引き上げが予想されます。ますます、将来介護サービスを利用できない世帯をふやすだけです。国に対しても改善を求めているかなければなりませんが、当町でも介護保険料を抑えるために可能な努力が求められます。介護保険料、利用料の引き上げを食いとめ、減免制度の充実を訴え、反対討論とします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。最初に、議案第73号、平成19年度南部町一般会計歳入歳出

決算認定について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第74号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第76号、平成19年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第76号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第77号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第79号、平成19年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第77号から議案第79号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第80号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第92号、平成19年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの13件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第92号は原案のとおり認定されました。

ここで11時05分まで休憩いたします。

(午前10時52分)

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第24、議案第93号、南部町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第93号についてご説明いたします。

次のページをお開き願います。地方公務員法では職員が役場を退職して、他の市町村や条例で定める法人等に採用され勤務した後、再び役場職員に採用された者について、派遣前の在職期間における非行に対しても懲戒できることと定めております。この条例は、地方公務員法第29条第2項の規定をうけ、派遣前の在職期間の非行に対し懲戒処分の対象となる条例で定める法人について、公庫の予算及び決算に関する法律に規定する公庫と定めていたところですが、この法律が沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律に改められ、この法律で規定している公庫が沖縄振興開発金融公庫となることや、株式会社日本政策金融公庫、それから地方公営企業等金融機構に移行されることに伴い、改正後の法律を引用しないこととし、条例から削るものであります。

附則、この条例は平成20年10月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案どおり可決されました。

議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第25、議案第94号、南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第94号についてご説明をいたします。

地方自治法の一部改正に伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。地方自治法の一部改正についてであります。これまでの議会の議員及び委員会や審議会等非常勤委員の報酬の支給等に関し一つの条に規定してありましたが、議員と委員を分離するとともに報酬を議員報酬に改めたことにより改正するものであります。

次のページをお開き願います。改正する条例の主なところを説明します。第1条、南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてですが、この条例の題名中及び見出し、さらには各条項にあります「報酬」を「議員報酬」に改めるほか、字句を整理するものです。

次に、第2条、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、地方自治法の一部改正に伴い、非常勤の特別職の職員、つまり各委員会、審議会等の委員の報酬、費用弁償に関する規定が繰り下げられたことにより改めるものです。また、「議会の議員、国または地方公共団体の常勤の職員を除く」については、それぞれ別に定められているので削るものであります。

次の12ページをお開き願います。第3条、南部町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてですが、報酬を議員報酬に改めるほか、字句を整理するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第26、議案第95号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第95号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

これは、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

次のページ、14ページをお開きください。改正の内容としましては、従来4歳以上児は小学校

就学前まで、入学前児童は入院費のみの助成でありましたが、今回の改正により通院医療費も助成の対象とするものであります。改正する条文としましては、第2条第3項中、それから第6条中の改正となっております。なお、通院につきましては、一月1,500円の負担でこれを控除した医療費を助成するものと改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第27、議案第96号、南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 議案第96号、南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

16ページをお開き願いたいと思います。最初に16ページに「（南部町営住宅条例の一部改正）」とあります。それから、17ページをお開き願いたいんですけども、17ページの下から12行目に「（南部町特定公共賃貸住宅条例の一部改正）」と両方ありますので、両方についてご説明いたします。

今回の改正は、町営住宅及び特定公共賃貸住宅からの暴力団の排除を主たる理由として行うものでありますが、あわせて、入居者の禁止事項についても町営住宅と特定公共賃貸住宅との間で整合性がとれてない部分がありましたので、整合性を図るものであります。

まず、暴力団の排除関係についてであります。入居者資格に入居希望者等が暴力団員でないことを追加する。これは、町営住宅条例は第6条、特定公共賃貸住宅条例は第4条に該当いたします。

それから、入居後の同居の申請時に、同居しようとする者が暴力団員である場合には、承認を行えないこととした。これは、町営住宅条例は第11条、特定公共賃貸住宅条例については第18条第7項になります。

次に、入居者の死亡による承継入居の死亡により、引き続き居住しようとする者が暴力団員あるときは、承認を行えないこととした。これは、町営住宅条例は第12条、特定公共賃貸住宅条例の方は第18条第7項になります。

次に、入居後に入居者・同居人が暴力団員であることが判明した場合に、明け渡し請求を行えることとした。これは、町営住宅条例は第41条、特定公共賃貸住宅条例の方は第20条に該当します。

次に、町長は、これらの措置を行うに当たり必要な事項について、所轄の警察署その他の官公署に照会を行うことができることとしました。これは、町営住宅条例は第46条、特定公共賃貸住宅条例の方は第21条に該当いたします。

ということで、暴力団対策法に規定する暴力団であるかどうかについては、警察で情報を管理しておりますので、役場では把握し得ないということから、公営住宅から暴力団排除を行うためには、警察からの情報提供が前提となる。この点については、警察庁から各都道府県警察本部に対して、積極的な情報提供を行うようということの指示する文書が行われております。

次に、町営住宅条例のその他の改正事項についてご説明いたします。

まず、町営住宅条例の中で「町営住宅建替事業」と「公営住宅建替事業」の用語について、統一を図ることになりました。第5条、第9条、第38条が町営住宅条例の該当する条文です。

第6条については、県営住宅・特定公共賃貸住宅について3カ月以上の家賃未納による明け渡しの請求を受けている者で未納家賃がある者でないことについても、入居者資格に明記すること

といたしております。

第9条において、入居補欠者よりも災害被災者、その他特別な事情がある者を優先して入居させることができることを明記しております。

第24条については、迷惑行為の禁止に係る条文の書きぶりを特定公共賃貸住宅条例と一致させることといたしました。

第25条につきましては、長期不在の禁止に係る条例の書きぶりを特定公共賃貸住宅条例と一致させることといたしております。

第41条においては、同居届出義務違反について、明け渡し請求の対象とするということになりました。

次に、特定公共賃貸住宅条例のその他の改正項目であります。第4条について、特定公共賃貸住宅や町営住宅について、3カ月以上の家賃滞納による明け渡し請求を受けている者で未納家賃がある者でないことについても、入居者資格に明記することとしました。

次に、第18条の2について、迷惑行為の禁止を明文化することとしております。

それから、第18条の3においては、長期不在の禁止を条例で明文化することとしました。

附則、この条例は平成20年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほどの説明で当町が警察と連携をとってその確認にあたると。警察との連携をもって、暴力団員であるかどうかということの確認をするというのが盛り込まれたわけですね。ということは、今までそういったことはしてなかったということ、確認はしていなかったということなんですか。どういうことなんですか。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 今までは特に入居者資格においては入居申し込みを取るわけでは

けども、当然、暴力団員であるかないかというのは、本人はそれを書くわけではございませんので、今まではわからないで入れていたことがあるということです。今回は暴力団対策法の中で公営住宅等に入る場合には、それは町の方で所轄の警察署に行って、疑わしき方を照会するということです。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 私も疑わしきとか心当たりある人は何人かあるんですが、ぜひ照会するのがいいのかなと思ったりもするんですけど、この町営住宅に限らず生活保護の件に関したりしても、例えば、県の職員自体がそういう情報を把握するシステムを持っていなかったりするのにはちょっとびっくりしたりするんですよ、ある経験から。それで、暴力団対策法というやつですかこれは、それに基づいているわけですよ。そういった随分と片手落ちなシステムが続いてきたんだなという感想があるんですね。これは、町営住宅に限らず、例えばバーデハウスの使用の条例に関してもこういったたぐいのものがあつたと思うんですが、それぞれの条例に対してこれから広がっていくものなのでしょうか。整備していくものなののでしょうか。お伺いします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

最初に、生活保護ということについてお答えします。生活保護法は憲法で定められ国民が誰でも申請できるということになっております。この申請に基づきまして、福祉事務所のケースワーカーが調査するわけですが、当然職業調査等も行いますが、職業によって差別をするというのは今まで聞いたことはございません。あくまでも生活保護は1カ月基準を生活できるかどうかの収入認定により定めるものと理解しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

○13番（川守田稔君） ほかの条例に対してはどうなんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 他の条例では、公園とかいろいろな施設に関しては以前に条例の中に定めて100人以上集まるような場合には拒否できるような規程を定めておりますので、これについても特定できるのは、やはり警察署と相談しながら、情報を入れながらということになりますので、各施設についてはそのように規定をしてございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） この件に関してではなくて、生活保護に関してという答弁があったものですから、それに対して認識のずれみたいなものがありまして。県のケースワーカーの方がいらして、「あの方は暴力団員なんですか」というのこのという質問されたことがあるんです、私ね。「さあ、わかりませんけれども」という話しましたら、暴力団員に対しては生活保護も認めることはできないんですよみたいな、そういうことを言われたことがあるもんですから。憲法に最低限の人間の権利として定められている事例なわけですから、かたぎな方なのか、はちきゅうさんの方なのかはまた別として、そういう生活保護の部分で認識のずれがあって、町の条例の部分ではそういう厳然とした部分があるというのは、全体的なバランス感覚を欠いているんじゃないのかなと思うところがあるんです。私のバランス感覚がよろしくないのなんですか。見解を伺いたい。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 生活保護の申請につきましては機関委任事務であり、町村は申請があれば進達をするという事務になっておりますので、内容等につきましては暴力団であるというようなところまでは調査しておりません。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第28、議案第97号、南部町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 19ページでございます。議案第97号、南部町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由でございますが、ふるさと南部町に貢献したいという想いのもとに贈られた寄付金を積み立て活用するため、改正するものでございます。

20ページでございます。第3条のところでございますけども、第1項は改正部分でございます。20ページですね、すいません。第3条のところですけども、第1項のところでは基金として積み立てる額は一般会計の歳入歳出予算で定める、ここが改正点でございます。

第2項につきましては、ここは追加部分でございますが、積立額にはふるさと基金、括弧は除きますけども、積立額にはふるさと基金の受け入れがあった場合において、寄付の趣旨を具体化した施策に直ちに充当される部分を除いた額に相当する額を含めるものとする。これは、寄付のあった年度において直接歳出に充当する方法ともう一つが基金に積み立てておいて将来施策に充当する方法、二と通りの方法をとるという考えでございます、当然に寄付される方の意思がご

ざいますので、その方の意思を最大限尊重するという考えのもとにこういう方法をとるということでございます。寄付の申出書の中に使途の指定、使い道の指定という欄がございまして、申し込みがあった時にこの申出書を送付しまして、寄付される方の意思を確認して積み立てる、あるいは直接充当するという方法をとるということでございます。

この条例は、公布の日から施行するということでございます。

ちなみに、ふるさと納税ということでございまして周知方法といたしましては、いままでとったことでございますけども、広報なんぶ8月号、あるいは南部町のホームページに掲載しております。

それから、二つ目として町出身者で組織される町外のふるさと会の会員の方々にこの広報紙を発送してございます。

それからもう一つ、この制度をもう少しわかりやすい解説したパンフレットをこれから作りまして、各方面に配布してまいりたいとこのように考えております。

それから、もう一つですね、町のホームページを見てこの制度を知った方が先月の上旬でしたが寄付の申し出がออกมาして、受け入れしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第29、議案第98号、南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第98号についてご説明いたします。

この条例改正は、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、改正するものです。

22ページをお開き願います。第5条第1号は、自己啓発休業の対象となる開発途上地域における奉仕活動について規定しておりますが、先ほど申し上げました法の一部改正に伴い、引用している条項を繰り下げるものであります。内容が変わるものではありません。

附則、この条例は平成20年10月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第30、議案第99号、三八視聴覚教育協議会規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） 議案第99号、三八視聴覚教育協議会規約の変更についてご説明申し上げます。

八戸市視聴覚教育センター児童科学館に指定管理者制度が導入されることに伴い、三八視聴覚教育協議会の事務所が平成21年4月1日から変更になることから、同協議会の規約の一部を変更することについて構成団体と協議するため、地方自治法第252条の6、同法第252条の2第1項及び同条第3項、これらの条項は協議会の規約の変更には構成団体の議会の議決を要するとうい条項でございます。この規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次の24ページをお開き願います。規約の変更内容であります、第5条中「八戸市児童科学館」から「八戸市」に改めるとあるのは、協議会の事務所の位置を変更するものでございます。

附則、この規約は平成21年4月1日から施行するとしており、指定管理者制度導入の期日に合わせてあります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この視聴覚教育協議会というのはどういうことを具体的に行っている団体で、目的とかメンバーみたいなものを教えてください。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） ご質問にお答えいたします。

三八視聴覚教育協議会の目的といいますか組織でございますが、昭和46年に設立されておりました、八戸市及び三戸郡内全市町村で構成されておりました、委員の構成につきましては教育長、八戸市については市長を入れておりますが、とそれと小中学校の校長会、八戸市の小中、それから郡内の小中と。それと、視聴覚研究部会の先生方といいますか八戸市内小中1名ずつ、郡内小中1名ずつというふうな構成になっておりました。視聴覚教材を購入し、ライブラリーといいますか貸し出し等共同で使っております、その購入、管理保管、そして巡回、貸し出し、それから教育振興の視聴覚関係の研究会の講習会等、映写機の技術の普及、向上というようなことと、教材の共同制作というような関係を進めておりました。ちなみに、負担金の方でございますけれども、均等割20万、人口割それぞれ、そして運営費の方は全町村3万円ということになりまして、南部町においては平成19年度でございますけれども、50万4,000円と3万円合わせて53万4,000円を負担しております、負担金の総額になりますと636万1,000円の運営費となっておりまして。事務費の方の会計においては、3万円の負担金、210万円集まりますけれども、繰越金含めて300万程度の事務費の運営と。あと、教材の購入費が615万集まっておりますけれども、593万7,000円は教材と。16ミリ映写機が19万8,000円と。ビデオの教材が55本、315万7,000円と。DVDの教材が34作品、258万というふうな昨年度の実施報告がきておまして、印刷製本費がそれに17万6,000円と。ほぼ集まったお金611万3,000円でございますけれども、支出した額は611万3,000円でございますけれども、ほとんどが教材の購入費に充てられておまして、教材の種類におきましては、16ミリ映画、ビデオ、自主製作したビデオ、レーザーディスク、DVD、それから教材と。その他にコンピュータソフトというふうなことでありまして。ちなみに南部町においては昨年度でございますけれども、16ミリが1件、ビデオが9件ほど借りて活用しているところでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほどの工藤議員の質問に関連してなんですが、この施設が指定管理者制度に移行するということなわけですか。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） 八戸市が事務を担当しております、うちの方の規約におい

ても事務所を八戸市に置くと、八戸に管理保管するということになってますので、その八戸市において施設そのものを指定管理者制度にするものですから、そこに職員がいなくなるので八戸市の方の市庁舎の方に入るかと思いますが、そちらの方で取り扱うというふうな方向にあるのかなと考えておりますが。

○13番（川守田稔君） よくわからないんですけども。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） 施設そのもので今の協議会を運営しているわけですが、でも、運営している事務所のそのビデオ等管理している施設が指定管理者制度になりますので、そこに職員が居られなくなるというようなことで、その位置に指定しているのを取りかえるということでございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） この条例の改正はそうすると事務所が変わるということなわけでしょうか。それだけのことでしょうか。教材の購入ですとか保管ですとかそういった運営がその具体的な日々の業務自体が指定管理者制度に変わるということなのであれば、ちょっとこれだけでよろしいのかなという疑問もあるんですが。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） 協議会の業務そのものは何ら変更するものではありません。今回のこの議案につきましては規約の変更ということでございまして、その規約の変更には関係団体の議会の議決を要することですので、この規約の承認をいただければ、そちらの方にこれを送付して、協議会そのものでは設立の際と同じ条項に基づきまして県の方に届けて、協議会の規約の変更というふうな手続きに入るための議決をお願いしているものでございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） よくわからないんですよ、わからないんですよ。そうすると、今までの構成ですとか構成市町村の負担金というのは同じなわけですよ、そういうことですよ。そうすると、しからは、まだ決定前なんでしょうけれども指定管理者というのは何をやるのですか。どういう業務をやるもんなんですか。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） 指定管理者制度そのものは八戸市における手続きの話でありまして、今規約そのものについては、その状況を踏まえまして規約の変更をする手続きのためのお願いをしているものでございまして、業務そのものは何ら変更するものではございません。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） わからないんですよ。規約の変更、規約の変更と、それはわかるんですよ。規約の変更なんでしょうけれども、それが市の手から離れるわけじゃないんでしょうけれども、指定管理者の制度になるという。ということは、あそこの建物自体がいろんな用途で使われていますよね。多分、そうなんですよ、類家かどこかにある施設ですよ。ですから、そこが全体が指定管理者制度になるんですよ、なるということです。そうすると、当然そこに保管されてある今まで購入したライブラリーのソフト、ハードが指定管理者の管理に委ねられるのかなと私は思うんですよ。そうじゃないのかと。しからは、どう、年間50何万も払っているわけですからね。素朴な疑問で済まそうと思ったんですが、よくわかるように説明いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） 同じ答弁になるかと思いますが、八戸市児童科学館という場所をご存じだと思いますが、そこで事務一切、貸し出し等やっているわけですが、その貸し出し等をする事務等を八戸市庁内に移動するんだとこういうことの条例改正であります。業務等は今までどおり実施するということでありました。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第31、議案第100号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） ページが25ページでございます。議案第100号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出の補正でありまして、既定の予算の総額に2億937万円を追加し、予算の総額を105億5,725万2,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

それでは、29ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正、変更でございまして、指定管理者の指定による観光施設管理業務、変更前1億8,062万5,000円を2億2,688万3,000円に増

額補正するものでございます。バーデハウス等の指定管理者である南部町健康増進公社に対する委託料の債務負担行為を補正するものでございます。バーデハウス等の施設管理経費のうち、一般の原油価格高騰によりまして委託料を増額するものです。額につきましては、委託料総額の限度額を定めるものでございます。

次の30ページでございますが、第3表、地方債補正、追加でございますが、公共土木施設災害復旧事業、220万円の限度額を定めるものでございます。なお、この起債でございますが、元利償還につきまして、後年度交付税に95%参入されるという性格の起債でございます。

では、歳出から説明してまいります。35ページまでお願いいたします。2款1項2目の文書広報費346万4,000円の追加補正でございます。これは、公開番組費、いわゆるNHKのど自慢大会事業に対する補正でございます。当初予算、今の補正を合わせまして738万7,000円の経費でもってNHKのど自慢大会を開催するものでございます。

次に、5目の企画費230万円の減額補正であります。特定財源と同額、19節の負担金補助及び交付金を減額しております。当初コミュニティ推進事業を計画しておりましたが、一部事業が不採択になりまして、調整するものでございます。

次の36ページでございますが、9目自治振興費110万円の追加補正でございます。11節需用費110万円でございますが、修繕料とあります。広場集会所の屋根を修繕するものでございます。

次に、10目地域交通対策費380万9,000円の増額補正でございます。委託料でございますが、多目的バス運行業務の補正でございます。燃料分、それから修理分、合わせての委託料の増額補正でございます。24目の肉用牛導入事業基金積立金、当初はありませんでしたが25万円の補正でございます。特定財源の県支出金25万円の歳入を受けまして、歳出で25節積立金25万円を肉用牛導入事業基金積立金とするものでございます。

次に、2款2項1目の税務総務費でございます。973万9,000円の増額補正でございますが、13節のところでございます。委託料900万9,000円でございます。固定資産税関係と説明ございますが、これは、家屋データの整備業務に要する委託料を補正するものでございます。

次に、38ページでございます。3款1項5目のところで、老人福祉施設費536万4,000円の追加補正でございます。28節繰出金でございますが、介護老人保健施設特別会計へ繰り出すものでございます。6目障害者福祉費420万8,000円の追加補正でございます。ここで、13節の委託料30万3,000円、15節工事請負費200万1,000円、合わせ230万4,000円の経費でございますが、施設改修工事とございます。障害者のためのトイレを整備するものでございまして、2施設を計画してございます。ぼたんの里、そしてゆとりあ、2施設に障害者用のトイレを整備するものでござい

す。これは、特定財源の県支出金159万8,000円でございます。その歳入を受けて整備するものでございます。

次に、18節備品購入費160万3,000円でございます。業務用備品でございます。ここで訪問車両1台130万円の購入を計画してございます。

次に、39ページでございます。4款1項2目の保健衛生施設費390万8,000円の補正、11節の需用費でございまして、燃料費、修繕費でございます。燃料費につきましては、ぼたんの里、ゆとりあの風呂をやっておりますので、その中の灯油代の不足分を補正するものでございます。

次に、40ページでございますが、6款1項の10目農業施設費129万8,000円の追加補正でございます。15節工事請負費129万8,000円でございます。その中の明細でございますが、照明灯改修工事84万9,000円。これは、福寿館の外灯を整備するものでございます。

次に、産地直売施設改修工事。これは、ジャックドセンターの改修でございまして、当初予算にも計上してございまして、設計内容の変更、それから資材の高騰によりまして44万9,000円を追加するものでございます。

次に、7款1項1目の商工業振興費1,440万9,000円の補正でございます。8節の報償費1,378万2,000円の追加でございます。これは、誘致企業3社に対する説明欄中、立地奨励金14万円、操業奨励金964万2,000円、雇用奨励金400万円を追加補正し、交付するものでございます。28節繰出金は、工業団地造成事業特別会計への繰出金52万2,000円でございます。

次に、2目の観光費143万円の補正でございますが、11節需用費142万8,000円でございますが、印刷製本費でございます。各種観光パンフレットが不足したため増刷する経費でございます。

次に、41ページでございます。41ページの観光施設費3,404万4,000円の追加補正でございまして、13節の委託料2,312万9,000円、指定管理者でございます。先ほど債務負担行為のところの説明申し上げました。健康増進公社への指定管理料の増額でございます。それから、15節の工事請負費でございます、151万2,000円。説明の中でバーデハウス施設災害復旧工事とございます。先般の地震によりまして、バーデハウスの風呂の排水管が損傷しましたので追加補正し、修理するものでございます。

次の28節繰出金862万円、農林漁業体験実習館特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、4目の市場費でございます。2,007万8,000円の追加補正でございます。28節繰出金2,007万8,000円。町営市場地方卸売市場特別会計へ繰り出すものでございます。このことでございますが、昨日も決算特別委員会におきまして、夏堀議員からもご質問ございました。これは、町営市場へ繰り出しする繰り出し基準というものを設けました。この繰り出し基準を設けることは、

特別交付税の算定項目となるものでございます。名川病院にも繰り出ししてございます。それらについても、繰り出し基準を設けて普通交付税の算入分、あるいは特別交付税の算入分をそのルールによって繰り出ししてございます。今回このルールについて、市場特別会計へもルール化して繰り出しするという性格のものでございます。この繰り出し基準の考え方でございますが、借入金の償還の元金の2分の1、それから営業費用の30%以内について、予算の範囲で定める額を繰り出し基準でもって繰り出すと。この繰り出し基準によって繰り出しますと、特別交付税の処理の中にこの算定項目ございますので、一般会計では特別交付税の算入を受けるという考えでございます。この特別会計への繰り出しというのは特別交付税の取り扱いというのは、地方卸売市場であろうが中央卸売市場であろうが、いわゆる法令で定められて市場法の中で位置づけられている市場でございまして、それらのことについて、健全な運営をしていくために一般会計から繰り出すと特別交付税で見えあげると。こういう制度でございますので、赤字補填のために、資金不足のために最初から出すという考えではございません。いわゆるルールでもって出すということでございまして、一般会計では特別交付税でもって歳入を確保したいとこのように考えております。

次に、8款2項1目道路橋梁維持費でございます。5,521万1,000円の補正でございますが、三つの経費でもって補正してございます。除雪経費の補正でございますが、4,356万1,000円。それから、道路補修につきまして800万円。そして、道路整備につきまして町道2本分で365万円。合わせ、5,521万1,000円の補正をするものでございます。

次に、42ページ、43ページなんですが、2目の住宅建設費1,459万円の補正でございまして、内訳は43ページでございまして、15節工事請負費、同額でございまして、公営住宅建設工事の補正でございます。第2 苫米地駅前団地の道路部分、それから資材単価アップに伴う設計額の変更による増額、もろもろ二つ合わせ1,419万8,000円を追加するものでございます。

次は9款1項2目の非常備消防費でございますが、9節の107万6,000円で費用弁償、消防団員に対する費用弁償でございます。

次に、44ページでございますが、10款2項1目の学校管理費1,111万1,000円の追加補正でございます。大きなものは13節の委託料1,000万6,000円でございますが、説明のところに耐震診断委託業務980万円とございます。これは、剣吉小学校を耐震診断するための委託業務の経費でございます。

次に、46ページでございますが、10款6項2目の保健体育施設費でございます。161万7,000円の補正ですが、11節の需用費148万4,000円。燃料費のほかに修繕費137万6,000円。これは、体育

施設、野球場などなどの修繕のための経費でございます。

次に、３目の保健体育施設整備費125万円の補正でございます。15節工事請負費125万円。運動公園整備工事と説明がございます。用水路の整備のための補正でございます。

次に、最後になりますが11款２項１目の公共土木施設災害復旧費1,000万円でございます。11節、14節、15節合わせて1,000万円でございます。15節の工事請負費850万円でございますが、災害復旧工事、先般の地震で被害を受けた道路２本を復旧する工事費でございます。財源内訳、国庫のところで460万2,000円、起債のところで地方債220万円、そして一般財源319万8,000円を投入して災害復旧工事を行うものでございます。

続いて、今回の補正財源でございます。歳入でございます。33ページにお戻り願います。９款１項１目地方交付税、補正額２億238万4,000円、補正後49億9,718万6,000円。普通交付税を補正財源としております。ちなみに、今年度普通交付税の決定状況でございますが、前年度比２億2,731万7,000円、6.2%の増となりました。この要因は、20年度から参入されました地方再生対策費１億6,790万3,000円、去年ございませんでした算定項目がありましたので、この分が大きな伸びの要因でございます。

次に、13款２項７目災害復旧費国庫補助金。先ほどの歳出でご説明しました公共土木施設災害復旧に対する国庫補助金460万2,000円でございます。

次に、14款２項２目の民生費県補助金159万8,000円。障害者自立支援特別対策事業費補助金でございます。身障者トイレの整備などなどに対する補助でございます。４目の農林水産業費県補助金25万。歳出で申し上げました家畜導入事業費補助金でございます。同額を歳出で積み立てるものでございます。

次は、18款１項１目の繰越金87万7,000円。確定額を計上してございます。

20款１項７目公共土木施設災害復旧事業債。今回新たに220万を計上してございます。以上で歳入歳出のバランスをとりました。

以上で議案第100号についての説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君）　ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

佐々木勝見君　退席

川守田稔君　退席

（午後０時01分）

○議長（小笠原義弘君） それでは休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

○議長（小笠原義弘君） 一般会計補正予算の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○2 番（夏堀文孝君） 36ページの歳出の2款総務費の多目的バスの380万9,000円という補正なんですけども、この説明によりますと燃料費と整備費の追加ということなんですけども、これは燃料費というのは石油が高騰してガソリン代が上がったということですよね。契約はどのような契約をしているのか。ガソリンとか整備代は町持ちで契約しているんですか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課管理監。

○総務課管理監（小萩沢孝一君） この多目的バスに関しましては企画調整課で運用している多目的バスではなくて、名川地区を走っている里バスのことでございます。契約内容としましては、南部バスの方に一括して、燃料とか整備も一括して委託してございます。今回の補正に関しましては、当初予算積算時に燃料費をだいたい110円ちょっとで見てましたものですから、今だいたい150円ほどと。1カ月約5,000リッター使います。年間で6万リッターですので、だいたいその差額ということで240万円くらいの燃料費の補正でございます。その他につきましては整備代ということで、車両が古うございますので、これも南部バスの整備の方に一括して委託してございますので、そういう内容の補正でございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2 番（夏堀文孝君） 南部バスに委託して、バス自体はそうすると町のバスを使っているということですよ、じゃなくて。

○議長（小笠原義弘君） 総務課管理監。

○総務課管理監（小萩沢孝一君） 車両に関しましては、町所有のバスでございます。
以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 40ページの商工業振興費という中に、立地奨励金、操業奨励金、雇用奨励金が3社分ということでしたが、具体的にどこの会社に、働く人の頭数なのか、設備投資の金額なのか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 立地奨励金、操業奨励金、雇用奨励金につきましては、南部町の工場誘致条例で定めた中で支払うとなっております、事業者は多摩川精機株式会社、八戸ハイテック株式会社、有限会社名川製作所の3社となっております。

内容ですけれども、立地奨励金につきましては、工場の等価固定資産総額に100分の1を乗じた額を支給と。操業奨励金につきましては、工場が操業した年度から3年間、各年度の当該工場に課される固定資産税に相当する額を限度として奨励金を交付すると。雇用奨励金につきましては、その工場で新規採用いたしまして、操業の日から1年間以上雇用している新規雇用者がある場合は雇用奨励金を交付するという事で、合併前の福地工業団地の誘致企業につきましては、町内から雇用した場合は一人につき15万円、町外からの雇用者は5万円となっております。それらに該当する方に奨励金として支給するものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案どおり可決されました。

議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第32、議案第101号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） それでは、議案第101号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

第1条であります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ863万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,083万1,000円とするものであります。

52ページお願いいたします。歳入であります。3款1項1目一般会計繰入金862万円の補正をお願いするものであります。4款1項1目繰越金であります。1万5,000円の補正をお願いするものであります。これは、前年度繰越金であります。

次のページお願いいたします。歳出であります。1款1項1目管理費であります。863万5,000円の補正をお願いするものであります。内訳といたしましては需用費であります。消耗品費及び燃料費、修繕料、賄材料費にそれぞれお願いするものでありまして、特に燃料費につきましては、A重油の単価のアップによりましてお願いするものであります。賄い料につきましても、単価のアップと材料費の不足に伴うものを計上させていただきました。

次に、18節備品購入費であります。17万円の補正をお願いするものであります。地震により冷蔵庫が壊れましたので、それを買いかえるものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案どおり可決されました。

.....

議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第33、議案第102号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第102号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条から、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億31万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,884万4,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明します。ページの63ページをお開きください。63ページの中段になります2款2項の高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費及び2目の退職被保険者等高額療養費に増額補正をしております。額といたしましては、一般被保険者の方は3,305万7,000円、退職被保険者につきましては1,022万3,000円を補正しているものであります。これは、4月から6月

の高額療養費の請求状況に応じ、不足額を生ずるおそれがあるために補正するものであります。

次に、64ページにお進みください。6款1項1目の介護納付金でございます。5,217万6,000円の減額補正となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金の交付決定に伴う減額補正となっております。

次に、9款基金費、1目の財政調整基金積立金に1億9,596万6,000円を積み立てするものであります。これは、前期高齢者交付金の確定に伴い、翌々年度に返還が予想される額を積立金として基金に繰り入れするものであります。

次に、11款諸支出金の1目一般被保険者保険税還付金でございますが、140万6,000円を増額補正しております。

次に、同じく3目の償還金1,089万3,000円を増額補正しております。1目の一般被保険者につきましては、年間中の資格喪失等の得喪に関わるその都度の返納金を計上しておりました。償還金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への返還金となります。

次に、歳入の主なものを説明します。60ページをごらんください。歳入の主なものであります。1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は補正額2,719万1,000円を増額補正となっております。内訳につきましては、説明等についております。

次に、1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税は9,571万2,000円の減額補正となっております。

次に、5款1項1目の前期高齢者交付金には2億7,979万2,000円を増額補正としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案どおり可決されました。

議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第34、議案第103号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第103号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条から、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,413万円とするものであります。

初めに、歳出の主なものからご説明します。73ページをお開きください。1款1項1目の医療給付費に補正額400万1,000円を増額補正しております。

次に、歳入をご説明しますので、72ページへお戻りください。歳入の主なものでありますが、1款1項1目の医療費交付金に200万円の増額補正は、12分の6に相当する額となっております。

次に、2款1項1目の医療費国庫負担金には133万3,000円を増額補正となっております。これは、12分の4に相当する額となっております。3款1項1目には医療費県負担金としまして33万3,000円は、12分の1相当の額となっております。

なお、4款、5款合わせて12分の1相当分を町の繰入金と前年度の繰越金を充当して、増額補正となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第102号は原案どおり可決されました。

議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第35、議案第104号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第104号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に4,230万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ20億3,408万8,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明しますので78ページをごらんください。78ページ、歳出でございます。下段の8款予備費、1項1目の予備費に4,148万4,000円を補正しております。

77ページの歳入にお戻りください。歳入の8款1項1目の繰越金に4,148万4,000円を増額補正しております。これは、平成19年度の繰越金を予備費に充当するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案どおり可決されました。

.....

議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第36、議案第105号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第105号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ877万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億7,648万8,000円とするものであります。

81ページをお開きください。81ページには歳入歳出それぞれ同額の減額補正をしておりますが、この減額の根拠となるものは後期高齢者の2割、5割、7割の軽減措置が講じられておりますが、7割軽減が8割軽減にされるための減額補正となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案どおり可決されました。

.....
議案第106号から議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第37、議案第106号及び日程第38、議案第107号を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について及び議案第107号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 議案第106号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補

正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、既定の予算総額から50万円を減額し、予算総額を2億5,343万9,000円とするものでございます。

歳入から説明いたします。88ページでございます。2款1項1目一般会計繰入金を69万8,000円減額いたします。それから、3款1項1目の繰越金ですが、前年度繰越金として19万8,000円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。1款1項1目の公共下水道建設費でございますが、15節の工事請負費、下水道事業工事及び22節の立木補償等50万円等を合わせまして50万円の減額をするものでございます。

続きまして、議案第107号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条、既定の予算総額に650万円を追加し、予算総額を2億7,087万4,000円とするものでございます。

歳入から説明いたします。93ページでございます。1款1項1目の受益者分担金600万円の補正でございますが、受益者加入分担金50戸分の追加でございます。歳入の主なものはこれでございます。

次に、歳出でございますが、94ページ、1款1項1目の一般管理費600万。これは、加入奨励金として支払うものでございます。

次に、2目の15節工事請負費50万円。維持修繕工事費の50万円でございます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 94ページの歳出の一般管理費の中に加入奨励金600万というのがございます。この600万と受益者分担金の50戸分の600万というのが、これはどこの地域で具体的にどういうお金なのかもう少し詳しく説明お願いしたいのと、財源の中に特定財源、その他600万とございますけども、このその他の特定財源とはどういう財源なのか説明お願いします。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） この600万円の加入奨励金がかかるということは、名川地区の集落排水事業でございまして、上名久井地区及び下名久井地区と二つの地区でございまして、供用開始から3年以内の加入であれば分担金を奨励金でお返しするという制度になってございます。上名久井地区も始まりましたので50戸追加をしまして、50戸加入があるだろうと。そうしますと、特定財源でもって600万円の収入があるわけでございますが、これを歳出で600万円、奨励金としてお返しすることになるという、そういう仕組みでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号及び議案第107号は原案どおり可決されました。

議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第39、議案第108号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第108号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

95ページをお願いいたします。第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,823万9,000円を追加し、予算総額を30億8,905万6,000円とするものでございます。

今回の予算補正の理由でございますが、大きく3点ございます。一つは、一般会計からの繰入金増額補正をお願いするものです。二つ目として、前年度からの繰越金の確定に伴うものです。三つ目として、一般管理費の所要額増額補正をお願いするものでございます。

98ページをお願いします。歳入の主なものについてご説明いたします。2款2項の繰入金ですが、一般会計からの繰入金を国が定めているような一定のルールに準じた取り扱いとしたいため、2,007万8,000円増額補正をお願いするものでございます。

それから、2款3項の繰越金ですが、繰越金の確定に伴い2,816万1,000円を追加し、3,222万7,000円とするものでございます。

99ページをお願いします。歳出の主なものについてご説明いたします。1款1項2目の一般管理費でございますが、3節の12万9,000円は人件費の関係でございます。23節の20万円は買受人報奨金の返還金でございます。25節の4,786万4,000円は財政調整基金積立金増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号は原案どおり可決されました。

.....

議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第40、議案第109号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 議案第109号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）、第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に55万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2,066万1,000円とするものであります。

104ページをお願いいたします。歳入であります。1款2項1目土地貸付収入3万3,000円。これにつきましては、八戸森林組合に土地を貸し付けした収入であります。

2款1項1目52万2,000円。一般会計から繰入金であります。

次に、105ページをお願いいたします。歳出であります。1款1項1目一般管理費55万5,000円の補正をお願いするものであります。内容といたしましては、企業誘致推進のための普通旅費22万円、15節工事請負費といたしまして、第2工業団地内の排水路の整備を行うものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号は原案どおり可決されました。

.....

議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第41、議案第110号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(神山不二彦君) それでは、議案第110号についてご説明申し上げます。

第1条でございます。歳入歳出それぞれに674万3,000円を追加し、それぞれ3億9,638万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。下段歳出でございます。総務管理費に674万3,000円を追加し、歳出合計674万3,000円とするものでございます。それに充てる歳入といたしまして、繰入金補正額536万4,000円、繰越金137万9,000円を充てるものでございます。

それでは、歳出の主なものを説明しますので110ページをお願いいたします。110ページ、7節の賃金でございますが、これは正職員が退職になりまして、不補充となった分臨時職員で対応するための計上でございます。

それから、需用費でございます。消耗品費につきましては、オムツカバー、それから介護用のシーツ、食事用のエプロン等の費用でございます。それから、燃料費でございますけども、これはガソリンの高騰による車両の燃料費の補正でございます。それから、修繕料でございます。これは、2階の脱衣室等の床暖房の施設が壊れておりますのでその補修費。それから、入り口にある看板がさび上がって蛍光灯が点かなくなっている分の補修。それから、避難階段の補修費。それから、地震で壊れておる壁の修理費等を計上してございます。

それから、13節の委託料でございます。これは暖房給油業務に用いておりますA重油の高騰による補正でございます。それから、13節の委託料、給食業務となってございますけども、これは

給食業務にあたるための職員の健診費の確定による補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号は原案どおり可決されました。

.....

発議第7号の上程、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第42、発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案についてを議題といたします。

本案は会議規則第39条第2項の規定により、提出者の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。発議第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

.....

陳情第2号、陳情第3号の委員長報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第43、陳情第2号及び日程第44、陳情第3号は、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に、総務企画常任委員長の登壇を求めます。坂本正紀君。

（総務企画常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○総務企画常任委員会委員長（坂本正紀君） 総務企画常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る8月29日の本会議において本委員会に付託されました陳情第2号、南部町の非核平和自治体宣言を求める陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております陳情審査報告書のとおり、あらゆる国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和確立を求めることとして、全会一致で採択といたしましたのでご報告いたします。

○議長（小笠原義弘君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○産業建設常任委員会委員長（河門前正彦君） 産業建設常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る8月29日の本会議において本委員会に付託されました陳情第3号、青鹿長根、高屋敷線（その他2201）地区道路整備に関する陳情書について、9月1日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております陳情審査報告書のとおり、道幅が狭く緊急車両の通行が困難なため、拡幅改良が必要であると認め、全会一致で採択となりましたのでご報告いたし

ます。

○議長（小笠原義弘君） 総務企画常任委員長、産業建設常任委員長の報告が終わりました。

.....

陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第43、陳情第2号、南部町の非核平和自治体宣言を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択とすることに決しました。

.....

陳情第3号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第44、陳情第3号、青鹿長根、高屋敷線（その他2201）地区道路整備に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択とすることに決しました。

常任委員会報告

○議長(小笠原義弘君) 日程第45、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

日程の追加

○議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第111号、工事請負契約について及び議案第112号、財産の取得について議

案２件が追加提案されました。また、先ほど審議いたしました陳情に係る発議１件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案２件、発議１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後１時39分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午後１時40分）
.....

追加提出議案提案理由説明

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第１、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、追加提案であります議案２件についてご説明申し上げます。

まずは、議案第111号、工事請負契約の締結であります。南部町公共下水道事業において、沖田面地内に建築する南部町浄化センター（仮称）の土木・建築工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第112号、物品売買契約の締結についてであります。老朽化に伴い、名川消防団第7分団、剣吉上中町地区を管轄している分団であります。ここに配備する消防ポンプ自動車を買いかえるもので、この売買契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

.....

議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第2、議案第111号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 1ページでございます。議案第111号、工事請負契約の締結について説明申し上げます。

提案理由でございますが、南部町公共下水道事業における南部町浄化センター（仮称）土木・建築工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

2ページございまして、1、工事の表示でございます。（1）名称、南部町浄化センター（仮称）土木・建築工事。（2）、場所、南部町大字沖田面地内。2、請負代金、4億6,886万2,800円。3、契約の相手方、田名部・堀内特定建設工事共同企業体、代表者八戸市石堂2丁目11-21、株式会社田名部組、代表取締役田名部智之。構成員、南部町大字大向字後渡62-5、株式会社堀内工務店、代表取締役堀内将人でございます。

入札会でございますけども、9月1日、13特定建設工事共同企業体による指名競争入札により執行しております。

二つ目として、落札者決定の経緯でございますが、この入札に際し、最低制限価格を設定しておりました。それによりまして、2企業体が失格となっております。それ以外の2企業体の入札額が同額であったため、くじ引き抽選により決定したところでございます。

三つ目として、税抜きベースでの落札率でございますが、予定価格5億5,817万円に対しまして落札価格は4億4,653万6,000円で80.00%でございました。

四つ目として、9月2日仮契約を締結しております。本議案議決後、本契約となるものでございます。また、工期についてですけども、継続費の議決をいただいておりますので、平成22年3月20日までとしておるところでございます。

それで、続いて配付しております入開札一覧表について説明申し上げます。番号と入札業者、

入札金額の順に読み上げてまいります。1、村下建設工業・大春工業、略称で読みますけども共同企業体、4億7,800万円。2、中栄・工藤共同企業体、5億1,000万円。3、石上・石橋共同企業体、5億4,141万4,000円。4、高橋・米内新共同企業体、4億4,653万6,000円。5、大角・三浦共同企業体、4億9,108万円。6、穂積・夏堀組共同企業体、4億6,400万円。7、松本工務店・助川建設共同企業体、4億1,584万円。8、東復・山田建設共同企業体、4億6,300万円。9、寺下建設・夏堀工務店共同企業体、4億390万円。10、田名部・堀内共同企業体、4億4,653万6,000円。11、大館・四戸共同企業体、5億4,000万円。12、小幡・山田共同企業体、5億5,000万円。13、石上苅田・中居共同企業体、5億5,500万円でございます。

前に説明しておりましたが、最低制限価格により失格した企業体は、番号で申し上げますと7と9の共同企業体でございます。それ以外の最低入札金額でございますが、番号4と10の共同企業体ございまして、同額でございましたのでくじ引きの結果、先ほど説明しました10の共同企業体に落札となったところでございます。

以上で議案第111号の説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 常識的な結果を見れば判断からいけば、一番安いのは4億390万だから約4,300万ぐらい安く入れたところが失格で、七十二、三％で失格になって80％がとれたというのは、最低制限価格を設けたということはわかるんですけども。この最低制限価格を80％にした理由と今まで合併して初めてだったと思うんですよこの最低制限価格を設けたのは。これは、どういう理由なのか。それから、悪くとれば最低制限価格のラインを事前にここにすると裏から情報が漏れていけば、何というんですかね、一生懸命安くよくやろうという努力したものがばかを見て、その裏の情報をいち早くキャッチした業者が高くてもとれるという不公平な結果が生ずるおそれがあると思うんですが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 落札率が80％ということでございます。この最低制限価格制度でございますが、新町発足当時この制度の要綱を定めてございませんでした。いろいろ条件付き一

般競争入札だとか、それから最低制限価格だとか入札制度に関わる制度設計をいろいろと研究しまして、今年度から導入するということにしております。

それで、自治法における契約の原則ですけども、自治法第234条第3項においては最低の価格をもって申し込みした者を契約の相手方とすると、これが大原則でございまして、そのまた例外規定がございまして、地方自治法施行令第167条の10の第2項においてこの原則の逆なことを申しております、予定価格の制限の範囲以内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みした者のうち、最低の価格をもって申し込みした者を落札者とできる。ということは、予定価格以内の足切りして、その一番その中の上の中で一番低い申し込みした者を契約の相手方にするというこの例外規定でございまして。この制限価格の趣旨でございまして、平たく大きく申し上げますと、ちょっと読んでみますが、工事等の入札に関して常に最低の価格を提示した者を相手方とするという考え方をとると、入札価格がまったく実勢価格に合致しない不合理なものであっても自動的に契約の相手方となることにより、契約の適正な履行等を確保できず、ひいては町に損害を与えることが予想されることから設けるものですというのが趣旨でございまして、具体的に防止例でございまして4点ほどございまして、考えられることは、一つ目としては、契約期間の途中における契約の不履行。それから、履行遅延や手抜き工事による損害。それから、ダンピングによる、中で四つほどありますけども、工事品質の悪化。それから、下請け業者へのしわよせ。それから、労働環境の悪化。それから、最後には建設業者の健全な発展の妨げということも予想されます。最後には、公正な取引の秩序を乱すこと。こういった4点の事柄が、この最低制限価格を設けることによって防止されるという事例でございまして。先ほど工藤議員おっしゃいました落札率が80%でございまして、制限価格というのは非公表でございまして、入札会の直前におきまして町長から決済をいただいて設けるものでございまして、その80%というのは結果の落札額であって、制限価格の額、パーセントではないということでございまして。

以上でございまして。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） 私は失格になった二つ業者があるんですけども、どちらもこの町の中の業者もメンバーに入っている。今までに非常に予定価格より安く落札してまずいという事例があったから、こういうことをやったのか。そういうのがあったら、議会で私は聞いていないということはなかったと解釈しているわけですけども。だとすれば、非常に入札について不信を抱くわ

けです。例えば、この町内の土木とか建設に関連した業者でも、どうも町の入札はうまく理解できる方法で発注していないとか指名していないから、自分は指名願いを出さないと、ほかで稼いできたほうがいいと、という業者もいるわけです。ですから、こういう入札の施行に当たっては誰が見てもわかるようなルールを提示してそのもとにやらないと、常に不平とか不満が起これると思うんですよ。業者というのは町内全部合わせても、おそらく100社かなんぼでしょう。1社の5人、10人働いていても500人から1,000人だわけですけども、納税者というのはその10倍、10倍いると思うんですよ。そうすると、こういうやり方はおかしいと、どうせやるのであれば私は合併した時から何回か町長、副町長に言っていますけども、本当の一般競争入札をやるべきだと、制限付きはやっても1回も一般競争入札はやっていない。つまり、透明性を高めようとする気がないのだなと私は感じているんです。結果、町民の税金が、透明性が高まらないままの使われ方をしていると言われても、反論できないと思うんですよ。ですから、これは、私はおかしい、私ひとりでもこれには反対討論をして反対しようと思う。認めるわけにはいかない。猛省をそくして、ちゃんと誰が見ても納得できる入札の指名とか選定の基準とルールを説明しないと、同じことをやれば同じような不信感が出ると思うんですよ。そういうことが続いていると、私らはふるさと納税に協力してくださいとこの町の出身者に胸を張ってお願いすることもできなくなるだろうと。まともにこの町のためにがんばろうという、税金を払おうという町民も減るだろうと、そういう危惧を非常に抱きます。ですから、これは、私は仮契約だろうからやり直した方がいい。そして、オープンにもうちょっと競争原理が働くような施行をしないと、いろんな今後の町政の施行に対して協力する人も協力しなくなるんじゃないかと。そういうおそれを抱きます。その点についてどう考えるか、よかったら答えてください。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 前に制限価格を設けないでやって、その不都合というか入札の中身がどうなのかという疑念がわかなかったのかということでございますが、過去に1件ございまして、予定価格に対して低価格な入札金額がございました。そのときには、自治法施行令167条の10の規定によって低入札価格調査制度というものがございまして、その制度を法によって適用しまして、相手の入札業者からいろいろと積算内訳書などを提出していただいて説明していただき調査しまして、その設計でのものが想定されておりまして、同等のもの以上は同等のものを納めます、作りますという一通をとりまして落札決定した経緯もございます。これが、低入札価格調

査制度を適用した事例でございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 今回最低価格、落札価格を設けたということで、私は最低価格はやはり必要だと思うんですよ。というのは、やはり、大きな会社といいますか体力のある会社は、ある程度ダンピングして入れてもそこそこ利益は出せると思うんですが、やはり体力のない会社、体力のない会社が工事をするなというのか。やはり、当町における企業は八戸市内または大きい自治体の企業に比べると体力が低いという、そういうことがありますので、地場産業、企業を育成するという観点からも、農業振興なども大切ですけども、地元の企業もやはり育成していくためにはこの制度はこれからも続けるべきだと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 9月1日に施行されておりますが、この議案は今まで議員の皆さんに配付することはできなかったのか。なぜ、最終日の今追加日程となったのか説明願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 入札会は1日でございました、落札者の決定した日が入札会でございます。その落札者に対して相手方と町との契約行為がございます。それによる期間も必要でございます。落札者イコール契約者というふうにならない場合もございます。などなどいろいろな事務的な作業を進めまして、今回最終日の日程に合わせて追加提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。工藤久夫君。

（14番 工藤久夫君 登壇）

○14番（工藤久夫君） 先ほども質問の中で言ったわけですが、今の最低制限価格を設けるのであれば、事前にオープンに公表したうえでやるのは私は納得できるんですけども、結果として、行政の立場で業者よりは詳しい積算はできないわけですから、それを行政の場で線引き、ラインを作って透明性に欠けた発注をする、契約をするということは、住民からえらい不信感を抱くことになります。私はそういうことで透明性を拡大しないと住民の信頼も町政に対する協力も得られなくなると思いますので、こういう契約には納得できませんから。前にも議会で言っておりますが、一定の基準といいますか、ルールを決めてやってほしいと。1回も今までそのルールを聞いたことがありません。また、過去に低い落札の金額がありましたということですが、そのときに困ったという話も一切議会では聞いておりません。したがって、今回の入札の結果には承服しかねますので、もう1回やり直すことを希望して反対討論とします。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。夏堀文孝君。

（2番 夏堀文孝君 登壇）

○2番（夏堀文孝君） 私は賛成の討論をしたいと思います。やはり、安ければなんぼ安くてもいいというようなそういう工事というのは、後々何かやはり不具合が出てくるのではないかなあと。そういった場合にやはりその責任は町に出てくるのであって、やはり適正な工事をするためには適正な価格というのが必要だと思いますので、町当局の入札は適正であると考えて賛成いたします。

○議長（小笠原義弘君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第3、議案第112号、財産の取得についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 議案第112号、財産の取得について説明申し上げます。

3ページでございますが、提案理由としましては、消防ポンプ自動車の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページでございますが、1の物品の表示でございます。（1）、品名、消防ポンプ自動車。（2）、納入場所、南部町役場。2、売買代金、1,636万9,500円。3、契約の相手方、八戸市売市2丁目4-2、互光産業株式会社、代表取締役梅内利哉。

入札会でございますが、8月21日、6社による指名競争入札により執行いたしました。税抜きベースでの落札率でございますが、予定価格1,569万6,000円に対しまして、落札価格は1,559万円ございまして、99.32%の落札率となっております。納期でございますが、明年21年3月13日までとしておるところでございます。

続きまして、配付しております入開札一覧表について説明申し上げます。入札業者と金額について順次読み上げてまいります。荒沢商会荒沢鉄男、1,566万円。2、互光産業、1,559万円。3、三栄防火機材、1,565万円。4、八戸鉄工所、1,562万円。5、城栄産業、1,566万円。6番目の佐々木隆蔵商店は辞退届けが出まして辞退をしております。

以上で議案第112号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 町内には各消防ポンプが配備されていますが、更新の時期、何年を経過するものであれば更新対象となる考えであるのか。また、古い順といいますか順番とかがあるも

のなのか。また、ポンプにおける入札によってですが、消防ポンプの性能によって価格を判定しているのか。また、そのポンプは希望するものであるのか。いろいろ町内にはタンク車、大きいタンク車がある分団もありますし、ジープ車というような小さい車両ということもありますけども。そういった種類の選定の仕方を教えてください。

○議長（小笠原義弘君） 総務課管理監。

○総務課管理監（小萩沢孝一君） ポンプの更新ということでございますが、ご承知のように南部町には今32個分団、32台の車両があるわけでございますが、一応耐用年数20年と考えまして、20年を過ぎております。今の車両は22年目でございます。昨年購入した森越地区の車両は25年でありました。今後順番ということでございますが、すべて古い順からということで、一覧表にして計画的にはやっていきたいなあとというふうに思っております。

しかしながら、32個分団ございますので、一応平成41年度までの計画で更新していく予定で計画は作ってございますけども、去年入れたもの1台、今年1台入って後30台あるわけでございますので、それが平成41年度までということになれば、21年の中で30台でございますので平均して1.5台ということになれば、それが財政的についていくのかというのもございます。性能的に価格とはいうことでございますけども、基本的にＢＤ－タイプ、ジープタイプは生産してございませんので、各消防団、また町のこれからの防災力の中身をどうしていくか。32個分団体制で、車両32台でこのままいくかということもございます。そのたびどういう車両を整備していくかということは分団と本団、これからも十分協議して進めていかなければならないというふうに思っております。基本的には今ある車両、タンク車、ポンプ車、積載車ですか、タンク車は4台、ポンプ車は23台、積載車は5台ございます。この内容をどうしていくかと。各地区で合併前にどのように、その地区がですね、どういう車両を整備していくかというのは、その地区ごとにいろいろ計画があって旧町村時代で整備をしてきた経緯がございます。その中で、今合併してからこの32個分団体制をどうしていくのかというのは、この後20年間の中でどういうふうにこの車両を整備していくのか、十分協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。立花寛子君

○12番（立花寛子君） これは、8月21日に執行されておりますが、今まで大分時間がかかって

おりますけども、最終日の上程となった理由は为什么呢。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 9月定例会の招集ということで予定していた、議会に報告、議決を求めるといってございまして、いろいろと議事日程、議会の日程でございます。議会運営委員会において会期が決定されるものでございますことは承知してございます。ということで、8月21日でしたけども、仮契約を結びながら早めにという文言がございまして、期間がこれ以上いつまでにということは定めておりません。直近の議会ということでございますので、直近の議会の中での日程の中を考慮させていただきまして、今回、今日の最終日にということの考え方でございます。ご理解願いますようお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 討論を行います。

消防ポンプ自動車購入ということは、住民の皆さんの安全を図るためには大変よいことではありますが、追加日程で議案が上程されました内容ではなく、議会最終日に上程されてよりよい審議ができるでしょうか。時間をかけて調べられないではありませんか。議案の追加のやり方について改善を求めます。議案の調査、研究時間が保障されていないやり方であるという点と議案内容についてなお調査する必要があるという点を挙げまして、議案に反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

.....

発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第4、発議第8号、非核平和自治体宣言に関する決議案についてを議題といたします。

本提案者の説明を求めます。坂本正紀君の登壇を求めます。

（15番 坂本正紀君 登壇）

○15番（坂本正紀君） 発議第8号について提案理由の説明をいたします。決議書の案文を朗読して、説明にかえさせていただきます。

非核平和自治体宣言。地球上からすべての核兵器をなくし、世界の恒久平和と安全を実現することは全人類共通の願いであり、世界で初めて広島、長崎と2度にわたる原爆投下を体験した日本国民の悲願である。63年が過ぎた今なお多くの被爆者が苦しんでいることから、核兵器を廃絶し、町民の命と平和な暮らしを守っていくことが、重要かつ緊急な責務である。よって、南部町はあらゆる国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和確立を求めて、ここに非核平和自治体であることを宣言する。以上、決議する。平成20年9月5日、青森県三戸郡南部町議会。

平成20年9月5日、提出者、南部町議会議員坂本正紀、賛成者、南部町議会議員佐々木勝見、同じく佐々木由治、同じく西塚芳弥、同じく松本陽一、同じく沼畑俊一。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 平成20年第18回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さて本定例会は、8月29日から9月5日までの8日間の日程で開会されましたが、議員各位初め参与の方々には何かとご多忙の折り、ご出席をいただき誠にありがとうございました。また、今議会に提出いたしました全議案とも慎重審議いただき、とりわけ決算特別委員会においては、長時間にわたり終始熱心にご審議いただき、ご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。ご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後の町政運営に生かし、本職初め職員一丸となって、事務事業の推進に努めてまいる所存であります。

景気回復の波が地方にはなかなか広がらないままに、日本経済は好調さを失いつつあります。

個人所得が伸びないなか、投機資金による石油高騰、穀物などの需要に多様化などにより燃料、食料品などの生活必需品の値上がり収まらないという厳しい状況が続いており、家庭の家計に直接に大きな打撃を与えております。とりわけ、石油価格高騰に関しましては、当町はもちろん、青森県の基幹産業である農林水産業初め、あらゆる産業分野に大きな影響を与えております。また、積雪寒冷地でもある本県にとって灯油は生活必需品であり、冬期間の生活に大きな影響を及ぼすことは必至であります。来週末に青森県町村会長として国に対し、石油価格の抑制に向けた抜本的な対策と市町村が行う高齢者世帯、障害者世帯等に対する灯油購入費助成対策並びにその他の石油高騰対策に要する費用負担軽減のための手厚い財政支援をすることなどを強く要望してまいり所存であります。日本経済は燃料、食料品によってわかるように、世界の情勢がすぐに私たちの日常生活に影響します。国、県に要望すべき点は要望しつつも、循環型社会の構築やリサイクル運動、省エネの推進など、私たち地方自治体でも地域と行政が連携し合いながら、少ない経費で最大の効果を上げることのできる町づくりに鋭意努力し、取り組んでまいり所存であります。

議員各位、参与の皆さんにおかれましてはこれまで以上のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君）　ここで、閉会に当たり私から一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、8月29日から本日まで8日間にわたり、平成19年度南部町各会計決算認定を含む議案40件、報告3件など多数の議案について終始熱心に審議され、本日、ここにその全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともにまことにご同慶にたえないところであります。また、町長初め、理事者側各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力されましたご苦労に対しまして、心から厚くお礼申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもちまして、第18回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後2時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 坂 本 正 紀

署 名 議 員 西 塚 芳 弥